

平成28年第1回森町議会3月会議会議録（第1日目）

平成28年3月1日（火）

開議 午後 1時30分

延会 午後 3時25分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
平成27年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 5 議案第 1 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 6 議案第 2 号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4 号 森町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 5 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 6 号 森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 7 号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 8 号 森町行政不服審査会条例制定について
- 13 議案第 9 号 森町過疎地域自立促進市町村計画について
- 14 議案第10号 新町まちづくり（建設）計画の変更について
- 15 議案第11号 路線の認定変更について
- 16 議案第12号 平成27年度森町一般会計補正予算（第9号）
- 17 議案第13号 平成27年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第14号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 19 議案第15号 平成27年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 20 議案第16号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 21 議案第17号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 22 議案第18号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

- 23 議案第19号 平成27年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 24 議案第20号 平成27年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 25 議案第21号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 森町総合開発振興計画の策定に関する条例制定について
- 議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
- 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
- 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
- 議案第26号 平成28年度森町一般会計予算
- 議案第27号 平成28年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第28号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 平成28年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第30号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第31号 平成28年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第32号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第33号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第34号 平成28年度森町水道事業会計予算
- 議案第35号 平成28年度森町公共下水道事業会計予算
- 26 意見書案第1号 児童虐待防止策の抜本強化を求める意見書
- 27 意見書案第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書
- 28 意見書案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書
- 29 意見書案第4号 「医療・介護総合法」を見直し、誰もが安心して介護が受けられる財政・制度改革を求める意見書
- 30 意見書案第5号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書
- 31 意見書案第6号 消費税10%増税（平成29年4月）中止を求める意見書
- 32 議員派遣の件について
- 33 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長16番	野村洋君	副議長1番	三浦浩三君
	2番 菊地康博君		3番 加藤進君
	4番 黒田勝幸君		5番 山田誠君

6 番 檀 上 美緒子 君
 8 番 佐々木 修 君
 10 番 久 保 友 子 君
 12 番 西 村 豊 君
 14 番 松 田 兼 宗 君

7 番 河 野 文 彦 君
 9 番 小 杉 久美子 君
 11 番 木 村 俊 広 君
 13 番 堀 合 哲 哉 君
 15 番 宮 本 秀 逸 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	片 野 滋 君
会計管理者兼 出納室長	釣 隆 吉 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	木 村 浩 二 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安 藤 仁 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	小 井 田 徹 君
企画振興課長	長 瀬 賢 一 君
税 務 課 長	伊 藤 昇 君
収納管理課長	澤 田 勝 則 君
保健福祉課長	山 田 仁 君
保健福祉課参事	住 吉 英 勝 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由 起 子 君
住民生活課長	佐々木 陽 市 郎 君
環境課長補佐	松 田 康 生 君
農 林 課 長	宮 崎 涉 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	黒 川 安 明 君
水 産 課 参 事	岩 瀬 英 一 君
商工労働観光課長	菊 池 一 夫 君
商工労働観光課参事	横 山 崇 裕 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	木 村 哲 二 君
地域振興課長	落 合 浩 昭 君
町民サービス課長	坂 井 定 幸 君

保健対策課長	若	狭	壽	美	君
教 育 長	香	田		隆	君
学校教育課長	武	井		肇	君
社会教育課長 兼 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	宮	崎	弘	光	君
生涯学習課長	中	島	将	尊	君
生涯学習課参事	若	松	幸	弘	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	金	丸	孝	也	君
給食センター長	金	丸	義	樹	君
さくらの園・園長	柏	渕		茂	君
病院事務長	坂	田	明	仁	君
上下水道課長	石	島	則	幸	君
消 防 長	山	田	春	一	君
消 防 署 長	山	下	英	一	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤	田	司	志	君
議 事 係 長	村	本		政	君
庶 務 係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
平成27年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 2 議案第 1 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 3 議案第 2 号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 4 号 森町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 5 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 6 号 森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 7 号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

- 9 議案第 8 号 森町行政不服審査会条例制定について
- 10 議案第 9 号 森町過疎地域自立促進市町村計画について
- 11 議案第 10 号 新町まちづくり（建設）計画の変更について
- 12 議案第 11 号 路線の認定変更について
- 13 議案第 12 号 平成 27 年度森町一般会計補正予算（第 9 号）
- 14 議案第 13 号 平成 27 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 15 議案第 14 号 平成 27 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 16 議案第 15 号 平成 27 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 17 議案第 16 号 平成 27 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 18 議案第 17 号 平成 27 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第 3 号）
- 19 議案第 18 号 平成 27 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 20 議案第 19 号 平成 27 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 21 議案第 20 号 平成 27 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

平成28年第1回森町議会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により3月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願ひがございます。議場におけるボイスレコーダーの搬入や携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか、電源を切って入場されるようご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席4番、黒田勝幸君、議席5番、山田誠君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日より3月15日までを予定しております。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について、平成27年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、承認第1号でございます。専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

本件は、平成27年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1 ページをごらんください。本件につきましては、平成27年度森町一般会計補正予算の第8回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,618万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ98億8,219万4,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6 ページ、7 ページの歳出になりますが、款6 農林水産業費、項3 水産業費123万8,000円は、1月の大雪により尾白内地区の堆肥化施設の天窓が破損したため修繕をしたものです。

また、款8 土木費の除雪業務委託料と建設機械借り上げ料は、同じく大雪により予算不足が生じたため補正をしたものです。

4 ページ、5 ページの歳入では、所要財源としまして財政調整基金と建物災害の保険金を計上したものでございます。

以上で専決処分の報告とし、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから承認第1号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてでございます。

資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照ください。行政不服審査法の全部改正に伴い、森町情報公開条例、森町行政手続条例、森町証人等の費用弁償に関する条例、森

町手数料条例、森町個人情報保護条例のそれぞれ一部を改正するため一括提案するものでございます。

提案内容としましては、現行の不服申し立て制度から原則として審査請求制度に、また審査請求期間を3カ月に延長、さらには提出書類等の謄写を可能としたものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第2号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

資料ナンバー2を提出しております。ご参照ください。裏面をごらんください。昨年の人事院勧告に基づき、町長等の期末手当の支給割合を0.1カ月分引き上げようとするものでございます。第1条では平成27年度分、第2条では平成28年度からの支給割合をそれぞれ改正しようとするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第3号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照ください。議案第2号同様、昨年の人員勧告に基づき裏面以降職員の俸給と勤勉手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。

○15番（宮本秀逸君） 質疑でもないのですけれども、ミスプリだと思うのだけれども、一番最後のページ、表がありますけれども、5級のちょうど真ん中、困難な業務を処理する行う係長等の職務、行う、これ要らないのではないかと思いますのですけれども。わかりますか。議案第3号の一番最後のページ。

○議長（野村 洋君） 宮本議員、起立して、してください。それで、一番最後のページですか。

○15番（宮本秀逸君） 議案第3号の最後のページ、わかりますね。

○議長（野村 洋君） 5級のところですか。

○15番（宮本秀逸君） そこだけ改めたほうがすっきりしてよろしいのでございませんか。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

5級の中にも課長職、総看護師長、それから課長補佐、看護師長、さらに係長、主任等々の役職がございますので、これは係長だけ抜くということには……。

（何事か言う者あり）

○総務課長（木村浩二君） 行うですね。わかりました。これは整理させていただきます。失礼しました。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第4号 森町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（伊藤 昇君） 議案第4号 森町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

裏面をごらん願います。あわせて別紙資料4を提出しておりますので、ごらん願います。本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例附則第3項の失効期限を5年間延長し、平成33年3月31日に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第5号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（山田春一君） 議案第5号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定につ

いてご説明申し上げます。

資料5を提出しておりますので、1ページをご参照願います。提案理由につきましては、新たな火気使用設備及び器具が流通した現状を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の別表が改正され、当該設備及び器具にかかわる火災予防上必要な離隔距離を追加することに伴い、森町火災予防条例別表第3を改正しようとするものでございます。

主たる改正内容につきましては、2ページの新旧対照表をご参照願います。本則条文中の語句、第5条第2項中、ホをオに改めます。

8ページから11ページの別表第3、新旧対照表をご参照願います。ガスグリドルつきこんろを追加いたします。5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器、IH調理器を追加し、火災予防上必要な離隔距離を定めます。本表に規定する電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器に統合します。備考欄の体制を整えます。

なお、附則といたしまして、施行日は、平成28年4月1日からとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。質疑ございますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第6号 森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

資料ナンバー6を提出しております。ご参照ください。平成28年度から職員の人事評価制度が導入されることに伴い、関係条文をそれぞれ改正しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。

○4番（黒田勝幸君） 今度ここに職員の人事評価の状況とかが出てきましたよね。具体的にどういうことなのだろう。

○総務課長（木村浩二君） 28年度から職員個々の人事評価制度というものを発足させるわけですが、これは法律で定められて、評価を導入しなさいということになってございます。この評価は、同一のシステムを使いまして、各課長が自分のセクションの職員を評価していくということになります。各課長については、副町長、町長がそれぞれ評価をするという形になってございます。内容としましては、年度当初に個人で目標設定を定め、あるいは課で目標設定を定め、そこにどう解決をしながら目標に近づいていくかということで、職員個々の資質を高める、あるいは組織力の向上を高めるということを目的に導入しようとするものでございます。28年度4月からの導入ということで、我々も今少し試行錯誤をしながらやっていくという形になるかと思えますけれども、なるべく早い段階でなれるような感じにしたいなというふうに考えてございます。

○4番（黒田勝幸君） 初めてやることだから、1年間なり経過見ないとわからないのですけれども、それによって例えばこの課に適正でないとか、課として、またそれによって配置転換とかいろいろその辺までいずれは突っ込んでいくものなのですか。

○総務課長（木村浩二君） この本来の目的といいますのは、先ほど私が申し上げました個人の資質の向上というものを目的に置いておりますけれども、昇給昇格も視野に入れた中での評価制度ということも基本にしてございます。評価する側とすれば、これを乱用することのないような形で実施していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第7号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○収納管理課長（澤田勝則君） それでは、議案第7号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

以下、資料ナンバー7の条例新旧対照表によりご説明いたします。資料7をお開き願います。このたびの改正は、平成27年度の税制改正において地方税法が改正されたことから条例を制定し、平成28年4月1日から適用させようとするものであります。

徴収猶予とは、災害等により納税者がその徴収金を期限までに納付できないと認められる場合、期限を延長し、一括、または分割により納付する制度であり、換価の猶予とは滞納者が誠実な意思を有すると認められる場合、滞納処分による財産の換価の期限を留保することができる制度であります。

それでは、改正する条項ごとにご説明申し上げます。1ページ、条例第8条については、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付、または分割納入に係る規定の追加で、第1項は徴収の猶予、猶予期間を延長する場合、徴収金を分割して納付する場合の納付期限及び納付金額を定める規定であります。

第2項は、徴収の猶予、猶予期間の延長を受けた者が納付期限までに納付できないやむを得ない理由があると認められる場合、納付期限、納付金額を変更できる規定であります。

第3項は、第1項の規定により分割納付の納付期限、納付金額を定めた場合の徴収の猶予、猶予期間の延長を受けた者に通知することの規定です。

2ページ目、第4項は、第2項の規定により分割納付の納付期限の納付金額を変更した場合、変更を受けた者に通知することの規定です。

次に、条例第9条については、徴収の猶予の申請手続等に係る規定の追加で、第1項は法第15条の2の規定により災害等により徴収の猶予に係る申請書の記載事項を定める規定であります。

3ページ、第2項は、災害等による徴収の猶予に係る申請書の添付書類を定める規定であります。

第3項は、賦課決定等の処分の遅延による徴収の猶予に係る申請書の記載事項を定める規定であります。

4ページ、第4項は、賦課決定等の処分の遅延による徴収の猶予、猶予期間の延長に係る申請書の添付書類を定める規定であります。

第5項は、徴収の猶予期間の延長に係る申請書の記載事項を定める規定であります。

5ページ、第6項は、災害等による徴収の猶予をする場合で、添付書類の提出が免除される場合であっても提出が義務づけられる書類を定める規定であります。

第7項は、徴収の猶予、猶予期間の延長に係る申請書、または添付書類の訂正等の期限について通知を受けた日から20日以内と定めた規定であります。

次に、条例第11条については、職権による換価の猶予の手続等に係る規定の追加で、第1項は職権による換価の猶予、猶予期間の延長をする場合における機関内の分割納付につ

いて定める規定であります。

第2項は、職権による換価の猶予、猶予期間の延長に係る分割納付について第8条の規定を準用する規定であります。

6 ページ、第3項は、職権による換価の猶予、猶予期間の延長をする場合、必要があると認めるときに提出を求める書類を定める規定であります。

次に、条例第12条については、申請による換価の猶予の申請手続等に係る規定の追加で、第1項は申請による換価の猶予の申請期限について納期限から6月以内と定める規定であります。

第2項は、申請による換価の猶予、猶予期間の延長をする場合における期間内の分割納付を定める規定であります。

7 ページ、第3項は、申請による換価の猶予、猶予期間の延長に係る分割納付について第8条の規定を準用する規定であります。

4項は、申請に係る換価の猶予、猶予の申請書への記載事項を定める規定であります。

第5項は、申請に係る換価の猶予、猶予期間の延長に係る申請書の添付書類を定める規定であります。

8 ページ、第6項は、申請による換価の猶予期間の延長に係る申請書の記載事項を定める規定であります。

9 ページ、第7項は、申請による換価の猶予、猶予期間の延長に係る申請書、または添付書類の訂正などの期限について通知を受けた日から20日以内と定める規定であります。

次に、条例第13条については、担保を徴する必要がある場合に係る規定の追加で、担保の徴取を不要とする基準について猶予に係る金額が100万円以下の場合、猶予期間が三月以内の場合、その他担保を徴することができないやむを得ない特別の事情がある場合と定めています。

最後に、9 ページから10ページにかけて条例の附則として、附則第1条の改正規定及び附則第1条の2、経過措置の規定は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第7号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第8号 森町行政不服審査会条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、森町行政不服審査会条例の制定についてです。

資料ナンバー8を提出しております。ご参照ください。行政不服審査法が全面改正されたことに伴い、森町行政不服審査会を設置し、審査会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものです。裏面をごらんいただきたいと思います。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第9号 森町過疎地域自立促進市町村計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（長瀬賢一君） それでは、議案第9号 森町過疎地域自立促進市町村計画についてご説明いたします。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び同法第6条第1項の規定により、森町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり定めることについて議会の議決を求めようとするものであります。

提案の趣旨についてご説明申し上げます。過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、この法律の失効期限が平成32年度まで5年間延長されたところでございます。現在の森町過疎地域自立促進市町村計画は、計画期間が平成27年度までとなっていることから、このたび平成28年度から平成32年度までを対象期間とした計画を新たに策定しようとするものであります。

本計画の内容につきましては、次ページに計画書を添付しておりますので、表紙裏面の目次をごらんいただきたいと思えます。1ページからは、基本的な事項として町の概要、人口及び産業の推移と動向、町の行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画期間について記載しております。また、11ページからは、政策分野ごとの現状と問題点、その対策、事業計画について記載をしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。

○15番（宮本秀逸君） 先般全協で説明いただいたので、あわせて質問させていただきます。

計画の1ページの下段、ア、過疎の状況、国調22年が1万七千何がし、それから平成33年には1万6,204人という記述がありますけれども、これ間違っていないですか。私は、これから1,000人ぐらい引かないとだめだと思えます。住民生活課長に聞きますけれども、1月末の森町の人口何ぼになっていますか。1月末。恐らく今森広報に出てくるのでしょうかけれども、昨年12月の時点で申し上げますと1万6,592人なのです。次のページの（2）のところに人口及び産業の推移と動向となっています。そこに書かれているのは、平成32年には1万6,406人、さきに言った1ページのほうは平成33年ですから、差し引きしますと1年に200人減っている勘定です。私は、今年度中ぐらいにこの平成33年に追いつくのではないかと思っていますのです。先般さまざまな対策をお聞きしましたけれども、その対策が効果あるのでしょうかけれども、こんなに甘く見た数字というのはやっぱりうまくないと思っていますのです。甘過ぎます、前提条件が。今1万六千何がしです。住民生活課長、教えてください、1月末の人口。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） 私のほうから2月1日現在で申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。1万6,558名でございます。

○企画振興課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

平成22年度の総人口、これ国調ベースですけれども、1万7,859人ということで、平成33年度に1万6,204人という推計をしてございます。ただ、これを推計した時点が、平成27年度に国勢調査を行ってございますけれども、その結果が出る以前のもので推計をさせていただいています。平成27年度の速報値、この間も新聞報道されてございますけれども、実際のその数字を見ますともっと減っております。1万5,950人ということで、1万6,000人を割っているような状況になっています。これについては、予測ということでこういう数値を一定のルールに基づいて算定しておりますので、実際の政策をしていく段階では今予想以上

に人口減少が加速しているという状況ですけれども、それを防ぐような対策というのを講じていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○15番（宮本秀逸君） 想定が予想以上に人口が減っているから、地方創生やりましょうという話でしょう。まちづくりやりましょうという話でしょう。それに沿った考えでなければだめですね。そうですね。実際に10年前に森町、砂原町が合併したときに人口は2万人と報告されたのです、その何年か前の国調だというような話でしたけれども。実際は1万九千何人がしだったのでしょうけれども。それから10年で3,000人減っているのです、3,000人。10年で3,000人減っているのです。1年に何人減ったのかわからぬけれども、1,000人減ったのか、100人減ったのかわからぬけれども。そのパターンできているから、今まちづくりやりましょうと真剣にこの間からわあわあやっているわけです。これやっぱり甘過ぎます、こんな見方、悪いけれども。

国調の話さっきされましたけれども、その上の社会的、経済的条件のところには2つのインターチェンジが開通しているし、国道5号と並んで走っていると書いている記述の場面があるのです。今の話をやっているのです。上で今の話をやったら、下もやっぱり今の話になってこないと、計画そのものが大体成り立っていないと私は思うのです。大ざっぱに考えて1,000人減らすべきだと、私は。1年に200人ずつ減ったとして、5年後ですから、現状より。恐らくこの数字でいったら、日本ではトップクラスのいい町だと褒められます。それが無理だから、地方創生やりましょうという話ですから。誰が考えたって無理です。いろんな事業が前回説明ありましたけれども、私例えば農業関係やっけていまして、農業関係のところの記述だけ見ても誰でも考えるような中身ばかりなのです、はっきり言って。特別な政策なんて何にもない。一つもない。ですから、前の12月の議会だって誰かおっしゃっていました。特別なセッションつくって、本気でもまなければだめではないかみたいな話をされました。確かに地方創生と過疎地域と名前は違うかもしれませんがけれども、根っこにある考えを統一していないと、やっぱりばらばらな政策になってしまうと思うのです。これはぜひ本気でこの数字は出していただきたい。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時09分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○企画振興課長（長瀬賢一君） お答えします。

この平成22年度の国調ベース1万7,859人から平成33年度1万6,204人という数字ですけれども、この22年度の国調をベースにして算定しておりました。ただ、先ほども申し上げましたとおり、平成27年度の実際の国調というのが速報値ではありますが、その予

想を上回るペースで減少しているということでございますので、これについてはもう一度精査して、しっかりとした数値で書き直した上で国のほうに提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、ただいま申し上げましたとおり、この質疑についてはほかになれば終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○15番（宮本秀逸君） 単純なやつ、教えていただきたいのですが、27ページ、（2）、その対策という部分ですけれども、特別支援教育などの充実という箇所があります。上から3番目です。ぼつの3番目。この内容というか、計画というか、それについてお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時12分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○教育長（香田 隆君） それでは、私のほうから特別支援教育の概要についてお話をさせていただきます。

以前は特殊教育という形で表現されていましたが、現在では特別支援教育という名前で各学校で実施しております。具体的には例えば知的障がいですとか情緒の障がい、それから肢体不自由ですとか、そういういろんな障がいを持っているお子さんの教育の中身でございます。今では特別支援学級という形で在籍されるお子さんもいますし、一般の通常の教育の教室の中でもそういう特別な支援が必要なお子さんもいますので、そういうこともあわせまして教育を進めているというところでございます。特に最近インクルーシ

ブ教育ということで大変言われていますけれども、いわゆるいろんな障がいのある方も全て同じ社会の中で生きていける、そんな教育を進めていこうということで考えております。森町でもそういう政策を進めていきたいということでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑よろしいですね。いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第10号 新町まちづくり（建設）計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、新町まちづくり（建設）計画の変更についてでございます。

合併特例債の適用が5年間延長されたことに伴い、本計画の期間も同様に変更しようとするものです。

裏面をごらんください。本計画期間を11年度間から16年度間に変更しようとするもので、あわせて各文言の整理をしようとするもので、基本的に大きな変更はありません。

よろしくご審議ほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。

○14番（松田兼宗君） 2月24日の道新の記事の話なのですが、トップのページに書いてあることが気になっていたのですが、この中で何て書いてあるかという現段階では未定だが、有利な制度なので、延長したいという形で書いてあるわけです。とりあえずは延長しておくかという話なのだろうけれども、来年度28年度予算案等今後全くそういう考えがない、あるから延長するのではないかなという気がするのだけれども、その考えがあるかどうか確認だけお願いします。

それと、こういうことをやっぱりおっしゃっているのですよね、新聞社に対して。とりあえずやっておくというような言い方をしたということなのでしょうね。

○総務課長（木村浩二君） まず、新聞の表現でございますけれども、これは電話取材があったそうで、それで新聞社のほうから、うちが現時点ではとりあえず計画はないということなので、ではとりあえず計画を延ばしていこうという考え方ですかねということに同調したというだけですので、こちらからあえて言ったということではございません。

それから、今後の予定でございますけれども、現時点ではどの事業の合併特例債を使うということまでは計画してございませんが、今後何が出てくるかはまたわからない状況であるとは言えます。まだ未定の段階ですけれども、28年度で防災行政無線を予定してございます減災事業などは28年度で終わるという情報もありますので、では次何にいくかと考えたときにも合併特例債は一つの場合というふうに私は考えてございますので、その都度、その都度の事業で対象になるのかどうか、そこは検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第11号 路線の認定変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（富原尚史君） 議案第11号 路線の認定変更についてご説明いたします。

本案は、赤井川地区の国道5号拡幅工事による国道の中心線変更、敷地の拡幅及び北海道縦貫自動車道の交差部改良により既に認定されている町道の区間について変更する必要があることから、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。初めに、路線番号1001番、路線名、赤井川1号線、変更前につきましては起点が赤井川230番地先、終点は赤井川233番地鉄道用地先、総延長640.92メートル、実延長629.72メートル、幅員4.00から5.92メートルでございます。変更後につきましては、起点が赤井川230番1地先、終点は赤井川62番12地先、総延長641.57メートル、実延長628.51メートル、幅員4.00から5.92メートルで

ございます。

次に、路線番号1002番、路線名、赤井川2号線、変更前につきましては起点が赤井川106番地先、終点は赤井川88番1地先、総延長635.72メートル、実延長621.22メートル、幅員4.00から5.50メートルでございます。変更後につきましては、起点が赤井川106番7地先、終点は赤井川88番1地先、総延長636.52メートル、実延長608.65メートル、幅員が4.00から5.50メートルでございます。

次に、路線番号1004番、路線名、赤井川4号線、変更前につきましては起点が赤井川134番地先、終点は赤井川161番地先、総延長585.16メートル、実延長528.76メートル、幅員2.50から3.00メートルでございます。変更後につきましては、起点が赤井川134番1地先、終点は赤井川161番10地先、総延長586.11メートル、実延長528.76メートル、幅員2.50から3.00メートルでございます。

次に、路線番号1005番、路線名、赤井川5号線、変更前につきましては起点が赤井川142番地先、終点は赤井川148番地先、総延長210.65メートル、実延長206.15メートル、幅員3.50から4.00メートルでございます。変更後につきましては、起点が赤井川142番1地先、終点は赤井川148番地先、総延長210.65メートル、実延長197.17メートル、幅員3.50から4.00メートルでございます。

次に、路線番号1007番、路線名、赤井川7号線、変更前につきましては起点が赤井川28番地先、終点は赤井川173番地先、総延長1,206.56メートル、実延長1,200.56メートル、幅員が4.00から5.50メートルでございます。変更後につきましては、起点が赤井川22番15地先、終点は赤井川173番56地先、総延長1,245.87メートル、実延長1,234.03メートル、幅員が4.00から5.50メートルでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第12号 平成27年度森町一般会計補正予算を議題

とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町一般会計補正予算の第9回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,094万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ99億7,313万5,000円にしようとするものです。

第2条、地方債の変更は第2表に、第3条、繰越明許費の設定は第3表に掲載のとおりです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、今回の補正は、歳入歳出とも事務事業の執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承願います。

それでは、歳入ですが、8ページ、9ページをお開きください。款10地方交付税で普通交付税の682万1,000円は、国の第1次補正予算により追加交付となったものです。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金の2,922万4,000円は、合併補助金、それとマイナンバー制度による事務費、セキュリティ対策費を計上するものです。

目2民生費国庫補助金は、国の第1次補正予算による年金生活者等支援臨時福祉給付金事業に係る補助金を計上しております。

次に、10、11ページですが、款16財産収入では各基金の運用利息を、同じく款17寄附金はそれぞれ目的別に受けた寄附金を計上しております。

12、13ページの款18繰入金の財政調整基金と地域振興基金は、予算の収支の均衡を図るため減額をするものです。

同じく款21町債、目1総務債の9,300万円は、情報セキュリティ強化対策事業に充当しようとするものです。

次に、歳出の主なものを説明いたします。14ページ、15ページになります。款2総務費、目2人事管理費の給料、職員手当の増額は、議案第2号と3号で提案しました人事院勧告に伴う所要の経費を計上しております。

続いて、目7情報推進費の情報セキュリティ強化対策事業委託料9,936万円は、マイナンバー制度導入に伴いインターネットを切り離すこととなったため、国の補助金と起債を充当し、全額明許繰り越しをして28年度で執行をするものです。資料ナンバー10を提出しております。ご参照ください。

次に、18、19ページ、それと20、21ページにかかります款3民生費、目10年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費の節4共済費から節19負担金補助及び交付金までの総額8,571万5,000円は、国の補正予算により臨時福祉給付金を交付しようとするものです。この予算におきましても、全額明許繰り越しをして28年度で執行するものです。資料ナンバー11を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。

○15番（宮本秀逸君） ちょっと伺いたと思います。

8 ページ、国庫支出金、項3 委託金の農林水産業費委託金とあります。59万7,000円。これはどういうことをなさろうということですか。

○農林課長（宮崎 渉君） お答えいたします。

ただいまありました駒ヶ岳地区受益地積調書作成ほか業務委託金のことでございますよね。これにつきましては、駒ヶ岳地区の畑かんの施設に付随しております受益地の調査ということで、この後平成28年度から平成32年度で畑かんの負担金の部分支払いが終了するというので、その次を見越しながら今いろいろ次の段階の調査をしようということで、そういった部分で受益地の調査を今している最中でございます。詳しくはまた今後出てきますので、その都度説明していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

14時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時48分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第13号 平成27年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） それでは、議案第13号について説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものです。

歳入歳出それぞれ998万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ33億1,972万3,000円にしよ

うとするものです。

以下、事項別明細によりご説明させていただきます。初めに、歳出から説明いたします。6 ページをお開き願います。款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費2,000万円の増額と目 2 退職被保険者等療養給付費2,010万円の減額は、療養給付費の 4 月末の給付見込みにより補正をするものです。

款 7 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金298万9,000円と目 2 保険財政共同安定化事業拠出金956万円の減額は、拠出金額の確定により減額をするものです。

8 ページをお開きください。款 9 諸支出金、項 3 繰出金、目 1 直営診療勘定繰出金253万8,000円は、森町国保病院が購入しました医療機器に充てるため直営診療勘定へ繰り出しをするものです。

歳入について説明いたします。4 ページにお戻り願います。款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金の1,197万9,000円の減額は、後ほど説明いたします保険財政共同安定化事業交付金の増に伴い普通調整交付金が減額、特別調整交付金169万2,000円は森町国保病院が購入します医療機器購入に係る交付金です。

款 4 療養給付費交付金、項 1 療養給付費交付金、目 1 療養給付費交付金2,000万円の減額は、歳出で説明いたしました退職者の療養給付費の減に伴い、療養費交付金を減額するものです。

款 7 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金の1,454万1,000円の減額と目 2 保険財政共同安定化事業交付金3,397万1,000円の増額は、共同事業交付金の額が確定いたしましたので、補正するものです。

款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金87万5,000円は、森町国保病院が購入します医療機器に係る道補助金の決定通知がおくれていることから、一般会計繰入金で対応をしようとするものです。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第14号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第14号について説明させていただきます。

本案は、平成27年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の3回目となるものです。

歳入歳出それぞれ126円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,481万7,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細により説明させていただきます。歳入について説明いたします。4ページをお開きください。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金86万2,000円と目2保険基盤安定繰入金39万8,000円の減額は、6ページ、歳出の款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金の額が確定したことに伴い、減額をするものです。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） これから議案第14号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第15号 平成27年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 議案第15号について説明させていただきます。

本案は、平成27年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出それぞれ1,328万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億6,487万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。初めに、歳入について説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料402万8,000円の補正は、節1特別徴収保険料、節2普通徴収保険料それぞれについて保険料段階等の精査により補正しようとするものです。

中段、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金302万2,000円の補正及び項2国庫補助金、目1調整交付金91万6,000円の補正につきましては、いずれも介護サービス等給付費に係る負担割合に応じて補正しようとするものです。

下段、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金512万7,000円の補正につきましても国庫負担金同様、介護サービス等給付費に係る負担割合に応じて補正しようとするものです。

6ページ、7ページをお開き願います。款6道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金292万9,000円の補正は、国庫負担金と同様介護サービス等給付費に係る負担割合に応じて補正しようとするものです。

中段、款7財産収入、項1財産運用収入、目1基金運用収入5,000円の補正は、介護給付費準備基金に係る運用利子について補正しようとするものです。

下段、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金228万8,000円の補正は、介護サービス給付費に係る負担割合に応じて町の負担分を補正するものです。

同じく目3地域支援事業繰入金3万2,000円の補正は、地域支援事業に係る負担割合に応じて町の負担分を補正しようとするものです。

同じく目4その他繰入金506万5,000円の減額補正につきましては、職員の異動による給与等繰入金を補正しようとするものです。

歳出について説明させていただきます。8ページ、9ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費507万4,000円の減額補正は、職員の異動により節2給料及び節3職員手当並びに節4共済費についてそれぞれ補正しようとするものです。

中段の款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費9,000円の補正は、職員手当について補正しようとするものです。

下段の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費1,250万の補正及び目9居宅介護サービス計画給付費110万円の補正につきましては、介護サービス給付費を精査し、補正しようとするものです。

10ページ、11ページをお開き願います。中段、款2保険給付金、項5高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費105万の補正及び下段、項6特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費366万円の補正につきましては、それぞれの給付費について精査し、補正しようとするものです。

12ページ、13ページをお開き願います。款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目1介護予防ケアマネジメント事業費及び目2総合相談事業費並びに目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、それぞれの補正額の計3万2,000

円は職員手当に係る補正となっております。

下段、款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金5,000円の補正は、基金運用利子について積み立てようとするものです。

以上、第15号の平成27年度森町介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第15号に対する質疑を行います。

○12番（西村 豊君） 10ページ、款2のところの特定入所者介護サービス等費で特定介護の366万、これは例えばどういう人を対象にしているのか教えてほしいなと思って。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） お答えいたします。

こちらにつきましては、施設サービス利用者及び短期入所利用者などの食費、居住費に係る部分について所得によって限度額が定められております。その段階によって限度額を超えた部分について食費、居住費を町のほうで負担して給付するものであります。

以上です。

○議長（野村 洋君） あとほかによろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第16号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第4回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に74万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億5,797万8,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入の補正でございますが、款3繰入金は歳入でご説明いたします各経費の財源に充当するものでございます。

次に、6 ページをお開き願います。6 ページから7 ページの歳出上段、款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費の主なものとして、節11 需用費はリフトバスの修繕でございます。

次に、款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費、目1 施設介護サービス事業費の節2 給料及び節3 職員手当につきましては、人件費の精査に伴うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第16号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第17号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第17号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第3回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ508万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6,037万2,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入でございますが、款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 節1 リサイクル施設使用料450万円の増額は、ホタテウロの搬入量300トン分を見込んだものでございます。

款3 財産収入、項1 財産運用収入、目1 節1 利子及び配当金2,000円の増額につきましては、基金運用利子でございます。

款5 項1 目1 節1 繰越金9万6,000円の増額につきましては、平成26年度の剰余金でございます。

款6 諸収入、項1 目1 節1 雑入48万7,000円の増額につきましては、北海道立総合研究機構技術開発による業務委託金として受け入れたものでございます。

続きまして、歳出でございますが、6ページ、7ページをお開きください。款1項1目1総務事業費、節3職員手当8,000円の増額につきましては、人事院勧告により精査したものでございます。節13委託料507万4,000円の増額は、ウロ搬入の増加に伴い、試験処理業務及びウロ貯蔵処理業務の増加による増額委託料757万9,000円から乾燥業務委託料250万5,000円の減額分を差し引いたものでございます。節25積立金3,000円の増額は、当該事業の運営調整基金へ利息分として積み立てるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第17号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第18号

○議長（野村 洋君） 日程第22、議案第18号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 議案第18号についてご説明いたします。

本案は、平成27年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第4回目となるものでございます。

第2条、平成27年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益、既決予定額11億109万3,000円から171万1,000円を減額し、10億9,938万2,000円とするものでございます。

支出、第1款病院事業費用、既決予定額12億3,033万円から8,386万8,000円を減額し、11億4,646万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款資本的収入、既決予定額1億2,089万8,000円から118万7,000円を減額し、1億1,971万1,000円とするものでございます。

支出、第1款資本的支出、既決予定額1億8,245万5,000円から118万7,000円を減額し、

1億8,126万8,000円とするものでございます。

第4条の企業債につきましては、入札減や補助金などの確定などにより精査したものでございます。

以下、4ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目6長期前受金戻入、補正予定額171万1,000円の減額補正は、国庫補助金及び道補助金充当減価償却分でございます。

支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額8,215万8,000円の減額補正は、職員給料、各種手当確定分の減額など人件費の精査によるものでございます。

また、目4減価償却費171万円の減額補正は、器械備品減価償却費でございます。

資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債の1,730万円の減額補正、項2出資金、目1出資金の7万4,000円の追加補正、項3補助金、目1国庫補助金1,519万3,000円の追加補正、目2道補助金84万6,000円の追加補正は、医療機器及び浴室改修工事などの入札減及び補助金などの確定などによるものでございます。

支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1有形固定資産購入費111万9,000円の減額補正は、医療機器の入札減によるものでございます。

また、目3施設改良費6万8,000円の減額補正は、浴室改修工事監理委託業務委託料の減によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第18号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第19号

○議長（野村 洋君） 日程第23、議案第19号 平成27年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の2億9,811万2,000円から111万2,000円減額し、収入総額を2億9,700万円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の2億9,823万6,000円から87万2,000円減額し、支出総額を2億9,736万4,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、当年度分損益勘定留保資金4,096万2,000円を4,008万7,000円に改め、収入の第1款水道事業資本的収入を既決予定額の1億530万円から630万円減額し、収入総額を9,900万円にしようとするものでございます。

同じく支出の第1款水道事業資本的支出を既決予定額の1億4,626万2,000円から717万5,000円減額し、支出総額を1億3,908万7,000円にしようとするものでございます。

第4条の企業債につきましては、起債の借り入れ限度額1億530万円を9,900万円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入につきまして、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益45万6,000円の減額は、負担金の精査によるものです。

同じく項2営業外収益、目2消費税及び地方消費税還付金65万6,000円の減額は、支出精査によるものです。

5ページをお開き願います。支出についてであります、下段の款1水道事業費用、項2営業外費用、目2支払利息及び企業債取扱諸費89万9,000円の減額は、利率の確定等による精査となっております。

6ページの資本的収入及び支出の収入についてであります、款1水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債630万円の減額は、事業の執行精査により減額しようとするものです。

次に、支出についてであります、款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費651万4,000円の減額は、事業の執行精査によるもので、主に節の工事請負費572万4,000円の減額によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第19号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第20号

○議長（野村 洋君） 日程第24、議案第20号 平成27年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町公共下水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきましては、収入の第1款下水道事業収益を既決予定額の4億8,520万2,000円から789万7,000円減額し、収入総額を4億7,730万5,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億8,520万2,000円から789万7,000円減額し、支出総額を4億7,730万5,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、当年度分損益勘定留保資金1億3,329万6,000円を1億3,224万5,000円に改め、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の2億7,795万5,000円から3,534万5,000円減額し、収入総額を2億4,261万円にしようとするものでございます。

同じく支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の4億1,125万1,000円から3,639万6,000円減額し、支出総額を3億7,485万5,000円にしようとするものでございます。

第4条の企業債につきましては、企業債の借り入れ限度額9,950万円を9,160万円に改めるものです。

2ページをお開き願います。第5条の他会計からの補助金につきましては、補助金額を記載のとおり企業債利息支払い金を7,964万6,000円に、経営健全化補助金を1億5,739万2,000円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金556万7,000円の減額は、事業の執行精査により減額となったものです。

同じく目2消費税及び地方消費税還付金140万円の減額は、支出精査によるものです。

次に、支出につきまして、6ページ、款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費343万7,000円の減額は、主に節の動力費179万6,000円の減額と委託料123万2,000円の減額によるもので、処理場に流入する汚水の水質負荷の減少等から運転処理の軽減が図られたことが要因であります。

同じく目5減価償却費198万1,000円の減額は、建設事業の資産評価により減価償却額が確定したことによるものです。

次に、7ページ、款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱

諸費133万2,000円の減額は、利率の確定等による精査となっております。

8ページの資本的収入及び支出の収入についてであります、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債790万円の減額は、起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

次に、項2国庫補助金、目1国庫補助金2,560万円の減額は、国からの北海道への交付額の減額に伴い補助金が減額となったものです。

次に、項3出資金、目1他会計出資金551万4,000円の減額は、資本的収支不足額を精査し、減額しようとするものです。

次に、受益者負担金、目1受益者負担金366万9,000円の増額は、一括納付等により増額となったものです。

次に、9ページをお開き願います。支出についてであります、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費3,639万6,000円の減額は、国からの北海道への交付額の減額に伴い事業精査を行い、これにより節の委託料と工事請負費における事業調整が必要となったことが主な要因でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第20号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月2日午前10時開会いたします。
ご苦労さまでした。

延会 午後 3時25分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成28年3月1日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成28年第1回森町議会3月会議会議録（第2日目）

平成28年3月2日（水）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時28分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 町長の町政執行方針
教育長の教育行政執行方針
- 4 議案第21号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 森町総合開発振興計画の策定に関する条例制定について
議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
議案第26号 平成28年度森町一般会計予算
議案第27号 平成28年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第28号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号 平成28年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第30号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第31号 平成28年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第32号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第33号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第34号 平成28年度森町水道事業会計予算
議案第35号 平成28年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 児童虐待防止策の抜本強化を求める意見書
- 6 意見書案第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書
- 7 意見書案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書
- 8 意見書案第4号 「医療・介護総合法」を見直し、誰もが安心して介護が受けられる財政・制度改革を求める意見書
- 9 意見書案第5号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見

書

- 10 意見書案第6号 消費税10%増税（平成29年4月）中止を求める意見書
 11 議員派遣の件について
 12 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 三浦 浩三 君
2番 菊地 康博 君	3番 加藤 進 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 山田 誠 君
6番 檀上 美緒子 君	7番 河野 文彦 君
8番 佐々木 修 君	9番 小杉 久美子 君
10番 久保 友子 君	11番 木村 俊広 君
12番 西村 豊 君	13番 堀合 哲哉 君
14番 松田 兼宗 君	15番 宮本 秀逸 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副町長	片 野 滋 君
会計管理者兼 出納室長	釣 隆 吉 君
監査委員	池 田 勝 元 君
総務課長	木 村 浩 二 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安 藤 仁 君
防災交通課長	小田 桐 克 幸 君
契約管理課長	小井 田 徹 君
企画振興課長	長 瀬 賢 一 君
税務課長	伊 藤 昇 君
収納管理課長	澤 田 勝 則 君
保健福祉課長	山 田 仁 君
保健福祉課参事 保健福祉課参事兼 保健センター長	住 吉 英 勝 君
住民生活課長	金 丸 由起子 君
環境課長補佐	佐々木 陽市郎 君
農林課長	松 田 康 生 君
	宮 崎 渉 君

農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君
水産課長	黒	川	安	明	君
水産課参事	岩	瀬	英	一	君
商工労働観光課長	菊	池	一	夫	君
商工労働観光課参事	横	山	崇	裕	君
建設課長	富	原	尚	史	君
砂原支所長	木	村	哲	二	君
地域振興課長	落	合	浩	昭	君
町民サービス課長	坂	井	定	幸	君
保健対策課長	若	狭	壽	美	君
教 育 長	香	田		隆	君
学校教育課長	武	井		肇	君
社会教育課長					
兼公民館長	宮	崎	弘	光	君
兼図書館長					
生涯学習課長	中	島	将	尊	君
体育課長兼					
体育館長兼	金	丸	孝	也	君
青少年会館長					
給食センター長	金	丸	義	樹	君
さくらの園・園長	柏	渕		茂	君
病院事務長	坂	田	明	仁	君
上下水道課長	石	島	則	幸	君
消 防 長	山	田	春	一	君
消 防 署 長	山	下	英	一	君

○出席事務局職員

事務局長	藤	田	司	志	君
議事係長	村	本		政	君
庶務係長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 町長の町政執行方針
教育長の教育行政執行方針
- 2 議案第21号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 森町総合開発振興計画の策定に関する条例制定について
議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）

- 議案第 24 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
- 議案第 25 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
- 議案第 26 号 平成 28 年度森町一般会計予算
- 議案第 27 号 平成 28 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 28 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 28 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 28 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 28 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 34 号 平成 28 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 35 号 平成 28 年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席6番、檀上美緒子君、議席7番、河野文彦君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明

○議長（野村 洋君） 日程第3、町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

それでは最初に、町長の町政執行方針の表明をしていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 平成28年度町政執行方針。

I はじめに

平成28年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の町政執行に関する基本方針と施策の一端を申し述べます。

平成24年10月町長に就任して以来、私は常にその責任の重さを感じながら町政執行に努めてまいりましたが、早くも4年目を迎え時の流れの速さを痛感しておるところであります。

この間、町議会議員の皆様を始め、多くの町民の皆様方に支えられながら「明るく安心して暮らせる森町」を目指し、行財政運営に取り組んでまいりました。

これまでに、皆様からいただきました貴重なご意見やご提言、併せて町政に対するご理解とご協力に、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、記念すべき「北海道新幹線」の開業を迎え、歓迎の準備は勿論の事、各市町が地域振興の起爆剤と捉え、それぞれに新たな取り組みを展開しておりますが、わが町には、恵まれた自然環境と豊かな産業基盤、そして、父祖伝来の文化など、決して都市部には劣らない地域資源があります。

これらの貴重な資源を最大限に活用した取り組みを、全町民の皆様と一丸となって進めることにより、森町の将来に大きな展望が生まれてくるものと確信いたしております。

本年は、任期の最終年となりますが、いささかも町政が停滞することなく、町が直面している課題の解決と、時代の変化に対応した町政の執行に全力で努めてまいり所存であります。

さて、国は、人口減少問題の克服を柱とする「地方創生」の取り組みに続き、昨年10月「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の新・三本の矢の実現を目的とする「一億総活躍国民会議」を設置し、取り組みをスタートさせました。

人口の減少、少子高齢化につきましては、今の日本が抱える構造的な問題と言われておりますが、地方においてはさらに深刻な問題であり、若者や労働力人口の流出を始め、少子化・高齢化に歯止めがかからない状況となっております。

森町におきましても、これまで様々な知恵と工夫により「ことぶき出産奨励金」を始め「中学生までの子供医療費助成制度」並びに「給食費の軽減」などの子育て支援策の実施。また、福祉タクシーと呼ばれております「外出支援サービス事業」や「配食サービス」さらに「森町高齢者地域ぬくもり事業」などの高齢者対策を進めてまいりました。

今後さらなる対応に取り組み、地域に暮らす人々がふれあいを大切にし、未来を担う世代には夢と希望を与え、確かな森町を引き継ぐために、次の4点を本年度の重点施策と位置付け、町づくりに取り組んでまいります。

〈重点施策〉

1点目は、子育て支援策の更なる充実であります。

今後さらに加速するであろう少子化と人口減少を見据えて「不妊治療費助成事業」を始め、対象を初めて授かる第1子からとする「ことぶき出産奨励事業」の拡充。また、小学6年生時の修学旅行経費を無料とする「HOTする暮らし安心子育て応援プラン」さらに、2人目以降の子供に対する保育料の無料化と各階層の保育料の引き下げなどの子育て支援策に取り組んでまいります。

2点目は、高齢者対策であります。

高齢者世帯や要支援者世帯においては、ごみの分別、ステーションへのごみ搬出が困難な状況が多く、これらの負担軽減を図ると共に、更に安否確認にもつながる「高齢者世帯等ふれあい収集事業」を地方創生加速化交付金を活用して取り組んでまいります。

また、核家族化や少子化等により、将来における墓地管理の不安解消のために、共同で埋葬できるお墓、「合葬墓」を整備してまいります。

3点目は、町民の皆さんが安心して暮らしていただけるよう、防災対策として「デジタル防災行政無線」を整備し、これまで大きな懸案事項とされながら具体化できずに居りました、各家庭に対する戸別受信機の設置に取り組めます。

また、町内すべての防犯灯・街路灯などのLED化を計画してまいります。更に、老朽

化した消防車両・救急自動車を更新し、消防・救急体制の充実を図ります。

4点目は、生活基盤の整備であります。

昭和50年より稼動している森町衛生センターの「し尿処理施設」につきましては、稼動以来40年を経過し処理機器等の老朽化が激しく、機能を維持する事も限界に達している事から、新施設建設に着手してまいります。

また「第1次森町総合開発振興計画」につきましては平成29年度で終了となる事から、本年度より「第2次森町総合開発振興計画」の策定に向けて、町民の皆様と共に取り組んでまいります。

以上4点を重点施策とし、安心して暮らせる森町、豊かさを実感できる森町の実現を目指し全力で取り組んでまいります。

詳細につきましては予算案の審議を通してご説明いたしますが、町民の皆様、並びに町議会議員の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

Ⅱ 主要施策の推進

【保健・医療】

〈保健〉

健康で長生きをすることは、多くの町民の願いであり、健康寿命をいかに伸ばすかが大きな課題です。

「誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を目指す「森町健康づくりアクションプラン」につきましては、策定から5年が経過しており、今年度は中間評価を行います。これにより課題や方向性を見直しを行い、5年後の最終年度における目標達成に向けてさらに健康づくりを推進してまいります。

自ら積極的に健康管理していただくための健康診査・がん検診につきましては、特定健診とがん検診の同時実施日を増やし、乳がんの個別検診実施医療機関の拡大、子宮がん集団検診における超音波検査料金の一部助成などを行い、がん検診の受診体制の拡大と費用負担の軽減を図ってまいります。また、がんに関する正しい知識の普及と検診の必要性啓発のために講演会を開催し、受診率向上とがんの早期発見に努めてまいります。

妊産婦・乳幼児期からの健康づくりにつきましては、家庭や育児環境の変化などさまざまな課題に対応し、安心してゆとりある出産や子育てが出来るよう、また、発達・発育段階の把握や疾患の早期発見のために、妊婦一般健康診査費用助成を始め、新生児全戸訪問、並びに、乳幼児健診等の充実に努めてまいります。

また、少子化対策のひとつとして、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、国や北海道の助成事業を踏まえながら、町においても費用助成を開始いたします。

感染症対策につきましては、定期予防接種を適切に行うと共に、成人の風しんワクチン、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌予防のワクチン接種費用助成を継続いたします。

歯科保健対策におきましては、歯の健康は全身の健康に影響を及ぼし、豊かな人生を送るための基礎となることから、引き続きむし歯予防・歯周病予防のための事業を関係機関

と連携しながら推進してまいります。

〈子ども医療〉

少子化の時代にあつて、様々な方面から安心して子育てができる環境の整備は、地方創生の柱であると考えます。子育て世帯にとって子どもの医療費負担は家計に重く、医療費助成が望まれます。

森町では子ども医療費助成制度により、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る為、これまで通り、中学卒業まで医療費の一部を保護者に助成してまいります。

現在、国は自治体が実施する独自助成について、医療費に波及増が生じるとして国庫負担金を減額し交付しておりますが、各種機会を通じて「減額措置の廃止」と国の政策による子ども医療費助成の統一的な制度創設に向け、各種機会に強く要請してまいります。

〈国保病院〉

近年、医療を取り巻く環境は大きく変化してきており、相次ぐ診療報酬のマイナス改定、看護師・医療技術職員の不足、とりわけ医師不足については病院経営を直撃し、地域医療を確保する上で深刻な問題ととらえております。

当町におきましても、少子・高齢化や過疎化の進展などの影響により、町財政も厳しい状況にあります。町民の皆様が住みなれた場所で医療を受けられるよう、今後も医師や医療技術職員の確保に努力してまいります。

【高齢者・地域福祉】

長年にわたって社会の進展に寄与してこられた高齢者の方々が生きがいを持ち、健康で安心して生活できる町づくりが高齢者福祉の基本と考え、様々な取り組みを進めてまいりました。

しかし、高齢化の急速な進行と人口の減少を始め、世帯の構造変化により、高齢者を支える仕組みづくりも、大きな課題であります。

町ではこれまで配食サービスや福祉タクシーを始め、関係機関や団体等と連携した中で、見守り・声かけ等を実施してまいりました。

また、昨年度から取り組みました「森町高齢者地域ぬくもり事業」につきましても、30の団体・対象人数述べ約2,200名に活用していただき、一定の成果が見られております。

今年度も町内会や社会福祉協議会、住民ボランティア等の協力をいただきながら、地域福祉サービスと高齢者施策の更なる充実を図り、生きがい対策、生活支援、要介護状態にならないための予防など、総合的に対処してまいります。

【次世代育成・子育て支援】

昨年、「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、当町でも、「森町子ども子育て支援事業計画」を策定しており、今後もこれらに基づき、子育て施策を推進してまいります。特に、保育所につきましては、課題となっている低年齢児の受け入れ拡大や施設の統合・集約化の方策、更には幼稚園との関わりも考察しながら、検討を進めてまいります。

具体的には、新たに「森町立保育所運営方針」を定め、鷺ノ木、港町保育所を閉所すると共に、既存施設による保育時間の延長・拡大などに取り組んでまいります。また、子育て世帯への財政支援策として、保育料では、同時入所世帯における2人目からの無料化や各階層での見直しを行い全体では25%程度の低減を図ってまいります。

さらに、「ことぶき出産奨励金事業」につきましては、第1子へも5万円のお祝い金を支給するよう拡充を図ってまいります。

【障がい者福祉】

今年は、国連が指定した国際障害者年から35年にあたります。長い間、生活環境や職場環境に適合できない障がい者の方の社会参加を拒む状況が続き、施設への隔離と保護が障害者福祉の常識とされてきましたが、テーマである「完全参加と平等」へ少しずつ近づきつつあります。

また、本年4月からは、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害者差別解消法」が施行されます。

町では、障害者相談専門員によるサービス等利用計画や障害児支援利用計画の策定等を行う他、定期的なモニタリングによる支援を実施してまいりましたが、今後も障がい者本人、家族の意向を尊重した相談支援体制の充実に努めてまいります。

幼児期、児童期を対象とする発達支援事業センター「あいあいクラブ」につきましては、職員の研修と関連施設との連携により支援の充実に努めてまいります。

【さくらの園】

国は昨年度、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護3以上の受け入れ施設として重点化することを決定いたしました。

このことは、介護の形態を施設から在宅へ移行するという国の方針を具現化するものであります。

しかし、地域においては一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が多く、依然として入所を希望される要介護者が多い状態が続いております。

さくらの園も入所者の高齢化を始め医療ニーズの高い入所者が増加する傾向にありますが、公営施設として介護技術の向上を図るとともに、質の高い介護サービスを提供し入園者が安心して利用いただける施設運営に努めてまいります。

【社会保険】

〈国民健康保険事業〉

国民健康保険は、相互扶助の精神のもと国民皆保険制度の中核として、地域医療の確保と地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしてまいりました。しかし、被用者保険と比べますと被保険者は、年齢が高いことから医療費水準は高く、低所得者が多いなど構造的な課題を抱えております。また、市町村による小規模な保険者がゆえに起因する財政上の運営を含め極めて厳しい状況が続いております。

昨年、制度発足以来50年ぶりに「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立しました。

国民健康保険法の改正では、平成30年から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、市区町村と共同運営することが明記されました。

その実施に向け、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会などにおいて、国民健康保険の保険者の運営の在り方や国保事業費納付金の算定方法について検討が進められているところですが、地方の意見等を十分に聴いたうえで、国の責任において決定していかなければならないと考えております。財政支援の拡充につきましては、様々な機会を通して訴えてまいります。

さて、今日までも継続されてまいりましたが、今後におきましても予防・健康づくりを進めることが重要です。特定健康診査や特定保健指導につきましては、健診料金の無料化と健診項目の充実を図ってまいりました。生活習慣病の予防・対策と日頃からの健康保持のために受診の促進、健康意識の高揚を図りながら、活力に満ちた健康づくり活動を進めてまいります。

医療費の儉約は、本人を始め保険料を負担する住民はもちろんの事、制度を運営する市町村においても望ましいことと考えます。町民皆様に対し深いご理解とご協力をお願いいたします。

〈後期高齢者医療制度〉

急速に進展する高齢者社会の医療費増大に対処し、医療保険制度を持続可能なものとする目的で発足した後期高齢者医療制度が9年目となります。

高齢者医療を支えるため現役世代からの拠出金負担が増加し、各種医療保険制度の財政運営を厳しくさせており、平成28年度から被用者保険者の財政力に応じた公平な負担と後期高齢者支援金の全面総報酬制が段階的に導入されます。

2025年には、75歳以上の人口は約2,200万人で総人口の2割を占めると推計されており被保険者と医療費は大幅に増加する予測から、後期高齢者医療をどう支えていくか、制度の安定的な運営の確保が課題となっております。

高齢期を迎えても安心して適切な医療を受けられるために、国庫負担の増額を要望してまいります。

森町では、町民の窓口として事務の円滑な運営に努めるとともに健康で長生きしていただくため、後期高齢者の健康診査を進め、健康管理に努めてまいります。

〈介護保険事業〉

介護保険制度は、創設から17年目の第6期介護保険事業計画2年次目を迎え、在宅サービスを中心に利用者が年々増加しており、多くの高齢者にとって欠かすことのできないものとなっております。

今後、急速に高齢化の進行が見込まれる中で、高齢者に介護が必要になってからも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築に

向け、事業の充実強化を図らなければなりません。

介護保険制度の普及にあわせて高齢者並びに家族からの相談件数は増加しており、相談内容についても多岐にわたっております。今後も高齢者が安心して生活できるような地域づくりを始め、介護サービスや介護予防対策などの支援に努めてまいります。

介護需要の高まりに対応し、質の高いサービスを提供していくうえで、介護職員の処遇改善や介護施設における人材確保は重要な課題となっております。人材の確保・育成に向けた取組みにつきましては、関連事業所との連携により推進を図ってまいります。

増加する認知症高齢者への対応も重要な課題であり、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、認知症施策を地域支援事業に位置付け、「認知症初期集中支援チームの設置」などの体制づくりを目指してまいります。

将来にわたって持続可能な介護保険制度を構築し、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでまいります。

【農業】

今、日本の農業は、高齢化や後継者不足と合わせ、人口減少による国内市場の縮小が避けられない現状であります。更にＴＰＰ経済連携協定をはじめとする自由貿易協定が進められる中、食糧自給率や農村における多面的機能の維持が困難な状況を迎えつつあります。

このような状況の中、ＪＡ森支店における昨年度の農産物販売金額が過去最高となる21億9千万円に達したことから、これまで以上に、食糧基地北海道における森町の農業を維持続ける方策が望まれているところであります。

当町の基幹作物であるトマトの共撰機械更新については、産地パワーアップ事業による整備を検討するとともに、経営体育成支援事業を活用した機械導入による農作業効率化や、担い手への農地集積を加速させてまいります。また、農地、水路、農道等の保全管理につきましては、多面的機能支払交付金を活用し、農業者の負担軽減を図ってまいります。

担い手対策につきましては、ＪＡ森支店青年部主催のカップリングパーティーへの支援を継続・充実させるとともに、新規就農者の相談や研修生の受け入れ体制整備などについて、関係機関と連携し取り組んでまいります。

畜産につきましては、当町においても豚流行性下痢の発生が見られましたが、昨年中には全農場が沈静化しております。本疾病に限らず、家畜伝染病の侵入防止の観点からも、改めて消毒等をはじめとした予防対策の実施などについて、関係機関と連携し対応に取り組んでまいります。

また、森町桜まつりに協賛して開催されております、馬桜会主催のばんば大会につきましては、新幹線開通に伴う東北方面との経済交流促進等をも勘案し、本年は、外ヶ浜町を始めとした青森県より出走馬を招致し、昨年締結されました青森県外ヶ浜町との友好町協定を祝う記念大会として開催する準備を進めてまいります。

有害鳥獣につきましては、「森町鳥獣被害対策実施隊」が中心となって対策を講じてきておりますが、猟友会をはじめ関係機関とも連携し、ハンター育成や被害防止に向けて取

り組んでまいります。

【林業】

森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源のかん養の役割を担うだけでなく、木質バイオマスエネルギーや豊かな漁場形成など、多面的な機能を生み出す重要な資源となっております。

特に、二酸化炭素を吸収・固定する森林は、低炭素社会実現の主役として大きな期待が寄せられておりますことから、健全な森林の育成に向けて、一部崩壊している林道の路線変更工事を行いますとともに、町有林の造林や除間伐工事を推進してまいります。

また、伐期を迎えている町有林につきましては、計画的に伐採を行うことで地域材の利用促進を図り、木材や木炭の生産から加工、流通、消費までの循環構造が形成・促進されるよう取り組んでまいります。

【漁業】

当町に於ける近年の漁業環境は、ホタテ貝の浜値が高く推移しているものの、常に予測のつかない斃死等による減産の心配が付きまっております。

一方、回遊魚に至っては時期的に期待される魚種が不振であったり、漁獲量が一時的に増加する魚種もあつたりと、非常に漁獲変動が激しく、資源量の把握が難しくなっております。

そこには、世界的な温暖化による海水温の上昇など、様々な要因があり研究者の間でも原因を特定出来る状況にはないと言う事を伺っております。

町では、漁業所得の安定と加工も含めた水産業の維持発展に向けた対策として、水産振興事業は不可欠であると認識しており、可能な事から振興支援を行ってまいります。

施設整備関連では、漁業活動に欠かせない地方卸売市場の老朽化が進み、機能環境を整える必要があります。

安全安心な水産物を消費者に届ける為、衛生管理面での強化対策として、今年度から2ヶ年事業になりますが、漁協と連携し衛生的機能環境を考慮した市場建設事業を支援し積極的に協力してまいります。

また、近年の魚離れが危惧される中、魚食文化の継承と普及を図る為、昨年度、森水産加工業協同組合を支援して、水産物普及拠点施設を建設しました。

本年以降、同施設を活用して地元加工品のPR・販売活動の強化を始め、漁協女性部等の協力をいただき、魚の捌き方や魚料理講習会などの食育活動を積極的に実施してまいります。

海洋環境に於いては、回遊魚の漁獲資源増大に向けた取り組みとして、蛸集効果を目的に直径3m円筒形の大型魚礁168基を沼尻沖へ設置します。また、産卵を目的としたハタハタ産卵礁を昨年度は鳥崎地先に287基設置しました。今年度も継続事業といたしまして、284基増設してまいります。

更に、つくり育てる漁業の取り組みでは、両漁協に対してクロソイ5万尾・マツカワ3

万5千尾の稚魚放流を継続事業として実施してまいります。

青年部活動に於いては、森漁協青年部が毎月港湾清掃を実施すると共に、女性に漁業の魅力を知っていただく目的で平成16年度から実施しているサンデークルージング事業は、婚活事業及び後継者育成事業として高く評価している取り組みであります。

この事業により、現在まで9組が結婚されて15人の子供が誕生しており、漁業を受け継ぐ若い家族が増えております。今後も後継者の確保と人口減少対策に期待されることから、継続して支援してまいります。

また、砂原漁協青年部が実施しているナマコ人工種苗生産技術試験事業は、未だ技術確立には至っておりませんが一定の成果が見られ、漁協指示のもと適地への放流・育成を図り、貴重な浅海資源の増大に向けた栽培事業として高く評価し、引き続き支援を継続するものです。

更に、漁業の健全経営に必要となる漁具資材の更新、漁船機器などの設備投資を行う為、資金調達には欠かせない低利融資の公的融資制度資金につきましては、町としても精査した後、資金借入れの利子補給事業を従来通り継続実施してまいります。

さて、漁業生産活動の核となる漁港整備につきましては、流通拠点漁港となっている森港湾及び砂原漁港の整備が未だ不十分であります。

今後、求められるのは、衛生管理型漁港としての整備であり、安心安全な漁獲物を消費者に届ける流通拠点港としての責務を担う両港の整備は緊急かつ重要な施設整備と認識しており、町と漁協が連携し、順次円滑な整備がなされるよう積極的に国・道へ財源確保と整備要望について働きかけてまいります。

更に、流通拠点漁港を補完する第1種漁港は、5港全てが生産拠点漁港として利用されておりますが、北海道が実施したストックマネジメントによる老朽化の調査結果を踏まえて、老朽化が激しい箇所が改修工事が順次進められております。

今年度は、昨年度に引続き蛸谷漁港の改修工事を実施してまいります。

今後も改修工事を必要とする漁港の整備につきましては、積極的に実施して頂くよう国、道に強く働きかけてまいります。

【商工業】

町内の商工業者を取り巻く経営環境は、デフレ脱却と経済情勢の改善に向かいつつありますが、消費税増税後の個人消費回復の鈍さを始め円安による原材料の高騰や労働者不足などにより、依然として多くの企業が厳しい状況下に置かれています。

このような状況を踏まえ、商工業者の経営指導等の強化を図るため商工会議所・商工会を支援し、商工業の活性化を促進してまいります。また、森商店会が行っている「も〜りーくんポイントカード事業」に参加・協力する「行政ポイント試験運用事業」に取り組む他、商店会が進めている新たなカードシステムの導入に対しましても支援を行い、地域における消費活動が円滑に循環し、商店街が活性化するための仕組みづくりに協力してまいります。

食の振興につきましては、関連産業を始め様々な関係機関との連携・協働のもと、優れた商品の発掘や地域特産品の販路拡大を推進してまいります。また、付加価値の高い商品開発に対する支援策や各種商談会などの情報提供を積極的に行うとともに、観光産業と融合した北海道森町の知名度向上に取り組んでまいります。また、森町の特産品販売イベントとして定着してまいりました「楽市楽座もりまち食KING市」につきましては、新幹線開業効果をも見据えた事業展開を期待しながら、自主的な運営を支援してまいります。

【観光】

わが町の「駒ヶ岳や噴火湾をはじめとした美しい風景」や、自然が育んだ美味しい「食」は、多くの人々を引きつける魅力を持っております。この「地の利」を十分に活かし、地域住民にとって「住んで良し」、観光客にとって「訪れて良し」の魅力的な観光地域づくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。

また、北海道新幹線開業の効果を町内にも波及させるため、観光客の滞在・交流を受け入れる取組を一層強化してまいります。

従来、首都圏や関西圏の旅行会社などには、機会あるごとに当町の観光資源のPRを行ってきており、公園の桜や史跡、飲食店や宿泊施設などが旅行行程に組み込まれる例も出てきております。

これらの観光資源を更に多くの方々に知っていただくため、引き続き道内外における観光商談会に積極的に参加し、旅行商品の造成を促すとともに、個人やファミリー、ちょっと暮らしに興味のある方々には全国的な旅行雑誌で森町の魅力を伝え長期滞在旅行を促進してまいります。

また、各種啓発物を充実させるとともに、観光大使にもご協力いただきながら、観光PRを強化するほか、近年急増している外国人観光客へのイメージアップにもつながるおもてなしにも取り組んでまいります。

さらに、森町の重要な観光資源の1つである温泉を活かした交流人口の増加を目指し、温泉ソムリエ認定制度の導入を図りながら「あずましいっしょ森町」推進事業に取り組んでまいります。

さて、森・鹿部・七飯町の連携により活動している「環駒ヶ岳広域観光協議会」におきましては、引き続き、「滞在交流型の観光地域づくり」をキーワードに、3町の強みである「食」と「自然」など豊富な資源を結びつけた観光商品の開発や提供、並びに、観光客の方々にご満足いただける受入体制の整備などを進めてまいります。

また、青森県と道南との連携によって実施される一大観光キャンペーンである「青函ディスティネーションキャンペーン」に引き続き参加し、環駒エリアを全国にPRしてまいります。

さらに、春の一大イベントである「もりまち桜まつり」につきましては、地域の文化や芸能などを取り込み、多くの方々と一緒になって盛り上がる事ができる「まつり」作りを進めていくとともに、観光振興の促進においては、森観光協会や森町観光ボランティアガ

イドの会をはじめ地域の方々と連携を深めながら進めてまいります。

【住宅】

〈町営住宅〉

町営住宅につきましては、昨年度に引き続き、森町公営住宅等長寿命化計画に基づき、みどりヶ丘団地15号棟の雁木屋根改修工事、エレベーター改修工事、児童遊園遊具改修工事、外灯改修工事、鳥崎団地11号棟・12号棟の屋根塗装工事、ニューアカシア団地2号棟の屋根葺替工事を実施してまいります。

今後も計画的な修繕・改修を実施し、施設の長寿命と住環境の整備に努めてまいります。

〈空き家等対策〉

空き家等につきましては、所有者が適正に管理することが基本ですが、近年、所有者が不明の建築物や老朽化が進み危険な空き家の相談が増加しております。

昨年、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、本町においても、社会資本整備総合交付金を活用しながら、町内の空き家等の実態調査を実施してまいります。

〈定住対策〉

都市から地方への移住や交流は、人口減少に歯止めをかける有効な施策の1つであり、これまでも移住体験「ちょっと暮らし」や、広告媒体を活用したPR活動を通じて、移住や交流の促進に努めてきたところであります。平成14年度より定住対策として分譲している「からまつの森」は、退職された方などを中心として一定程度の成果をあげております。

本年3月の北海道新幹線の開業により、東北や関東が一層身近になることから、首都圏でのプロモーション事業等に参画し、幅広い世代の方々に、住みよい森町を知ってもらう取り組みを積極的に進めてまいります。また、生産年齢層の定住の実現に向け、住宅の取得を促すための有効な支援策につきましても検討してまいります。

【公園・広場】

都市公園につきましては、策定済みの森町公園施設長寿命化計画に則り、青葉ヶ丘公園、オニウシ公園、森川公園の老朽化した遊具及び施設の修繕や改修工事、また森川公園のトイレ改修に向けた調査設計を実施してまいります。

その他の公園・広場につきましても、老朽化した施設等を計画的に改修するとともに、適切な維持管理に努め、町民の皆様の憩いの場を確保してまいります。

【河川・海岸】

河川につきましては、埋塞土砂の除去工事を継続的に実施しておりますが、今年度は土砂の堆積が多い森川において実施し減災対策に努めてまいります。

また、尾白内地区のしずか溝につきましても、溢水対策に向けた調査設計について実施してまいります。

海岸につきましては、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食に対して脆弱性を有しております。海岸の背後に集中している住居で暮らす方の生命や財産を守るためにも、石

倉海岸、押出・小石崎海岸整備事業の継続、鷺ノ木海岸、砂崎海岸の浸食防止、護岸の老朽化対策について、各関係機関に整備要望を行なっております。

【環境衛生】

〈廃棄物処理関係〉

ごみ処理に関しましては、町民の皆様のご協力により、リサイクルプラザ・最終処分場とも十分にその機能を発揮しており、環境への負荷も軽減される等、対応に感謝しております。今後も引き続きごみの減量化と資源化に対しまして、ご協力をお願いいたします。

しかしながら、ごみの不法投棄は依然として減少傾向を示しておりません。不法投棄は森町の自然環境を損なうばかりでなく、地域住民の生活環境を害し環境保全の妨げとなります。

今後も不法投棄は絶対に許さないという強い意志をもって未然防止の啓発・パトロールを強化してまいります。町民の皆様には情報の提供をお願いいたします。

平成26年度から実施しております高齢者世帯等に対する「粗大ごみ戸別収集事業」につきましては、利用者が増加傾向にあり一定の成果を上げておりますので本年度も継続して実施してまいります。

また、地方創生加速化交付金を活用した新事業といたしまして、高齢者や要支援者世帯におけるごみ出しに係る負担軽減と安否確認を行う「森町高齢者等ふれあい収集事業」に取り組んでまいります。

さて、し尿処理施設につきましては、建設以来40年を経過し老朽化が進み、施設の維持管理に大変苦慮しているところであります。

これまで、し尿処理施設の再構築について様々な角度から検討を重ねてまいりましたが、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、旧焼却炉の解体撤去につきましても同時に整理解決できる合理性からも、施設更新に取り組んでまいります。

ごみステーション等譲与事業につきましては、町内会からの要望も多く、衛生環境の充実を図るため本年度も継続して実施してまいります。町内会の皆様には、引き続き清掃等の維持管理にご協力をお願い申し上げます。

〈斎場・墓地〉

近年、少子化や核家族化、継承者の転出などにより、将来の墓地・墓石の管理について、不安を抱く方が増加傾向にあると考えられることから、当町においても多くの焼骨を合同で埋葬できる「合葬墓」の整備に取り組んでまいります。

また、火葬場については、経年劣化による火葬炉等の維持修繕を年次計画をもって取り組んでまいります。本年はさくら斎場のトイレ改修等に加え、利用者の快適性の向上に努めてまいります。

【上・下水道】

〈水道事業〉

水道事業につきましては、昨年度同様、下水道の普及に伴う水道未使用世帯の水道切替

えについて促進を図り、より一層の有収率、普及率の向上を目指すとともに、安心・安全な水の供給と経営の安定、さらには行政サービスの向上に努め、効率的な経営体制の確立を図ってまいります。

また、今後は予想される施設の老朽化に伴う、効果的な施設の運営や耐震性を考慮した修繕整備を行い、災害に強い水道の構築を目指してまいります。併せて建設から約40年経過している既存の3浄水場施設の電気設備の更新が急務であることから、本年度より実施してまいります。

〈下水道事業〉

下水道事業は、本年度新たに処理面積で8.5ヘクタールの区域拡張が見込まれており、下水道管渠の新設工事と排水設備工事の促進を重点的に取り組み、効率的な施設の運営及び修繕整備に努め、行政サービスの向上と下水道普及率の向上に今後も一層努めてまいります。

また、森町特定環境保全公共下水道事業の認可を受けた赤井川の一部地域についても、昨年度に引き続き管渠新設工事を実施してまいります。

【地域新エネルギー】

エネルギーの供給基盤が脆弱な我が国においては、エネルギーの安定供給の確保と、地球温暖化対策として二酸化炭素を削減することが重要な課題となっており、再生可能エネルギーによる発電の必要性が強く求められています。

これらの状況を踏まえ、当町では平成26年度に、地域の特性を活かした新エネルギー導入の基本的方向を示すため、「森町地域新エネルギービジョン」を策定しました。

重点プロジェクトとして、「公共施設における新エネルギー導入事業」、「新エネルギー導入の推進に向けた普及啓発事業」、「地域資源の利活用事業」の推進に向けて取り組んでいるところであります。

昨年度は、マイクロ水力発電施設を設置し、小中学生や町民の皆様に発電の仕組みについて学んでいただきました。

本年度につきましても、マイクロ水力発電施設、地熱発電所、地熱を利用したハウス施設、メガソーラー発電所をめぐる「再生可能エネルギー施設見学ツアー」を実施し、さらに多くの方々に対する普及啓発に取り組んでまいります。

また、環境への負荷の少ない再生可能エネルギーを普及促進させることを目的に、住宅用太陽光発電システムの設置者及びペレットストーブの設置者に対する費用の一部を、昨年度に引き続き助成してまいります。

【道路・交通】

国道5号の赤井川交差点改良事業における片側2車線化が七飯町との町界である宿野辺橋まで整備が完了しておりますが、引き続き大沼トンネルまでの片側2車線化を七飯町と連携して国に対し強く要望してまいります。

大沼レイクゴルフ場から大沼湖畔道路までの道道大沼公園鹿部線改良事業につきまして

は、今年度から本工事に着手予定であります、駒ヶ岳噴火の避難道路として重要な区間でもありますので、北海道に対して早期完成を要望してまいります。

また、北海道へ要望しております道道森砂原線から国道278号までの津波避難道路につきましては、港町・東森地区の皆さんの災害発生時における避難、救助、応急対策等、大変重要な路線となります。地元産業にとっても大きな役割を果たすものと考えられることから、一刻も早い事業着手に向けて要望をしております。

さらに、国道交差点の右折だまり設置や交通事故多発を踏まえた冬季運転の安全確保を目的とした除雪・融雪対策についても関係機関に強く要望してまいります。

本町における本年度の道路事業といたしましては、赤井川3号線の改修工事、森川町の排水整備工事を行ってまいります。

橋梁長寿命化事業におきましては、蛭谷地区カド川橋の改修工事、駒ヶ岳地区第1精進川橋の調査設計さらにそのほかの橋梁においても点検業務を実施し長寿命化に努めてまいります。

道路ストック点検事業といたしまして、町道幹線の標識、道路照明、大型視線誘導標等の安全点検を行い、通行中の歩行者や運転者の安全確保に向けた取り組みを行ってまいります。

【港湾】

森港の直轄港湾事業につきましては、東日本大震災の影響や国の整備方針のもとで大幅に予算が削減されているところでありますが、年次計画に基づき港湾施設の点検診断を行ないながら、老朽化対策を実施してまいります。

また、国の補正予算事業等の前倒し対応など、限られた予算の中で効率的な事業推進を図るとともに、早急な供用開始及び老朽化対策を各関係機関に強く要望してまいります。

【自治体業務・情報の電子化】

現在森町が発信する情報は広報紙等の刊行物が主体となっております。

今年度につきましては、広報紙等の作成とホームページ等の運営を一元化したうえで、町が発信する事業や取り組みを、ホームページ等にすみやかな掲載ができるよう取り組んでまいります。

また、新たに発信する情報は、自由に利活用できるようオープンデータとしたうえで、データの活用を推進し、地場のICT人材の発掘・育成を行えるよう推進いたします。

このように、「情報のオープン化」と紙媒体の発行より早く新鮮な情報の提供を目的とする「デジタル・モバイルファースト」へと転換させ、スピード感のある情報発信を行い、森町をICT先進地として積極的にPRできるよう取り組みを進めてまいります。

【防災・消防・救急】

〈防災〉

東日本大震災からまもなく5年が経過しようとしておりますが、その後も、大雨による土砂災害や御嶽山の突然の噴火など、大規模な自然災害は全国各地で発生しております。

私たちは、これらの災害を通じて得られた数多くの教訓を活かし、災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。

以前より、町民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら進めております、高齢者など避難行動要支援者の避難支援対策や自主防災組織設立促進について、継続して取り組むとともに、町民の皆さまや職員、各関係団体等が日頃から防災に関する意識と知識を備えるなど、防災意識の高揚を目指し各種事業を展開するほか、昨年実施した防災訓練の検証を踏まえ、町民の皆様が参加しやすい防災訓練の実施について検討してまいります。

また、本年度より、地域防災活動の中核となる人材育成の観点から、防災士資格取得を目指す町民に対してその費用を助成し、自主防災組織等において活動していただくよう、取り組んでまいります。

防災行政無線につきましては、防災機能の強化と地域防災力の向上を図るため、そのデジタル化を推進いたします。現在、平成27年度において、電波伝搬調査を含む実施設計を行っておりますが、各家庭に対する戸別受信機の設置を図り、町全域において速やかな運用を開始できるよう事業展開してまいります。

駒ヶ岳火山防災につきましては、活動火山対策特別措置法の一部改正により、新たな組織として設立される「火山防災協議会」を中心に周辺2町及び関係機関と十分な連携を図りながら、継続して火山防災対策の推進に取り組んでまいります。

〈消防・救急〉

社会経済情勢が大きく変化する中において、町が備えを行うべき災害は、火災・救急はもとより大規模地震や津波等の自然災害など、その内容は複雑多様化してきております。

このような状況の中で、消防行政に寄せられる町民皆様の期待はますます大きくなってきており、町民の生命、身体及び財産を守ることを改めて認識し、消防体制の整備強化に努めてまいり所存であります。

これらの災害等の対策に万全を期するため、本年度は活動資器材、高規格救急車及び小型動力ポンプ付積載車の更新、住宅密集地に消火栓を整備するとともに、町民の皆様や各団体に対しまして応急手当普及員のご協力を得ながら幅広い応急手当の普及啓発に努めてまいります。

消防団の充実強化策としましては、安全確保のための新基準装備品の整備及び新規団員の入団促進を図るとともに、各種訓練を通して技術の向上を期してまいります。

〈耐震〉

昨年度、民間住宅の耐震化の促進のため社会資本整備総合交付金を活用した木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する補助金制度を創設いたしました。今年度も継続して耐震化を促進してまいります。

また、町有施設におきましても、森町耐震改修促進計画に基づき、緊急性の高いものから計画的に順次対応してまいります。

【交通安全】

交通安全は、町民一人ひとりに交通安全思想を普及し、交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われることによって、その効果が発揮されるものと考えます。

このことを踏まえ、本年度につきましては、継続して実施しております「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」をはじめとする7大キャンペーンを軸にしながら、春・夏・秋・冬における期別運動や交通安全の日等に実施する各種運動について、関係行政機関、団体等と連携して積極的に推進しながら、町民参加・協働型の交通安全運動を展開してまいります。併せて事故が多発する傾向にある国道幹線道路区間の事故防止対策につきましても、関係機関等と協力しながら継続して取り組んでまいります。

また、交通安全施設等整備事業としまして、道路区画線整備やカーブミラーの設置及び修繕等を行い、交通環境のさらなる整備充実を図ってまいります。

【コミュニティ活動】

町内各団体により地域に設置されている防犯灯は、特に公益性が高いことから、町が設置費用や電気料金の一部を補助してきました。

しかし、昨今の電気料金の値上げによる財政負担の増大や蛍光灯照明器具の製造停止など、新たな課題も浮上してきております。

そこで、町が実施主体となり国の補助制度を活用しながら、町内全域の防犯灯のLED化を進めてまいります。整備のスケジュールは、平成28年度に調査・計画、29年度に更新と2か年に渡って進めてまいります。

また、電気料金につきましても、全額町負担とする事も併せて取り組んでまいります。

【住民と行政のパートナーシップ】

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、町民との情報共有や町民参画機会の充実を図ることが最も重要であると考えます。

広報紙やホームページなどによる情報発信機能を充実させ、まちづくりに関する様々な情報や森町の魅力を迅速にわかりやすく提供するとともに、町民の意見箱などを通じて、町民の声を行政に反映できる協働のまちづくりを進めてまいります。

また、わがまち振興事業につきましては、昨年度、助成割合を引き上げ、助成基準を一部緩和したところ、多数の応募をいただきました。本年度も引き続き、町民による自主的なまちづくり活動を支援してまいります。

森町のロゴマークを活用した地域ブランドの整備につきましては、本年度も継続して町内事業所の方々に広く周知することに取り組み、商用利用を促進し、ロゴマーク利用者の増加を図ってまいります。

【自治体経営】

〈グリーンピア大沼〉

グリーンピア大沼は、平成17年3月に民間へ運営が引き継がれ、設立当初の福祉目的と公益性を確保し、運営を展開しております。

町民還元サービスをはじめ、地元食材の活用や地元雇用の確保に努めるなど、地域に密着した経営姿勢が伺えることから、昨年4月に今後5年間の契約を締結いたしました。グリーンピア大沼(株)から、施設購入についての申し入れを受けているところです。

施設は20年以上経過している物件もあり、老朽化が進んでいることから、町単独で維持していくことは非常に難しいと考えておりますので、公共性、公益性の確保について熟慮しながら、売却に向けて交渉を進めてまいります。

〈第2次森町総合開発振興計画〉

第1次森町総合開発振興計画は、平成29年度に最終年度を迎えます。地方自治法の改正により基本構想の策定義務はなくなりましたが、まちづくりの指針となる中長期計画は必要であると考えております。平成30年度からの第2次森町総合開発振興計画の策定に向け、本年度につきましては、基本構想の策定に着手してまいります。

〈まち・ひと・しごと創生総合戦略〉

町では急速な人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力あるまちを維持するため、人口の将来展望を示す「森町人口ビジョン」による分析で得られた課題を踏まえ、「森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。「雇用支援」、「交流人口の増大」、「結婚・出産・子育て」、「安全・安心な暮らし」に関する4つの基本目標を実現させるため、総合戦略を着実に推進してまいります。また、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会において、施策や事業の効果について検証を行い、必要に応じて改善を図ってまいります。

〈入札契約制度〉

入札・契約については国の方針を踏まえながら、競争性、透明性、公平性の確保に努めることを重点に行ってまいりました。今日の建設事業の動向は、北海道においては新幹線の話は取り上げられますが、全国的にも高度成長期建設インフラの老朽化対策が中心となっております。北海道における国の予算の伸びは横ばいで、やはり維持管理や老朽化対策が中心となり、地方の建設業者にとっては厳しい状況が続いています。このようなことから公共事業への地元企業の期待は一段と大きく、関心も高いことから、限られた財源を有効的に活用し、適切な入札・契約執行に引き続き努めてまいります。

〈収納率向上〉

町税は行政の財政基盤を根源的に支えるものであります。安定した財政運営をするためには、自主財源の確保が必要であることから、納税者への公平・公正な賦課徴収に努めてまいります。

また、昨年度から進めてまいりました給与所得者の個人町民税の徴収方法が普通徴収から特別徴収へと移行が進み、納付回数が4回から12回へと増えたことにより、家計に対する納付負担の軽減策と併せて、収納率の向上にも効果が期待できると考えております。

滞納整理については、新たな滞納者を出さないため、自らが納付意欲と納付意思をもって自主的に納付するよう動機付けをしながら、納税相談を継続的に実施してまいります。

また、税以外の公・私債権についても、昨年度制定した債権管理条例をもとに関係部局と情報を共有しながら滞納対策に厳正かつ積極的に取り組みます。

〈効果的・計画的な財政運営〉

地方を取り巻く情勢は、産業経済界を含め依然として厳しい状況下であり、必然的に町の財政状況にも影響が及びますが、少子高齢化が進む状況においても、町民に対する多種多様な行政サービスに応え、安定した「まちづくり」を推進しなければなりません。

また、少子化・子育て対策をはじめ、安心して安全に暮らせるための効果的な施策を継続することや、将来を見据えた住みやすい環境づくりも重要と認識しております。

今後も森町総合開発振興計画を基調とし、有利な制度を活用しながら優先性を検証した政策を展開することが肝要であります。平成28年度から普通交付税の合併算定替えが段階的に一本算定へ移行されることから、状況を慎重に見極め、計画的な財政運営を図ってまいります。

【教育】

教育は、すべての町民にとって大切なことであり平等に行われるべきであると考えております。人口の減少や少子高齢化の進展など社会が急速に変化しておりますが、町民一人ひとりがあらゆる機会において学習できる環境づくりや課題解決に向けて取り組んでまいります。なお、教育行政に関する詳細につきましては、教育長の方針に委ねるものいたします。

Ⅲ 結び

以上、本年度の町政執行に関する所信の一端を申し述べさせていただきました。夢の新幹線開業の年、町内においては一次産業の順調な推移や地域活性化対策等により、設備投資を始め消費の好影響が見られますが、地方経済は依然として厳しい状況が続いております。

少子・高齢化対策を始め、安心・安全の確保など課題も山積しておりますが、町民一人ひとりが心から豊かさを実感でき、次の世代に誇れる森町創造のため全力を挙げて取り組んでまいります。

結びにあたり、改めまして町民の皆様、並びに、町議会議員の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます、執行方針とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針の表明を終わります。

11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

○教育長（香田 隆君） 平成28年度教育行政執行方針。

I はじめに

平成28年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の森町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、人口の減少や少子高齢化・環境・エネルギー問題など急速に変化する社会の中で、将来にわたり活力ある町づくりを進めるためには、一人ひとりがそれぞれの力を発揮し、心豊かに支え合いながら生活できる、自立した地域づくりが必要となります。

このような中で、森町の未来を担う子どもたちが、互いを思いやる優しさとふるさとを大切にすることをもち、広い視野から新しい時代を切り拓くことのできる人材として、たくましく成長できる教育施策の充実が必要であります。

そのためには、子どもたちの学力や体力の向上をはじめ、望ましい生活習慣の確立やいじめの根絶、豊かな心の育成、支援が必要な子どもたちと共に生き抜く力など、多くの教育課題への対応が必要となります。

また、町民一人ひとりが生涯にわたって、健やかに充実した生活を送ることが出来るよう、いつでも、どこでも、自らの興味や関心、目的などに応じて、生涯学習活動や文化・スポーツ活動などに取り組み、自らを高めるとともに、学んだことを生かすことのできる社会を実現していくことが重要になっております。

そのため、教育委員会といたしましては、「森町町民憲章」に基づき、「森町教育目標」に示されております人づくりを目指し教育施策の充実に努めてまいります。

II 主要施策の推進

【学校教育】

学校教育におきましては、「すべては子どもたちのために」という思いを大切にして、学校と家庭、地域、行政がそれぞれの役割を果たしていかなければなりません。

毎日の学校生活の中では、子どもたちの心のよりどころとしての学校づくりを大切にし、笑顔があふれ、夢と希望に胸を膨らませ、個性や能力を最大限に発揮しながら、自立した人生を送ることができるよう、知・徳・体の調和のとれた成長を育むよう努めてまいります。

また、魅力ある学校づくりのためには、地域の実情や子どもの実態などを踏まえ、家庭、地域社会との連携を図りながら、保護者や地域の方が教育活動に参画することや、保護者への教育活動の情報提供など、開かれた学校づくりが大切になります。

そのために学校の自己評価や保護者、地域住民、学校評議員などの外部からの評価を取り入れた学校評価を進め、地域の皆様に信頼される学校づくりを支援してまいります。

学力の向上につきましては、全国学力・学習状況調査の経年結果をみますと、改善傾向がみられておりますので、引き続き学習指導の工夫や改善に全力で取り組んでまいります。

平成28年度は、町内の学校で推進しています「学力向上3カ年計画」が3年目を迎えますが、森町全体の課題と学校独自の課題を明確にし、子どもたちへのきめ細かな指導に努

めてまいります。

また、長期休業中や放課後の子どもたちへの学習指導等は、それぞれの学校で取り組みが進められていますので、今後も継続してまいります。

子どもの学びを伸ばしていくためには、学校と家庭の連携・協力が必要となります。子どもたちの学びたいという意欲をしっかりと受け止め、学校と家庭が子どもの学習課題を共有し、協働した働きかけを進めてまいります。

さらには、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえた教育活動の連続性を図るために、幼稚園・小学校・中学校の連携の在り方について研究を深め、教育課題の解決に向けて進めてまいります。

子どもたちに、豊かな心や規範意識、自分への信頼感や自尊感情、他者への思いやりなど、社会性や豊かな人間性を育むために、教育活動全体を通じ、発達段階に応じて、命の大切さや自分の生き方について考える教育を進めてまいります。

いじめや不登校などの子どもたちの問題行動につきましては、依然として全国的にも大きな課題となっております。昨年10月に「森町子どものいじめ防止条例」が施行されましたが、その条例の趣旨をふまえ、早期発見・早期対応を図るとともに、いじめは絶対に許さないという認識を持ち、学校、保護者、行政との連携のもとに未然防止に努めてまいります。いじめアンケートの複数回調査や日常的な見守りを通して、個別相談や全校体制でその解消に当たってまいります。そのためにも、子どもはもとより保護者、教職員が安心して相談できるよう、教育相談員の積極的な活用にも努めてまいります。

子どもたちの体力の向上のために、子どもが示す興味や関心を1校1実践の活動につなげ、運動習慣の定着に向けた指導を進めてまいります。また、国で実施しています「体力調査」の結果や、北海道教育委員会から提供される体力向上支援プログラムなどを積極的に活用し、家庭との連携の中で子どもたちの体力や運動能力の向上に努めてまいります。

駒ヶ岳噴火や地震、津波などの自然災害を想定した組織的な防災教育を日常生活の中に位置づけ、子どもたちにも正しい知識と適切な行動を身に付けさせるよう実践してまいります。そして子どもの発達段階に応じて、危険予測・危険回避能力を高めるための、防災・安全教育を行ってまいります。

また、登下校の交通安全や不審者対策などの予防活動を支援するために、地域の皆様や関係機関・スクールガードリーダーと連携を図り、子どもの安全・安心の確保を進めてまいります。

子どもたちに基本的な生活習慣の定着を図ることは、学力や体力の向上にも大きな影響を与えます。そのため、学校と家庭が連携し、「早寝、早起き、朝ごはん」「ノー・ゲームタイム」「ノー・テレビタイム」「ノー・携帯タイム」の取り組みを、継続して推進してまいります。

特に最近問題になっていますネットトラブルへの対応は、家庭でのルール作りが大切なことから、森町PTA連合会等と情報を共有しながら、情報モラルの育成を図ってまいり

ます。

読書活動は、子どもの心を豊かにし、想像力や表現力を育むためにも大切な活動です。子どもたちが読書に親しめるよう、学校での朝読書や家庭での読書習慣の定着など、いろいろな機会に読書活動に取り組めるよう支援してまいります。

特別支援教育につきましては、教育支援委員会や関係機関・保護者と緊密な連携のもとに、特別な支援を必要とする子どもの的確な把握や適切な指導に配慮し、早期からの相談体制の充実に努めてまいります。また、通常の学級に在籍する支援の必要な子どもにも、きめ細かな支援の充実に努めてまいります。

中学校での英語科や小学校5・6年生での外国語活動の充実に努めるために、昨年8月より外国語指導助手を2名配置してまいりましたが、今年度も継続して進めてまいります。それにより、外国の言語や文化に対する理解・コミュニケーション能力の基礎を養い国際理解を深める機会の充実に努めます。また、小学校の他の学年や幼児期の子どもたちにも、外国の文化に触れあう場を提供してまいります。

森町の子どもたちが、自分の住んでいる地域に誇りをもち、将来にわたって地域に愛着をもってくれることは私たちの願いであります。そのためには、自分の生まれた地域を知り、理解を深めるために、森町の多くの史跡や文化財、豊かな人材や自然・環境・地域素材など、郷土の財産を活用した「ふるさと教育」を推進してまいります。

森町には、恵まれた自然があります。その豊かな自然環境を守っていくためにも、環境問題について自ら考え、環境に配慮して行動できる態度を育成するために、地域の特色を生かした環境教育を進めてまいります。

学校保健につきましては、地域医療機関・学校保健会とも連携し引き続き各種健康診断を実施するとともに、子どもたちの健康状態の的確な把握に努めます。そのうえで、子どもたち一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、健康な生活を送るための知識や実践力を身につける指導を進めてまいります。また、子どもたちの心身の健康を保つために、学校全体で見守りを進めてまいります。

子どもたちの指導に直接かかわる教職員につきましては、豊かな人間性や社会性、高い指導力を身に付け、専門職としての資質、能力の向上を図ることができるよう、教対協学校教育部と連携し研修体制の充実に努めてまいります。

平成28年度の子育て支援策といたしまして、町部局と協議させていただき、小学校6年生でおこなわれています修学旅行にかかる経費を、全額町から助成していただき実施いたします。

各学校の校舎や学校施設の維持管理は、状態を十分把握し、適切に対処してまいります。

森高等学校支援につきましては、海外での交流活動を通して世界に目を向ける人材の育成のための「海外短期留学生派遣事業」、将来の進路を実現していくための学力向上を目指した「サテライト講座」は、森高等学校振興会を通じて支援してまいります。

また、豊かで活力にあふれる高校生活のため、部活動の生徒への交通手段確保としてバ

スを運行し、充実した高校生活を過ごせるよう支援してまいります。

【幼稚園教育】

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であります。そのため、子育てに関する悩みを抱えている保護者に対し、関係機関とも連携しながら相談体制を確保し、子育ての不安を解消していくことが重要となります。また、発達段階に応じた教育に配慮し、探究心や豊かな感性など心身の調和のとれた健やかな成長を育み、小学校への円滑な接続に向けた基盤づくりを大切にまいります。

そのためには、教員の高い専門性が求められることから、研修機会の拡充に努め、指導力の向上と教育内容の充実を図り、保護者の皆様の信頼に応える幼稚園教育を進めてまいります。

さくら幼稚園は、園舎の老朽化が進んでいることから、改築に向けて基本構想・基本計画の策定を進めてまいります。

【学校給食】

学校給食につきましては、衛生管理を徹底するとともに、安全で安心な食材等の使用に努め、子どもたちの健やかな心身の発達を願い、栄養バランスに配慮した魅力ある学校給食の提供に努めてまいります。

食育は、生きる上での基本となるものであり、健全な食生活を実践することが大切になっています。そのために、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等による食育指導の充実を図ってまいります。

併せまして、地場産物の活用を通じて、地域の食文化・産業・自然の恵みへの理解を深め、郷土を愛する心を育む取り組みを進めてまいります。

給食費の補助につきましては、保護者の経済的負担軽減や子育て支援を積極的に推進するために、今年度も継続してまいります。

なお、給食費の納付相談及び個別訪問等の取り組みを継続し、収納対策に努めてまいります。

【社会教育】

社会教育の推進につきましては、4年目を迎える第2次森町社会教育振興中期計画を基本とし、心の豊かさをもたらす潤いのある地域づくりをめざし、学習活動が町づくり人づくりにつながる社会教育活動の推進に努めてまいります。

家庭教育の振興につきましては、家庭は教育の出発点であることから、基本的な生活習慣の確立や自立心を育み、心身の調和のとれた発達が図られるよう、情報や学習の場の提供を通して家庭の教育力の向上を目指してまいります。

青少年教育につきましては、人と人とのふれあいを大切にし、子どもたちの豊かな心を育むことが重要となります。そのために郷土の優れた学習資源を活用し、ふるさとに愛着をもち、明日の森町を担う子どものための学習活動として「ふれあい体験教室」や「どろんこ塾」などの体験学習の充実に努めてまいります。

また、子どもたちを学校と地域との連携の中で、その健全な成長を育むために、ボランティアの皆様のご協力のもと「もりの寺子屋」などを実施してまいります。

女性の学習活動につきましては、女性自らが学習意欲を高め、積極的に地域づくりへ参画するためにも、大変重要な活動であります。家庭や地域社会を取り巻く様々な課題に対処していくための学習機会を提供し、豊かな家庭、豊かな地域づくりを目指す活動の支援に努めてまいります。

平成28年度は、北海道女性大会が森町で開催されます。全道から500名を超える皆様の参加が予定されますが、森町の素晴らしさを体験していただく機会にもなりますので、大会の成功に向けて支援してまいります。

文化・芸術の振興につきましては、ゆとりや潤いなど、心の豊かさにつながる活動の支援を進めてまいります。郷土が育んできた歴史・文化の保存・継承を進め、文化協会等の各種団体と連携し、活動や発表の場の拡充と、町外の優れた文化・芸術を町民の皆さまに鑑賞していただく機会の提供に努めてまいります。

文化財の保護につきましては、国指定史跡である「鷲ノ木遺跡」が史跡指定されてから10年を迎えることから、これを機に町民の皆様に縄文文化の素晴らしさや価値について理解を深めていただくため、企画展や講演会等を開催してまいります。

鷲ノ木遺跡の調査と整備につきましても、文化庁・北海道教育委員会の指導を仰ぎながら、発掘調査や専門家による鷲ノ木遺跡整備基本計画準備委員会を開催し、整備基本計画の策定に向けた作業を進めてまいります。

また、町内にあるその他の文化財や郷土芸能など、町の歴史が育んできた有形・無形の文化遺産を、次の世代に継承していくためにも、調査及び保存活用を進めてまいります。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録につきましては、「鷲ノ木遺跡」を除く16遺跡で直近の登録を目指すことになりましたが、引き続き縄文遺跡群世界遺産登録推進本部を構成する関係自治体と連携し、追加登録を視野に入れ課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

【公民館】

公民館につきましては、生涯学習社会を支える地域活動・学習活動・サークル活動の拠点施設であることから、誰もが気軽に利用しやすい施設運営に心掛けてまいります。町民の皆様のご意見・ご要望を伺いながら、全ての世代の方が楽しく学ぶことができるよう、学級・講座の企画・運営に努め、自主的なサークル活動や各種団体活動への支援を進めてまいります。

また、町民の皆様が学習を通して得た成果を、豊かな人生を過ごすための糧として、さらには、社会参画や地域づくり等の活動につなげていけるよう支援してまいります。

施設整備につきましては、生涯学習活動の拠点施設としての機能を果たせるよう、維持管理に努めてまいります。

【図書館】

図書館につきましては、利用者の皆様の期待に応える蔵書整備と森町の地域資料の収集に努め、町民の皆様の学習活動への支援と読書が生活の一部となり、潤いのある生活の一助となりますよう、活動の充実を図ってまいります。そのためにも、新刊書情報の提供を進めてまいります。

また、ブックスタートや絵本の読み聞かせなど、子どもたちがより読書に親しめる事業を推進し、児童図書の実質を図り、子どもたちが本に親しめる環境整備に努めてまいります。

【社会体育】

スポーツ活動の振興につきましては、町民一人ひとりがスポーツを通して心身ともに健康で過ごせるよう、気軽にスポーツに取り組むことのできる環境づくりを進めてまいります。

また、スポーツは、子どもから高齢者まで世代を超えて交流を深めていくことができ、地域社会の連帯感の醸成や活性化につながっていくものです。そのために、第2次社会教育振興中期計画を基本とし、町民の皆様のニーズに応じた各種スポーツ教室や大会の開催を、体育協会やスポーツ推進委員の皆様と連携を図りながら推進し、多様なスポーツを楽しむ機会の拡充に努めてまいります。

子どもたちのスポーツ活動につきましては、スポーツとの出会いを大切にし、より多くの子供たちにスポーツの楽しさを知ってもらうために、スポーツ少年団活動への支援を進めてまいります。また、スポーツ少年団は、技術の向上だけでなく、心身の成長にも大切な活動の場です。そのためにも指導者への専門的知識や指導技術の修得のため、研修機会の拡充を図ってまいります。

体育施設につきましては、町民体育館やふるさと交流館などの拠点施設を有効に活用し、さらなる各施設の活性化に努めてまいります。

Ⅲ むすびに

これからの町を支えていくのは、社会で自立して活躍できる力や互いを思いやる優しい心を持ち、森町で育ったことを誇りとして、町の発展に主体的に参画しようとする意志を持つ人材と考えます。

森町の子どもたちが、失敗や困難に屈することなく、前向きに努力し、生き生きと成長していくためには、学校・家庭・地域が連携し、課題を共有しながら、それぞれの役割を十分に果たしていく必要があります。

また、生涯を通して豊かに学び、住みよい地域づくりを町ぐるみで推進し、心豊かな地域社会の実現につなげていくことが重要になっています。

昨年より、新たな教育委員会制度がスタートし、森町でも町長と教育委員が重要施策について協議するなど、今まで以上に将来を見据えた教育行政の推進が求められています。

森町教育委員会は、町民の皆様の教育に対する負託に応えるため、その使命を自覚し、森町の教育の振興と発展に向けて全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の、ご理解とご協力を心からお願い申し上げ所信といたします。

○議長（野村 洋君） 教育行政執行方針の表明を終わります。

午後１時まで昼食のため休憩をいたします。

休憩 午前１１時４６分

再開 午後 １時００分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第４ 議案第２１号ないし議案第３５号

○議長（野村 洋君） 日程第４、議案第２１号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について、議案第２２号 森町総合開発振興計画の策定に関する条例制定について、議案第２３号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）、議案第２４号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）、議案第２５号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）、議案第２６号 平成２８年度森町一般会計予算、議案第２７号 平成２８年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第２８号 平成２８年度森町後期高齢者医療特別会計予算、議案第２９号 平成２８年度森町介護保険事業特別会計予算、議案第３０号 平成２８年度森町介護サービス事業特別会計予算、議案第３１号 平成２８年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第３２号 平成２８年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、議案第３３号 平成２８年度森町国民健康保険病院事業会計予算、議案第３４号 平成２８年度森町水道事業会計予算、議案第３５号 平成２８年度森町公共下水道事業会計予算、以上１５案件を会議規則第３７条により一括議題といたします。

議案第２１号から議案第３５号まで提案理由の説明を求めます。

議案第２１号。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、議案第２１号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

本条例は、現行子供２人目以上からのことぶき出産奨励金を１人目から支給できるよう拡充しようとする一部改正条例です。

以下、配付資料の条例新旧対照表によりご説明いたします。予算審査特別委員会資料１の１をお開き願います。第３条、助成対象者について、現行１人以上の子を養育しとの規定を削除し、第４条、奨励金の額において第１子５万円を追加し、第１子５万円、第２子７万円、第３子以上１０万円に改めようとするものです。

なお、条例施行日は、平成２８年４月１日にしようとするものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第２２号。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 議案第22号 森町総合開発振興計画の策定に関する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー2を提出しておりますので、資料によりご説明いたします。提案理由についてでございます。地方自治法の一部を改正する法律が平成23年8月1日に施行され、総合開発振興計画の基本構想について議会の議決を経て定める旨の規定が削除されました。これに伴い基本構想の法的な策定義務はなくなり、計画策定と議会の議決を経る手続きの必要性は各市町村の独自の判断に委ねられることとなっております。町では、総合的かつ計画的な町政運営の指針を示すものとして総合開発振興計画は必要であり、策定に当たっては議会の議決を経ることが必要かつ重要であると考えております。このことから、総合開発振興計画の策定根拠を定めるとともに、総合開発振興計画に即し、総合的かつ計画的に町政運営を図ることを目的とし、本条例を制定するものでございます。

2ページ目をごらんください。条例の内容についてご説明いたします。第1条では条例の趣旨について、第2条では総合開発振興計画の構成と各用語の意義について規定しております。第3条では、総合開発振興計画の策定に関して森町総合開発振興計画審議会に諮問することについて規定しております。第4条では、基本構想の策定に当たっては議会の議決を経ることについて規定しております。第5条では、基本構想に基づき基本計画及び実施計画を策定することについて規定しております。第6条では、総合開発振興計画の公表について規定しております。第7条では、個別行政分野における計画は総合開発振興計画と整合を図ることについて規定しております。第8条では、その他必要事項を規則に委任できることについて規定しております。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第23号。

○農林課長（宮崎 渉君） 議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

資料1の3をあわせてご参照願います。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の名称は、株式会社ワイエス海商代表取締役、坂本佑介。

管理を行わせる施設の名称は、森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館でございます。

管理を行わせる期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間といたします。

このたびのちゃっぷ林館における指定管理者への申請はワイエス海商1社のみでありましたが、選定委員会を開催しまして、提出されました申請書類について審査いただいた上で、指定管理者の候補者として選定してきております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第24号。

○農林課長（宮崎 渉君） 引き続きまして、議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

同じく資料1の4をご参照願います。先ほどと同様の条文に基づきまして、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めようとするものでございます。

指定管理者の名称は、新函館農業協同組合代表理事組合長、畠山良一。

管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、森町トマト集出荷選果施設、所在地は森町字姫川でございます。

管理を行わせる期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

このトマト集出荷選果施設は、施設の性格上公募によらない指定管理者の選定となっておりまして、新函館農業協同組合から提出を受けました申請書類につきまして選定委員会において審査いただいた上で、指定管理者の候補者として選定してきております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第25号。

○生涯学習課長（中島将尊君） 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1、指定管理者の名称及び所在地、（1）、名称、有限会社さわら管財交通代表取締役、岡田富雄、（2）、所在地、茅部郡森町字砂原5丁目316番地1。

2、3の項目につきましては、資料と重複いたしますので、割愛させていただき、資料により施設の名称等、概要、指定管理期間、委託料について説明させていただきます。

それでは、資料ナンバー5をごらんください。森町ふれあいの森指定管理者の指定についての説明資料でございますが、上段に根拠法令として地方自治法、森町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同条例施行規則の関係規定により平成28年2月12日開催の指定管理者選定委員会において審査を受けたので、指定管理者を指定しようとするものであります。

1、施設の名称、森町ふれあいの森。

2、施設の位置、森町字砂原3丁目242番地。

3、施設の内容、（1）、あったかさわらパークゴルフ場、平成11年7月12日竣工、供用開始が平成12年5月29日、敷地面積3万3,157平方メートル、コース面積2万8,908平方メートル、ホール数27ホール。（2）、ふれあいハウス、昭和45、46年建設されたもので、旧砂原町立さわら小学校校舎を改築し、管理棟として再利用しているものであります。構

造としては、鉄筋コンクリート2階づくり、建物面積1,153.3平方メートル。(3)、附帯施設といたしまして、トイレ、バーベキューハウス3棟、休息用あずまや、カプセルトイレ、駐車場を含め指定管理者に一括管理運営をお願いするものであります。

4、指定管理期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間で指定管理させようとするものであります。

5、指定管理委託料についてであります、3年間で1,950万円を支出しようとするものであります。

なお、平成27年第2回森町議会12月会議において債務負担行為につきましては議決済みであることを申し添えます。

以上をもちまして公の施設に係る指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(何事か言う者あり)

○5番(山田 誠君) 資料要求です。議案第23と24号は、指定管理料はゼロですので、これは指定管理者選定委員会の意見を尊重するのはいいのですが、25号については指定管理料1,950万円支払うわけなので、その策定の内容等々について提出願いたい。

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時12分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

○総務課長(木村浩二君) ただいまの資料要求につきましては、市場ナンバー5の積算根拠として附属資料で提出したいと思っております。あすになるかどうかはちょっと精査しまして、いずれにしても委員会前までには皆様にお届けしたいと思っております。

○議長(野村 洋君) よろしいですか。では、続けます。

続いて、議案第26号。

○総務課長(木村浩二君) それでは、議案第26号から35号に関連する予算の概要の説明をさせていただきます。

皆様に配付しております資料ナンバー6、平成28年度森町各会計予算総括表をごらん願います。

まず、一般会計ですが、平成28年度予算総額は98億3,535万1,000円で、前年度対比は7億5,439万6,000円の増額で8.4%の伸び率となっております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、予算額は33億2,844万1,000円で、前年度対比は46万6,000円の増額でゼロ%の伸び率となっております。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、予算額は2億2,187万6,000円で、前年度対比は415万8,000円の減額でマイナス1.8%の伸び率となっております。

続いて、介護保険事業特別会計ですが、予算額は17億3,102万8,000円で、前年度対比は176万3,000円の増額で0.1%の伸び率となっております。

続いて、介護サービス事業特別会計ですが、予算額は2億4,705万6,000円で、前年度対比は75万8,000円の減額でマイナス0.3%の伸び率となっております。

続いて、港湾整備事業特別会計ですが、予算額は1,567万8,000円で、前年度対比は1,516万8,000円の増額で2,974.1%の伸び率となっております。

続いて、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計ですが、予算額は5,674万5,000円で、前年度対比は745万8,000円の増額で15.1%の伸び率となっております。

続いて、国民健康保険病院事業会計ですが、収益的収支の収入ですが、8億8,401万7,000円で、前年度対比は7,185万円の減額でマイナス7.5%の伸び率となっております。支出は11億7,406万8,000円で、前年度対比は3,603万2,000円の減額でマイナス3.0%の伸び率となっております。資本的収支ですが、収入は1億3,719万2,000円で、前年度対比は4,417万1,000円の増額で47.5%の伸び率となっております。支出は1億3,719万2,000円で、前年度対比は1,738万6,000円の減額でマイナス11.2%の伸び率となっております。

続いて、水道事業会計ですが、収益的収支の収入ですが、2億9,588万6,000円で、前年度対比は222万6,000円の減額でマイナス0.7%の伸び率となっております。支出は3億582万1,000円で、前年度対比は758万5,000円の増額で2.5%の伸び率となっております。資本的収支ですが、収入は1億950万円で、前年度対比は420万円の増額で4.0%の伸び率となっております。支出は1億3,804万4,000円で、前年度対比は821万8,000円の減額でマイナス5.6%の伸び率となっております。

続いて、公共下水道事業会計ですが、収益的収支の収入ですが、4億7,244万2,000円で、前年度対比は1,276万円の減額でマイナス2.6%の伸び率となっております。支出は4億7,244万2,000円で、前年度対比は1,276万円の減額でマイナス2.6%の伸び率となっております。資本的収支ですが、収入は2億9,065万1,000円で、前年度対比は1,269万6,000円の増額で4.6%の伸び率となっております。支出は4億1,322万4,000円で、前年度対比は197万3,000円の増額で0.5%の伸び率となっております。

以上、各会計についてご説明申し上げましたが、全会計の合計としまして歳入及び収入の総額が176億2,586万3,000円で、前年度対比は7億5,856万6,000円の増額で4.5%の伸び率となっております。歳出及び支出では180億7,696万6,000円で、前年度対比は7億1,949万7,000円の増額で4.1%の伸び率となっております。また、各会計の予算をグラフ化したものを掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、財政の2ページをお開きください。平成28年度一般会計の歳入予算を自主財源と依存財源に分類したものでございます。予算編成に当たりましては、平成28年度の地方財政計画をもとに、また平成27年度の実績見込みなどを勘案しながら精査したものでございます。グラフを掲載しております。ご参照ください。

続いて、財政の3ページですが、この表は一般会計の歳出予算を目的別に款1議会費か

ら款13予備費まで前年度対比を掲載しております。これもグラフを掲載しております。ご参照ください。

続いて、財政の4ページですが、この表は一般会計の歳出予算を性質別に分類したもので、同じくグラフを掲載しております。ご参照ください。

続いて、財政の5ページです。この表は、平成18年度から28年度までの人件費の推移をグラフ化したものであります。

続いて、財政の6ページですが、この表は公債費に関する調書でございます。平成27年度末の起債現在高見込み額を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料ナンバー7ですが、この資料につきましては一般会計の負担金補助及び交付金の調書になっております。ご参照ください。

以上、雑駁ですが、平成28年度予算の概要説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 次に、一般会計予算事項別明細書、18ページから。

○税務課長（伊藤 昇君） それでは、18ページの歳入、款1町税、項1町民税から20ページの項6入湯税までの主なものについてご説明いたします。あわせて別紙説明資料8の税1と税2を提出しておりますので、ご参照願います。

18ページ、項1町民税の目1個人分であります。前年と比較して現年分、滞納繰り越し分を合わせて1,595万8,000円の増額とし、5億1,570万円を計上したところでございます。

目2法人分につきましては、前年とほぼ同額で、現年分、滞納繰り越し分を合わせて1億951万円を計上しております。

項2固定資産税では、本年度評価がえの年でないことなど大きな変動がなく、前年度と比較して552万8,000円の増額とし、6億7,691万1,000円を計上したところでございます。

項3軽自動車税では、前年と比較しまして42万8,000円の増額の3,482万円を計上しております。

20ページをお開きください。上段、項4たばこ税につきましては、前年度の実績見込みを勘案いたしまして、前年比107万円の減額とし、1億8,527万9,000円を計上しております。

次に、項6入湯税につきましては、前年とほぼ同額の720万1,000円を計上したところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、町税以外の歳入の説明。

○総務課長（木村浩二君） それでは、町税以外の歳入につきましてご説明いたします。

20ページをお開きください。款2地方譲与税、22ページの款3利子割交付金、款4配当割交付金、24ページの款5株式等譲渡所得割交付金、款6地方消費税交付金、款7ゴルフ場利用税交付金、款8自動車取得税交付金、26ページの款9地方特例交付金ですが、これらにつきましては前年度の実績等を勘案しながら予算計上したものであります。

続いて、款10地方交付税ですが、総額45億6,000万円で、前年度対比は1億円の減額とな

っております。説明欄内訳の普通交付税は41億1,000万円で、前年度対比は1億円の減となっております。また、特別交付税は、前年度の交付見込み額を勘案して計上したところでございます。

款11交通安全対策特別交付金ですが、前年度の交付見込み額を勘案して計上したところ
です。

款12分担金及び負担金ですが、保育児童負担金や28ページの国営駒ヶ岳畑地帯総合土地
改良事業受益者負担金などを計上しております。

款13使用料及び手数料ですが、それぞれの利用状況を勘案しながら計上したところ
でございます。

34ページ、款14国庫支出金、また38ページの款15道支出金ですが、現行の制度や各事業
等に基づきそれぞれ計上したものでございます。

42ページの款16財産収入ですが、各種財産や土地、建物等の利用状況や財産売り払いな
どを勘案しながら計上したものでございます。

44ページの款17寄附金ですが、これらにつきましてはいずれも名目計上としてござい
ますが、46ページ、目4ふるさと納税寄附金では5,000万円を見込んだところでござい
ます。

款18繰入金ですが、項1基金繰入金のうち財政調整基金の3億8,368万8,000円で収支の
均衡を図るものであります。

款19繰越金ですが、前年度同額の4,000万円を計上しております。

48ページの款20諸収入ですが、項1延滞金、加算金及び過料、項2町預金利子は、それ
ぞれ名目計上としております。

項3貸付金元利収入ですが、いずれもそれぞれの制度に基づき計上したものです。

項4受託事業収入ですが、現制度における受託事業を勘案して計上したものです。

50ページ、項5学校給食収入ですが、これらも前年度の実績から勘案し、計上したも
のでございます。

項6雑入ですが、ここはいずれもほかの科目に属さないものを計上したものでござい
ます。

52ページの款21町債ですが、それぞれの目的に基づき所要の額を計上したものでござ
います。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） それでは、歳出に入りたいと思います。56、57ページの款1議会
費から款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目2人事管理費まで。

○総務課長（木村浩二君） それでは、歳出についてご説明いたします。

款1議会費ですが、節1議員報酬から節19負担金補助及び交付金まで総額7,992万8,000
円は、議会を運営していく上での必要経費を計上しております。

続いて、58ページからの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、一般会
計における総務関係費や役場庁舎管理経費など経常的経費となっております。

続いて、60ページからの目2人事管理費ですが、一般会計における人件費をこの科目に集約しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 続いて、目3文書広報費。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 62ページ下段からの目3文書広報費は、広報もりまちの発行に係る報償費及び印刷製本費が主なものであります。節18備品購入費は、広報紙編集用のパソコン2台と記録映像撮影用デジタルビデオカメラ1台の購入経費であります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4財産管理費。

○総務課長（木村浩二君） 目4財産管理費ですが、本科目は町有財産の維持管理経費や各種基金に対する積立金が主なものになってございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目5砂原支所費。

○地域振興課長（落合浩昭君） 続きまして、見開き64、65ページ下段から66、67ページの上段まで、目5砂原支所費でございます。節11需用費から次ページの節19負担金補助及び交付金につきましては、支所の維持管理に係る経常経費でございます。内容につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目6企画費。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 66ページ中段からの目6企画費ですが、節13委託料では第2次森町総合開発振興計画策定業務委託料として基本構想の策定経費を計上しております。また、節19負担金補助及び交付金は、渡島総合開発期成会など各団体への負担金が主なものでありますが、わがまち振興事業補助金、住宅用太陽光発電システム設置費補助金、ペレットストーブ購入費補助金などについて前年度に引き続き計上しております。その他森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会の開催経費、地域ブランドPR事業に係る経費を計上しております。なお、資料ナンバー9に第1次森町総合開発振興計画実施計画調書を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目7情報推進費。

○総務課長（木村浩二君） 情報推進費ですが、ここでは庁舎内のパソコン、複写機等に係る消耗品や情報端末機の借り上げ料などをのせてございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目8交通安全対策費、目9防災対策費。

○防災交通課長（小田桐克幸君） 続きまして、目8交通安全対策費でございます。節15工事請負費につきましては、町道区画線及びカーブミラー等の交通安全施設整備工事でございます。節19負担金補助及び交付金は、森町交通安全運動推進委員会及び森町交通安全

協会への補助金でございます。その他につきましては、経常的な経費となります。

続きまして、目9防災対策費でございます。節4共済費、節7賃金につきましては、昨年度から推進しております避難行動要支援者避難支援制度に係る名簿作成更新業務のため臨時職員1名を雇用しようとするものです。節11需用費の消耗品費につきましては、主なものとしましてアルファ米などの備蓄品購入がございます。次に、節13委託料ですが、72ページ、73ページをお開き願います。デジタル防災行政無線整備工事施工監理業務委託料及び節15工事請負費の防災行政無線整備工事であります。平成28年度から30年度の3カ年計画により整備しようとする防災行政無線デジタル化に要する経費でございます。資料ナンバー10を提出しております。ご参照願います。次に、節19負担金補助及び交付金の森町地域防災活動支援事業補助金でございますが、地域における防災力の向上を図るためその担い手となる人材の育成、具体的には防災士資格を取得しようとする者に対してかかる経費を補助し、取得後は地域において防災力向上のため自主防災組織等で積極的に活動していただくとするものです。4名分を計上しております。なお、当該事業につきましては、補助金交付要綱を制定し、事業展開をしております。

以上、防災対策費の主な経費について説明いたしました。

○議長（野村 洋君） 続いて、目10定住対策費。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 72ページ中段の目10定住対策費ですが、節17公有財産購入費79万2,000円は、分譲地内へ住宅を建築することが困難となった購入者から契約に基づき土地を買い戻す費用であります。また、節25積立金193万6,000円は、分譲代金を基金に積み立て、内部留保するものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、目11ふるさと応援対策費。

○総務課長（木村浩二君） ふるさと応援対策費ですが、ここではふるさと納税に係る記念品、通信運搬費、代行業務委託料、積立金などを計上してございます。

続きまして、目12諸費ですが、本科目はほかの総務関係に属さない予算をここに計上しておりますが、75ページの節19負担金補助及び交付金のドクターヘリ運航負担金290万円は、均等割と利用割に基づき計上しております。また、交通系ＩＣカードシステム整備費補助金223万7,000円は、路線バス利用者の利便性を高めるためＩＣカードシステムの導入費用を函館バス株式会社に対して補助をしようとするものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 続いて、項2徴税费、目1税務総務費、目2賦課徴収費。

○税務課長（伊藤 昇君） 74ページから76ページ中段までの項2徴税费の主なものについてご説明いたします。

74ページ中段、目1税務総務費であります。節8報償費は小中学生に対する税を考える週間、書道展の出品に対する記念品等であります。その他の経費につきましては、経常的な経費でございます。

次に、目2賦課徴収費であります。節13委託料の主なものといたしましては税務関連のシステム業務委託等でございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、渡島・檜山地方税滞納整理機構に対する負担金が主なものでございます。その他の経費につきましては、経常的経費でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 続いて、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、76、77ページ下段からの項3目1戸籍住民基本台帳費についてご説明いたします。

戸籍事務及び住民基本台帳事務などに係る経常的な経費であります。77ページ、節13委託料3,303万6,000円は、当該事務に係る電算システム委託料が主なものでございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、項4選挙費、目1選挙管理委員会費から目4森町長選挙費まで。

○選管書記長（安藤 仁君） 項4選挙費についてご説明申し上げます。

78ページから79ページにかけての目1選挙管理委員会費につきましては、委員報酬等委員に係る経常的な経費が主なものでございます。

下段の目2参議院議員選挙費につきましては、本年7月25日に任期満了を迎えます参議院議員通常選挙に係る執行経費を計上したものでございます。

続いて、80ページから81ページにかけての中段、目3海区漁業調整委員会委員選挙費につきましては、本年8月7日に任期満了を迎えます海区漁業調整委員会委員選挙に係る執行経費を計上したものでございます。

下段の目4森町長選挙費につきましては、本年10月18日に任期満了を迎えます森町長選挙に係る執行経費を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、項5統計調査費、目1統計調査費。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 82ページ下段からの項5統計調査費、目1統計調査費は、学校基本調査、経済センサス活動調査などの実施に要する費用であります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項6監査委員費、目1監査委員費。

○監査事務局書記長（安藤 仁君） 84ページから85ページの項6監査委員費、目1監査委員費でございますが、監査事務に係る経常的な経費が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 続いて、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目3社会福祉施設費まで。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、84ページ下段からの民生費、社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましてご説明いたします。

地域福祉、社会福祉全般にかかわるものを計上しております。85ページ下段、節11需用

費576万9,000円は、修繕料409万3,000円が主なものであり、今年度から町へ移管する町内会等防犯灯の修繕料として355万2,000円を見込んでおります。次に、節13委託料1,198万8,000円は、森町防犯灯等LED化事業に係る調査及び計画策定業務委託料であります。資料11をあわせて参照願います。次に、節19負担金補助及び交付金2,760万6,000円は、防犯灯に関するもの、民生委員協議会、町内会連合会への補助金などが主なものであります。なお、87ページ上段の防犯灯電気料金補助金2,140万円につきましては、各団体からの町への移管が完了次第減額する見込みであります。

次に、86ページ中段からの国民年金費につきましては、国民年金事務に係る経常的な経費でありまして、節13委託料214万3,000円の電算業務に係るものが主なものでございます。

次に、86ページ中段から89ページ中段までの目3社会福祉施設費2,380万1,000円につきましては、各地域会館など住民生活課所管の社会福祉施設に係る電気料、燃料代等の光熱水費を初め、施設の維持管理費用が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、目4老人福祉総務費から目8後期高齢者医療費まで。

○保健福祉課長（山田 仁君） 88ページ、目4老人福祉総務費について説明させていただきます。

高齢者全般に係る福祉事業、各種の負担金、扶助費、また他会計への繰出金で、総額は3億8,306万3,000円で、対前年度比215万8,000円の減額を見込み予算計上しております。89ページ、節8報償費の主なものは、100歳祝金及び米寿、喜寿の記念品です。節11需用費の賄い材料費は、給食サービス事業の食材費等で、現在69名の方が利用されております。節13委託料は、現在97台設置しております緊急通報システム端末機点検、介護度がつかない高齢者を対象といたします生きがい活動支援通所事業及び現在215名が登録し、森町シルバー人材センターとの契約により除雪、草刈り等を行う軽度生活援助事業が主なものです。91ページ、節18備品購入費は、緊急通報システム端末機9台分を購入する予算を計上しております。節19負担金補助及び交付金2,614万7,000円は、森町シルバー人材センター補助金、好日園改築事業負担金、社会福祉協議会補助金、森町駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館等高齢者入浴料金助成事業補助金、また昨年度から実施しました森町高齢者地域ぬくもり事業の予算を計上しております。なお、好日園改築事業負担金につきましては、本年度をもって終了いたします。対前年度の比較につきましては、予算審査特別資料1、一般会計負担金補助及び交付金調べ（3）を参照願います。節20扶助費は、老人福祉施設への入所の措置費及び高齢者の在宅維持支援に係る経費、外出支援サービス事業であります福祉タクシー等が主なものです。節28繰出金は、介護保険特別事業会計、介護サービス事業特別会計へ繰り出すものです。

90ページ下段、目5障害者福祉費について説明いたします。総額4億6,707万7,000円を予算計上しております。93ページ、節13委託料469万4,000円は、障がい者の在宅生活を支援するための経費で、障がい者の活動の場を提供しております地域活動支援センター運営

事業委託料が主なものです。節20扶助費は、自立支援医療費と障害者介護給付費が主なものです。老人福祉費及び障害者福祉費の主な施策概要については、資料ナンバー15を提出しておりますので、参照願います。

目6心身障害者医療費及び目7ひとり親医療費は、重度障がい者、ひとり親家庭への医療費扶助が主なものです。

94ページ、目8後期高齢者医療費について説明させていただきます。節19負担金補助及び交付金の療養給付費負担金は、北海道後期高齢者医療広域連合への負担分です。節28繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険料軽減分や事務費分として繰り出しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 続いて、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費から目4へき地保育所費まで。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） 94、95ページ中段からの児童福祉総務費からご説明いたします。

95ページ中段の節8報償費770万円はことぶき出産奨励金であり、新年度からは第1子からも5万円を支給するよう制度を拡充し、第1子分として225万円、第2子分245万円、第3子以降分300万円をそれぞれ見込んでおります。資料の12をあわせて参照願います。同じく95ページ下段、節19負担金補助及び交付金2,910万6,000円では、民間保育園に対する補助金と学童保育施設への運営事業補助金が主なものです。また、節20扶助費2億2,023万円は、中学終了前までの児童手当分でございます。

次に、94、95ページ下段から96、97ページ上段までの目2児童福祉施設費につきましては、森川児童館及び学童保育施設の管理運営に係る費用が主なものでございます。

次に、96ページ中段から99ページ上段までの目3保育所費につきましては、町内5カ所の保育所の管理運営に係る費用を計上しております。97ページ中段の節7賃金8,511万円は、保育補助や保育延長対応のための臨時保育士等賃金及び清掃員等賃金に係るものであり、節11需用費3,373万円は給食の賄い材料費などの経常経費であります。また、節13委託料1,342万4,000円のうち保育児童システム業務委託料411万2,000円は、年2回となった保育料算定業務への対応や収納対策の一層の強化を図るため、電算システムを新たに構築しようとするものであります。資料13をあわせてご参照願います。

次に、98、99ページ中段からの目4へき地保育所費530万円につきましては、臨時保育士等の賃金、需用費など濁川保育所の管理運営に係る費用を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、目5障害児通所支援費から目7未熟児医療費まで。

○保健福祉課長（山田 仁君） 98ページ下段、目5障害児通所支援費は、姫川で行っておりますあいあいクラブの運営経費となります。101ページ、節20扶助費の児童発達支援費は、国保連合会へ支払い後に支払った分が国保連合会を通じて歳入となるものです。

100ページ中段、目6子ども医療費は、中学生までの医療助成に要する扶助費として6,200万円を計上してございます。

目7未熟児医療費、節20扶助費は、4名分の未熟児医療費を見込み計上しております。未熟児医療費につきましては、本来2割負担ですが、森町乳幼児医療などの助成などにより保護者には負担はございません。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 続いて、項3災害救助費、目1災害救助費。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、102、103ページ上段の項3災害救助費、目1災害救助費60万円につきましては、火災などの災害に遭われた方の見舞金を計上しております。

○議長（野村 洋君） 款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費、目2環境衛生費。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） 102ページ中段からの款4衛生費でございます。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費13万1,000円につきましては、保健衛生にかかわる経常費用でございます。

同じく目2環境衛生費4,092万4,000円ではありますが、ここでは火葬場及び墓地の管理費用並びにキツネの駆除や蜂駆除、飼い犬、野犬対策等の費用を計上しております。103ページ下段から105ページ上段までの節13委託料1,222万円では、町内各墓地の草刈り業務のための委託料経費246万3,000円、さわら斎場の火葬業務委託料289万6,000円などを計上しております。節15工事請負費の公設合葬墓整備工事1,000万円は、核家族化等により継承者がいないなど将来の墓地管理に不安を抱く町民の新たなニーズに対応するため、町営の合葬墓を整備しようとするものでございます。資料の14をあわせて参照願います。節19負担金補助及び交付金では、水道未普及世帯への水質検査費用など井戸の掘削費用を補助する森町水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金505万円が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、目3予防費から目6病院費まで。

○保健福祉課参事（金丸由起子君） 次に、104ページ中段の目3予防費5,224万円でございます。この科目につきましては、予防接種や妊婦一般健康診査、乳幼児健診に係る費用が主なものとなっております。節13委託料は、例年実施している予防接種に加えて、新たに始まる日本脳炎ワクチン接種委託料を計上しております。節19負担金補助及び交付金には、少子化対策として不妊治療費助成金として320万円を計上しております。

次に、106ページ中段の目4保健事業費でございますが、各種がん検診や健康教室など成人に係る事業費用が主なものとなっております。

次に、108ページ中段の目5保健センター管理費につきましては、森町保健センターの管理運営に係る経費となっております。

次に、110ページ上段の目6病院費でございますが、国保病院事業会計への補助金及び出資金並びに繰出金となっております。

資料の16で平成28年度保健事業一覧を提出してございますので、ご参照願います。

○議長（野村 洋君） 続いて、項2清掃費、目1清掃総務費から目3清掃施設費まで。

○環境課長補佐（松田康生君） それでは、110ページ中段から115ページ上段までの項2清掃費についてご説明いたします。

目1清掃総務費でございますが、有料指定ごみ袋の購入費、町内会へのごみステーションの譲与事業に係るステーションの購入費及び渡島廃棄物処理広域連合への負担金が主なものでございます。前年度に比較して528万6,000円が増額になっておりますが、町内会からの要望が多いステーションの購入費及び渡島廃棄物処理広域連合負担金の増が主な要因となっております。資料ナンバー18をご参照を願います。

次に、目2ごみ処理施設費でございますが、森地区と砂原地区にある最終処分場の維持管理経費が主なものでございます。

次に、112ページの目3清掃施設費でございますが、ごみ処理及びごみ収集並びにし尿処理に係る経費が主なものでございます。前年度に比較して791万6,000円が増額になっておりますが、し尿処理施設建設に向けた一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託料の増が主な要因となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） 114ページ、115ページ中段の款5労働費についてご説明いたします。

目1労働諸費につきましては、出稼ぎ就労対策費が主なものでございます。節21貸付金につきましては、町内勤労者の生活福祉増進のための融資資金を預託しているものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費。

○農委事務局長（鈴木修一君） 114ページ下段から117ページ上段の款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費についてご説明いたします。

農業委員会費につきましては、農業委員の報酬と農地台帳システムに係る経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、目2農業総務費から項2林業費、目4林道事業費まで。

○農林課長（宮崎 渉君） 116ページ上段の目2農業総務費につきましては、農業経営基盤強化資金等の利子補給と各協議会等への負担金、補助金、また環境保全に寄与する有機栽培への交付金が主なものでございます。

続きまして、中段の目3農業振興費につきましては、森町基幹集落センターの維持管理費が主なものでございます。

下段から119ページ上段にかけての目4畜産業費でございますが、枝肉格付業務員の賃金

と町営牧場における維持管理費、ばんば大会への補助金が主なものでございます。

続いて、中段の目 5 農地費につきましては、節19負担金補助及び交付金における国営駒ケ岳地区畑地帯総合土地改良事業の地元負担金及び駒ケ岳濁川地区の水田維持を目的とする多面的機能支払交付金が主なものでございます。

下段から121ページ上段にかけての目 6 駒ケ岳ダム管理費につきましては、駒ケ岳ダム及び基幹水利施設等の維持管理費に係る費用でございます。

中段の目 7 濁川防災ダム管理費につきましては、濁川防災ダムの維持管理に係る費用でございます。

続いて、目 8 熱水利用園芸施設費につきましては、地熱発電所の地熱水を利用する熱交換施設等の維持管理費でございます。

下段から123ページ上段の目 9 山村振興施設管理費につきましては、ちゃっぷ林館における修繕料等ございまして、節15工事請負費は浴槽ろ過タンクの取りかえ工事に係るものでございます。資料 1 のナンバー18をご参照願います。

続きまして、122ページからの項 2 林業費でございますが、目 1 林業総務費の節 7 賃金につきましては、山火事予防巡視と熊、鹿駆除対策に係る賃金でございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、各種協議会等への負担金が主なものでございます。

下段から125ページ上段の目 2 林業振興費の節15工事請負費につきましては、町有林の造林及び保育工事に係るものでございます。資料 1 の19をご参照願います。節17公有財産購入費につきましては、町民が町有地に造林した立ち木を町が買い取るものでございます。資料 1 の20をご参照願います。節19負担金補助及び交付金の未来につなぐ森づくり推進事業補助金は、民有林の造林事業に対し補助をするものでございます。森林整備対策事業補助金につきましては、公共保育事業の補助残に対して補助をするものでございます。

次に、中段の目 3 分収林事業費につきましては、分収林契約地に係る費用でございます。節15工事請負費は栗ヶ丘並びに尾白内団地の保育植栽工事を実施するものでございます。資料 1 の21をご参照願います。

最後に、林道事業費につきましては、清滝林道の改良工事に係る費用でございます。現在林道清滝線が地すべり崩落により一部通行不能となっておりますが、崩落箇所は土砂の流出がとどまらない地質であることから、補修による復旧ができない状況にありますことから崩壊地を迂回して路線変更するものでございます。資料 1 の22をご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（野村 洋君） では、休憩前に続き会議を再開いたします。

項3水産業費、目1水産業総務費から目4排水施設処理費まで。

○水産課長（黒川安明君） それでは、124ページから129ページの水産業費についてご説明します。

まず初めに、124、125ページの下段から126、127ページ中段の目1水産業総務費の節19負担金補助及び交付金につきましては、各種関係団体及び協議会等への負担金等が主なものでございます。節28繰出金は、ホタテ未利用資源リサイクル事業負担金として同特別会計への森町分を繰り出すものでございます。

続きまして、126、127ページの下段から128、129ページ上段の目2水産業振興費でございますけれども、節19負担金補助及び交付金につきましては、各種借入れ資金に対する利子補給と水産物供給基盤機能保全事業による負担金1,633万3,000円でございます。本事業は、蛸谷漁港の老朽化対策として改修事業に伴う地元負担分でございます。資料1のナンバー23を提出してございますので、ご参照願います。また、森漁港事務所兼荷さばき施設建設事業費として国費と町補助金合わせて1億9,538万2,000円を計上しております。

次に、128、129ページ上段の目3水産施設管理費でございます。森町水産系副産物再資源化施設及び漁業系廃棄物リサイクル施設運営に伴う経費でございます。そのうち節11需用費の主なものにつきましては、重機の消耗品及び燃料費、施設稼働時の送風システムの電気料金のほか、修繕料についてはホタテ貝殻破砕機の老朽化により破砕機ローター部分の修繕を予定しております。資料1のナンバー24を提出してございますので、ご参照願います。節13委託料につきましては、水産系副産物の肥料製造業務委託料と漁業系廃棄物リサイクル施設における作業業務委託料が主なものでございます。

次に、目4排水処理施設費でございますが、水産加工排水処理施設に係る経常経費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（野村 洋君） 続いて、款7商工費、項1商工費、目1商工振興費。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） 130ページから131ページの款7商工費、目1商工業振興費についてご説明いたします。

131ページ上段、8、報償費、行政ポイント試験運用事業報償費は、森商店会が行っているも〜りーくんポイントカード事業に参加協力し、行政と連携した共通のポイントカードシステムの導入を検討しようとするもので、運営方法などの効果検証を目的に実施しようとするものです。資料ナンバー25を提出しておりますので、ご参照願います。節19負担金補助及び交付金につきましては、森町物産協会、森地方中小企業相談所、森商工会議所、砂原商工会、森商店会、楽市楽座食K I N G市などへの補助金が主なものでございます。なお、森商店会補助金につきましては、商店会が行政と連携して新たなポイントカードシステムを導入するためのニーズ、マーケティング調査など事前調査を行うための補助金でございます。資料ナンバー26を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、目2観光費。

○商工労働観光課参事（横山崇裕君） 続きまして、130ページ中段から135ページの目2観光費をご説明いたします。

まず、131ページ中段の節9旅費168万6,000円の主なものは、首都圏や関西圏における観光商談会への参加に要する経費でございます。関連します森町長期滞在ビジネス推進事業につきましては、資料ナンバー27を提出しておりますので、ご参照願います。また、節11需用費のうち燃料費の121万円及び光熱水費の1,311万8,000円につきましては、2つの道の駅の維持管理に係る経費、また印刷製本費147万5,000円の主なものは、観光ポスターや外国人向けパンフレット、温泉ソムリエ認定講座の参加者募集リーフレットなどの作成に係る経費でございます。もりまちde温泉ソムリエ事業につきましては、資料ナンバー28を提出しておりますので、ご参照願います。次に、133ページ中段の節15工事請負費120万円につきましては、つど〜る・プラザ・さわらの応接室が手狭となっている状況を踏まえまして、壁を撤去するとともにクロスの張りかえを行うための経費でございます。資料ナンバー29を提出しておりますので、ご参照願います。133ページ下段から135ページ上段の節19負担金補助及び交付金2,709万9,000円につきましてはの主なものは、森観光協会補助金、森町花いっぱい運動推進協議会補助金及び環駒ヶ岳広域観光協議会負担金が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 続いて、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費から項3河川海岸費、目1河川海岸費まで。

○建設課長（富原尚史君） 134ページ、款8土木費、項1土木管理費から140ページ、項3河川海岸費までについてご説明いたします。

134ページ、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、節13委託料の公共敷地等調査測量委託料、節14使用料及び賃借料の道路排水用地などに係る土地の借り上げ料、節19負担金補助及び交付金では各種協会などの負担金が主なものでございます。

続きまして、目2給水施設費は、砂原東地区飲料水供給施設の維持管理に係る経常的経費で、節13委託料の給水施設保守点検業務委託料が主なものでございます。

続きまして、136ページ、項2道路橋梁費ですが、目1道路橋梁総務費につきましては、節11需用費における光熱水費は道路照明灯の電気料、節13委託料の道路台帳の補正に係る整備が主なものでございます。

続きまして、目2道路橋梁維持費ですが、道路の補修など維持管理に係る経費で、主なものといたしまして節13委託料では除雪業務委託料、暗渠側溝清掃業務委託料、橋梁長寿命化橋梁点検委託料、橋梁補修設計業務委託料、森町管内道路附属物調査業務委託料が主なものでございます。資料ナンバー30、31、32を提出しておりますので、ご参照願います。節15工事請負費は、町内一円の町道舗装補修工事と森町管内橋梁補修工事でございます。資料ナンバー33を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、138ページ、目3道路橋梁新設改良費ですが、節15工事請負費の町内一円に係る町道側溝整備工事、赤井川3号線道路改修工事、森川地区の町道流末排水整備工事が主なものでございます。資料ナンバー34、35を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、138ページ中段、項3河川海岸費、目1河川海岸費につきましては、節13委託料の静溝調査設計委託料、節15工事請負費の普通河川森川埋塞土砂除去工事が主なものでございます。資料ナンバー36、37を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、項4港湾費、目1港湾管理費。

○水産課参事（岩瀬英一君） 款8土木費、項4港湾費、140ページ中段、項4港湾費、目1港湾管理費であります。141ページ、節13委託料、森港維持管理点検業務委託料は、昨年に引き続きまして行うものでございます。資料ナンバー38をご参照願います。節15工事請負費、新川海岸陸開改修工事でございますけれども、資料ナンバー39をご参照いただきたいと思います。節19負担金補助及び交付金、森港改修事業管理者負担金でございますけれども、これについては資料ナンバー40をご参照いただきたいと思います。以上が主なものでございます。また、節28繰出金につきましては、新川地区の公有水面埋め立て工事を予定する森町港湾整備事業特別会計に繰り入れするものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、項5都市計画費、目1都市計画総務費から項6住宅費、目2空き家対策費まで。

○建設課長（富原尚史君） 続きまして、142ページ、項5都市計画費から146ページ、項6住宅費までを説明いたします。

142ページ、項5都市計画費、目1都市計画総務費につきましては、節13委託料ですが、森川公園のトイレ改築工事に向けた実施設計に係る委託料、節15工事請負費の都市公園老朽化施設改修工事及びオニウシ公園展望台解体工事が主なものでございます。資料ナンバー41、42、43を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目2公園費ですが、公園広場の補修や維持管理に係る経常的経費で、節13委託料の公園管理等業務委託料、公園樹木整枝業務委託料、ハマナスグリーンパーク、ハマナス台場公園管理委託料が主なものでございます。

目3下水道費につきましては、森町公共下水道事業会計への補助金が主なものでございます。

続きまして、144ページ、項6住宅費、目1住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕など維持管理に係る経常的経費でございますが、節11需用費における光熱水費は共用部分や外灯に係る電気料、修繕料は小破修繕や給排水ポンプ等の修繕に係るものでございます。節13委託料では、消防設備保守点検委託料、町営住宅浄化槽維持管理業務委託料、町営住宅専用水道及び配水設備保守点検委託料が主なものでございます。節15工事請負費につきましては、資料ナンバー44の町営住宅屋根ふきかえ工事、資料ナンバー45及び46の町営住

宅屋根改修工事、資料ナンバー47の町営住宅外灯改修工事、資料ナンバー48の町営住宅エレベーター改修工事、資料ナンバー49の町営住宅公園改修工事が主なものでございます。

続きまして、目2空き家対策費ですが、節13委託料の空き家対策業務委託料は、国の社会資本整備総合交付金を活用し、町内の空き家に関する実態調査を行うものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費から目3消防施設費まで。

○消防長（山田春一君） 引き続き、146ページ中段から151ページ中段まで、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費をご説明いたします。

147ページ、節9旅費、特別旅費につきましては、北海道消防学校等における職員研修が主なものでございます。149ページ、節18備品購入費につきましては、空気呼吸器等を装備しようとするものでございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、消火栓設置にかかわるものが主なものでございます。資料2の50を提出しておりますので、ご参照願います。その他につきましては、経常的経費が主なものでございます。

続いて、150ページ、151ページ中段、152ページ、153ページ上段、目2非常備消防費でございます。151ページ、節11需用費の消耗品費の中に消防団新基準装備品救命胴衣42着、現場手袋70双が含まれております。節18備品購入費につきましては、車両用バッテリーを整備しようとするものでございます。その他につきましては、主に経常的経費であります。

152ページ、153ページ中段、目3消防施設費でございます。節18備品購入費につきましては、小型動力ポンプつき積載車、高規格救急自動車を整備しようとするものでございます。資料2の51、52を提出しておりますので、ご参照願います。その他につきましては、主に経常的経費であります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、目4災害対策費。

○防災交通課長（小田桐克幸君） 続きまして、目4災害対策費でございますが、災害時の応急対策に要する経費であり、職員の時間外勤務手当、建設機械借り上げ料などを計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） それでは、続いて款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から項4幼稚園費、目1幼稚園費まで。

○学校教育課長（武井 肇君） それでは、教育費でございますが、154ページ上段の項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、教育委員の活動に伴う経費でございます。

続きまして、目2事務局費でございますが、教育委員会事務局を運営する経費が主なものでございます。節1報酬では、教育相談員2名と全小中学校配置の学校評議員33名分でございます。節7賃金では、英語指導助手2名分、教育委員会事務局臨時職員1名分、特別支援学級支援員8名分と新たに事務局に嘱託指導主事を1名配置し、各学校や幼稚園と

の連携をより一層図るため計上してございます。節13委託料では、森高等学校部活バス運行業務委託が主なものでございます。155ページ下段からの節19負担金補助及び交付金につきましては、森町教育水準向上対策協議会、教育振興育英会、森高等学校振興会への補助金が主なものでございます。資料ナンバー53、54、55を提出しておりますので、ご参照願います。なお、資料53につきましては、訂正がございましたので、差しかえ分を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、156ページ下段から163ページ上段の項2小学校費、目1学校管理費でございます。これは、休校を含んだ小学校9校の維持管理経費でございます。節7賃金では、各小学校の臨時用務員5名分と鷺ノ木、尾白内小学校プール監視人等の賃金が主なものでございます。節13委託料では、児童、教職員の健康管理業務に要した経費と校舎管理、学校プール管理等に要した経費並びにさわら小学校スクールバス運行委託の経費と新たに尾白内及び駒ヶ岳小学校の耐震診断等に向けました校舎現況図の作成委託、また大地震の際に落下の危険性のあるとされますさわら小学校の体育館のつり天井改修工事実施設計委託を計上してございます。なお、つり天井に関しましては、資料ナンバー56を提出しておりますので、ご参照願います。続きまして、節15工事請負費では、これは平成25年度から実施しておりますが、さわら小学校トップライト漏水修繕工事費の最終年度の予算でございます。資料ナンバー57を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、162ページから163ページ中段、目2教育振興費では、各小学校における教育活動に伴う経費であります。節19負担金補助及び交付金では、修学旅行に関する経費といたしまして今年度から新しく、これは大規模校あるいは小規模校の修学旅行の格差がますます大きくなったことと、それから観光バスの運行委託が上がったことによりまして非常に保護者の負担が増加しているため、要保護、準要保護を除く小学校6年生を対象に子育て支援事業の一環として修学旅行費等児童負担金を計上してございます。節20扶助費では、要保護、準要保護世帯児童並びに特別支援教育奨励扶助としまして教材費、給食費、修学旅行費、体育実技費などの経費でございます。

続きまして、162ページ下段から167ページ中段の項3中学校費、目1学校管理費でございますが、中学校2校の維持管理経費でございます。委託料の主なものは、森中学校のスクールバスの運行委託と学校施設の保守管理でございます。備品購入費では、学校図書と学校予備品の購入経費でございます。

続きまして、166ページ下段から169ページ上段の目2教育振興費では、各中学校におきます教育活動に伴う経費でございます。節11消耗品費では、教科書改訂によります教師用指導書の購入が主なものとなっております。節19負担金補助及び交付金では、各種競技大会参加負担金が主なものでございます。節20扶助費では、要保護及び準要保護世帯並びに特殊支援教育就学奨励扶助としまして教材費、修学旅行費、体育実技費などの経費でございます。

続きまして、168ページ中段から171ページの項4幼稚園費、目1幼稚園費でございます

が、森幼稚園、さわら幼稚園の運営管理に関する経費でございます。節7賃金では、臨時教諭と事務職員の賃金が主なものでございます。171ページ、節13委託料では、これは昨年実施しましたさわら幼稚園の耐力度調査におきまして危険園舎であるということが報告されましたことにより、構想を含めた整備計画策定業務委託料を計上してございます。資料のナンバー58を提出しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） それでは、続いて項5社会教育費、目1社会教育総務費から目4文化財振興費まで。

○社会教育課長（宮崎弘光君） それでは、172ページ上段から175ページ上段の目1社会教育総務費についてご説明いたします。

節8報償費につきましては、子ども工作展、実年大学、家庭教育学級に係る報償費が主なものでございます。節13委託料は、施設管理業務委託料や芸術鑑賞事業委託料が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金中の森町女性団体協議会補助金の増額につきましては、北海道女性大会が森町で開催されることが主な理由でございます。なお、資料ナンバー59の1ページ、2ページに社会教育関係事業計画表を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、174ページ中段から177ページ中段の目2公民館費についてご説明いたします。節8報償費につきましては、各種講座、学級等に係る講師への謝金が主なものでございます。節11需用費につきましては、森、砂原両公民館の維持管理経費が主なものでございます。節13委託料につきましては、森、砂原両公民館の維持管理経費及び文化講演会委託料が主なものでございます。177ページ中段、節15工事請負費につきましては、森町公民館の3階男女トイレ改修工事費として計上しております。なお、資料ナンバー59の3ページに社会教育関係事業計画表を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目3図書館費についてご説明いたします。図書館の管理運営に係る経費が主なものでございます。節7賃金は、図書整理員の賃金を計上しております。179ページ上段の節14使用料及び賃借料は、建物施設借り上げ料が主なものでございます。節18備品購入費は、図書購入費でございます。なお、資料ナンバー59の4ページに社会教育関係事業計画表を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目4文化財振興費についてご説明いたします。国の補助事業として鷺ノ木遺跡内容確認調査や報告書作成に要する経費、文化財関係、森町遺跡発掘調査事務所などに要する経費が主なものでございます。節1報酬及び節9旅費の特別旅費につきましては、鷺ノ木遺跡整備基本計画準備委員会の各委員に対する報酬や旅費が主なものでございます。181ページ上段の節18備品購入費につきましては、鷺ノ木遺跡国指定10周年を記念した企画展開催に伴う展示用パネル購入に係るものでございます。なお、資料ナンバー60を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、項6保健体育費、目1保健体育総務費、目2体育施設費。
○体育課長（金丸孝也君） 180ページ中段から183ページ上段にかけましての目1保健体育総務費の主なものについてご説明いたします。

この科目は、スポーツ推進委員の活動経費や体育協会、スポーツ少年団などの活動費の助成や各種スポーツ大会などへの参加負担金が主なものとなっております。節8報償費につきましては、各スポーツ少年団の大会時におけるトロフィーやメダル、審判員に対する謝金等が主なものとなっております。節19負担金補助及び交付金につきましては、森町体育協会やスポーツ少年団、あったかさわら道南パークゴルフ大会実行委員会への補助が主なものとなっております。資料ナンバー59の社会教育関係事業計画表5ページ、6ページを提出しております。ご参照願います。

続きまして、182ページ上段から185ページ下段にかけましての目2体育施設費の主なものについてご説明いたします。この科目は、町民体育館を初めとする各体育施設の維持管理経費が主なものでございますが、昨年度まで森小プールに係る維持管理経費を小学校費の学校管理費に予算計上しておりましたが、本年度から町民プールとして体育施設費に振りかえて予算計上しております。続きまして、節11需用費から節14使用料及び賃借料につきましては、森地区の町民体育館を初めとする各体育施設、砂原地区のふるさと交流館などの維持管理経費が主なものとなっておりますが、節13委託料の新規のものとして町民野球場の道路沿いにありますシラカバの木の間引き伐採、残存木の剪定の業務委託に係る経費を計上しております。続きまして、節15工事請負費につきましては、砂原地区の森町総合運動公園階段改修工事費として90万円を予算計上しております。続きまして、185ページ下段の節18備品購入費につきましては、フットサル用のゴール、町民プール用のコースロープ等の購入経費となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、目3学校給食費。

○給食センター長（金丸義樹君） 184ページ下段から187ページまで、目3学校給食費についてご説明いたします。

185ページ下段、節4共済費及び187ページ上段、節7賃金につきましては、臨時調理員8名、パート調理員5名に係る健康保険料や賃金でございます。節11需用費につきましては、調理に要しますボイラーなど重油等の燃料費及び電気料、上下水道料の光熱水費のほか、給食の材料となる賄い材料費が主なものでございます。なお、賄い材料費につきましては、平成27年度に引き続き子育て支援の拡充に係る増額分を含んだ額を計上してございます。節13委託料につきましては、給食センターに設置されております各種機器や設備に係る保守点検のほか、各学校へ給食を配食する配送委託料や給食費を管理するシステム委託料が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、款11災害復旧費、項1土木施設災害復旧費、目1土木災

害復旧費。

○建設課長（富原尚史君） 188ページ、款11災害復旧費、項1 土木施設災害復旧費、目1 土木災害復旧費ですが、災害復旧に係る経常的経費で、節14使用料及び賃借料の災害復旧時における重機借り上げ料が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、款12公債費、項1 公債費、目1 から款13予備費、項1 目1 まで。

○総務課長（木村浩二君） それでは、款12公債費の元金と利子でございますが、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

190ページの款13予備費ですが、前年度と同額の500万円を計上してございます。

一般会計は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 議案第27号、議案第28号。

○保健福祉課長（山田 仁君） それでは、議案第27号 平成28年度森町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

201ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ33億2,844万1,000円にしようとするものです。対前年度予算に比べ466万円増となっております。医療費推計、医療費の推移については、資料ナンバー61を提出してございます。ご参照願います。

歳入の主なものについてご説明いたします。210ページをお開きください。保険税の収入は、被保険者数の減少を見込み、一般被保険者と退職被保険者の予算額合計は前年度比較737万4,000円の減を見込み計上してございます。

款1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税、節1、医療費給付費分から節3、介護納付金分までの現年度課税分については、収納率を86%として算定してございます。節4、医療給付費分から節6、介護納付金分までの滞納繰り越し分の収納率につきましては、21%を見込み、予算計上しております。

目2 退職被保険者等国民健康保険税は、現年度課税分の収納率を94%、滞納繰り越し分の収納率につきましては20%を見込み、予算計上しております。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費負担金、節1 現年度分は、各医療費や後期高齢者支援分、また介護給付金に対しまして32%の負担率を掛けたものを計上してございます。

目2 高額医療費共同事業負担金は、高額医療費拠出金の4分の1を国が負担するものです。

216ページをお開きください。款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金及び目2 特別調整交付金は、市町村間の財政力の不均衡や特別事情を考慮して交付されるものです。

款4 療養給付費交付金は、退職者医療に係る交付金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

款 5 前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の偏在に係る保険者間の負担の不均衡に対して各保険者の加入数に応じて支払基金から交付されるものです。

218ページをお開きください。款 6 道支出金、項 1 道負担金及び項 2 道補助金は、国庫支出金と同様の理由により交付されるものです。

款 7 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金は、高額医療費拠出金を財源とした保険事業で、レセプト 1 件当たり 80 万円以上の交付基準を超過したのに対して国保連合会から交付されるものです。

目 2 保険財政共同安定化事業交付金は、保険財政共同安定化事業拠出金を財源として、保険事業でレセプト 1 件当たり 1 円以上 80 万円未満を対象として国保連合会から交付されるものです。

款 8 繰入金、目 1 一般会計繰入金 2 億 4,299 万円は、ルール分として一般会計から繰り入れをしていただくものです。

226ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明させていただきます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、職員 3 名の人件費及び事務費の経常経費です。

238ページ、款 1 総務費、項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費、節 19 負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構への負担金です。

項 3 運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬及び事務経費です。

230ページ、項 5 特別対策事業費、目 1 収納率向上特別対策事業費及び目 2 医療費適正化特別対策事業費は、収納率向上対策やレセプト点検等、医療費の適正化を図るための人件費及び事務費です。

232ページ、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、療養給付費及び療養費の合計は、1.4%増の 17 億 3,625 万 2,000 円を計上しております。

234ページ、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費と目 2 退職被保険者等高額療養費は、それぞれの高額療養費支給金です。

236ページ、款 2 保険給付費、項 4 出産育児諸費及び項 5 葬祭諸費につきましては、前年度決算を勘案し、予算計上しております。

款 3 後期高齢者支援金等は、北海道後期高齢者広域連合への保険者支援金で、前年度より 1,400 万円減で予算計上しております。

240ページ、款 6 介護納付金は、国保被保険者のうち介護保険の 2 号被保険者に係る保険料を支払基金に納付金として支払いをするものです。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金及び目 2 保険財政共同安定化事業拠出金は、高額医療費に対し国保事業の安定化を図るため国保連合会へ拠出するものです。

242ページ、款 8 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費は、特定健康診査等の事業に係る費用でございます。

以上、国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議お願い

します。

議案第28号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。253ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ2億2,187万6,000円にしようとするものです。前年度当初予算に比べ415万8,000円の減となっております。収支状況、医療費の推移につきましては、資料ナンバー62を提出しております。ご参照願います。

歳入について説明いたします。264ページをお開きください。款1 後期高齢者保険料、目1 特別徴収保険料は、年金から天引きされる方の保険料で、全体の7割の方が該当し、100%の収納率を見込み、目2 普通徴収保険料は、特別徴収対象者以外の方の保険料で、97%の収納率を見込み予算計上しております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金は、人件費及び事務費経費を一般会計から繰り入れするものです。

目2 保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額に相当する分を一般会計から繰り入れをするものです。

270ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、職員2名の人件費と事務経費になっております。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、後期高齢者医療費システム電算業務委託料が主なものです。

272ページ、款2 後期高齢者医療広域連合納付金、節19 負担金補助及び交付金は、収納した保険料と減額した保険料相当分及び広域連合事務費の市町村負担分を北海道広域連合に納付するものです。

以上、後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

○議長（野村 洋君） それでは、議案第29号。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 議案第29号 平成28年度森町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

279ページをお開き願います。本予算は、保険事業勘定の歳入歳出を17億2,308万6,000円に、サービス事業勘定の歳入歳出を794万2,000円にしようとするものです。前年度当初予算と比較して142万7,000円増となっております。事業全体の概要につきましては、資料2、ナンバー63を提出しておりますので、ご参照願います。

それでは、事項別明細書により保険事業勘定からご説明いたします。歳入の主なものについて説明させていただきます。298ページ、299ページをお開き願います。款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料は、前年度比較で2,614万5,000円の増を計上しております。節1 特別徴収保険料は、100%の収納を見込んでおります。節2 普通徴収保険料は、80%の収納率を見込み予算計上しております。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金につきましては、鹿部町と共同設置しております茅部地区介護認定審査会の負担金収入を計上しております。

下段の款4国庫支出金、項1国庫負担金から300ページ、301ページ下段の款6道支出金、項2道補助金までは、介護サービス等給付費、地域支援事業費につきまして費用負担割合により予算を計上しております。

302ページ、303ページをお開き願います。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、介護サービス等給付費に要する費用として町負担分の12.5%を計上しております。

目2、目3地域支援事業繰入金は、それぞれ地域支援事業に対し町負担分を見込んでおります。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、第1段階保険料を軽減するため繰入金を計上しております。

目5その他繰入金は、職員人件費、事務費分を予算計上しております。

款8繰入金、項2特別会計繰入金は、地域包括支援センターが行う介護予防サービス計画の作成に伴う収入を見込んでおります。

308ページ、309ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明をさせていただきます。款1総務費、項1総務管理費につきましては、職員2名分に係る人件費及び介護保険システム電算委託料が主なものとなっております。

項2徴収費につきましては、保険料の賦課徴収に係る事務費用で、介護保険料電算委託料が主なものとなっております。

310ページ、311ページをお開き願います。項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費は、42回の開催を予定している認定審査会に係る委員の報酬、職員の人件費等が主なものとなっております。

目2認定調査等費は、介護認定の調査に係るもので、節12役務費、手数料は医師の意見書作成手数料を、節13委託料は認定調査のための委託料を計上しております。

312ページ、313ページをお開き願います。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては、314ページ、315ページ中段までの総額14億3,174万5,000円は、要介護認定者に係る介護サービス給付費を見込み計上しております。

314ページ、315ページ下段から316ページ、317ページまでの項2介護予防サービス等諸費は、要支援認定者に係るサービス給付費で総額7,513万3,000円を見込んでおります。

318ページ、319ページをお開き願います。中段、項4高額介護サービス等費は、要介護者、要支援者が1カ月に支払った利用者負担が上限額を超えたときに支給するもので、下段から320ページ、321ページ上段の項5高額医療合算介護サービス等費は、介護保険の利用者負担額と医療保険、後期高齢者医療の一部負担金の合計額が高額となったときに支給するものとなっております。

320ページ、321ページ中段、項6特定入所者介護サービス等費は、施設サービス、短期入所サービスの食費、居住費について低所得者の負担軽減を図るサービス費として支給するため予算計上しております。

322、323ページをお開き願います。下段の款4 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費につきましては、326ページ、327ページ中段まで地域包括支援センターに係る経費となっており、職員の人件費が主なものとなっております。

326ページ、327ページ下段、目4 任意事業費は、町が行う事業で介護用品支給事業が主なものとなっております。

以上、介護保険事業特別会計事業勘定の予算説明とさせていただきます。

続きまして、サービス事業勘定についてご説明させていただきます。332ページ、333ページをお開き願います。歳入についてご説明させていただきます。款1 サービス収入、項1 予防給付費収入は、地域包括支援センターが作成する介護予防計画作成費収入を予算計上しております。

336ページ、337ページをお開き願います。歳出についてご説明させていただきます。款1 事業費、項1 居宅介護支援事業費は、介護予防サービス計画作成を民間事業者に委託する費用を見込んでおります。

款2 諸支出金、項1 繰出金は、地域包括支援センターが作成するサービス計画費収入の委託料を除いた収入を保険事業勘定へ繰り出すものとして計上しております。

以上、介護保険事業特別会計サービス事業勘定の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第30号。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、議案第30号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町介護サービス事業特別会計予算でございます。歳入歳出それぞれ2億4,705万6,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書にてご説明申し上げます。354ページ、355ページをお開き願います。款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入並びに目2 居宅介護サービス費収入でございますが、いずれも国保連合会からの収入を受けてのものでございます。施設介護サービス収入は入所、下段の居宅介護サービス費収入につきましてはショートステイに関するものでございます。

続きまして、項2 自己負担金収入は、介護給付費の自己負担金として入所者からの収入分でございます。

下段、款3 繰入金、項1 一般会計繰入金6,462万3,000円は、一般会計からの繰り入れをもって施設分、事業費分の不足分に充てるものでございます。

続きまして、356ページ、357ページをお開き願います。款5 諸収入、項1 雑入、目1 雑入は、職員の雇用保険料自己負担分が主なものでございます。

続きまして、360ページ、361ページの歳出をお開き願います。款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、360ページから次の363ページまででございますが、これは施設の事務系職員の人件費、施設の維持管理費が主なものでございます。

次に、364ページから365ページの款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費は、直接入

所者のサービスに携わる職員の人件費と施設サービスに係る費用が主なものでございます。なお、資料といたしましてナンバー64を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第31号。

○水産課参事（岩瀬英一君） 議案第31号 平成28年度森町港湾整備事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,567万8,000円に定めようとするものであります。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。382、383ページをお開き願います。歳入では、款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料50万9,000円は、港湾施設用地使用料であります。

また、款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金1,516万8,000円は、一般会計からの繰入金であります。

386、387ページをお開き願います。歳出であります。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の節15工事請負費1,500万円は、資料ナンバー66、森港公有水面埋め立て工事に係るものであります。その他は、港湾事務に係る経費であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第32号。

○水産課長（黒川安明君） 議案第32号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ5,674万5,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。歳入についてご説明いたします。400、401ページをお開き願いたいと思います。款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 リサイクル施設負担金につきましては、鹿部町と鹿部、砂原、森の各漁協における負担金でございます。

次に、款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 リサイクル施設使用料でございますが、ウロの受け入れ量を1,700トンと見込んだ金額でございます。

次に、款3 財産収入、項2 財産売払収入、目1 物品売払収入につきましては、ウロの乾燥製品売払収入でございます。

次のページ、402、403ページをお開き願いたいと思います。款4 繰入金、項2 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、森町から本事業への負担分でございます。

次に、歳出についてご説明します。406ページから409ページまでご説明いたします。款1 総務事業費、項1 総務事業費、目1 総務事業費、節2 給料から節7 賃金までにつきましては、施設運営に係る人件費でございます。中段の節11需用費の主なものにつきましては、ウロ電解処理に係る薬品等の消耗品と電気料、修繕料、光熱水費でございます。節13委託

料につきましては、電解処理したウロを最終製品にするための乾燥業務委託料と太平洋セメントへのウロ試験処理業務委託料及びウロ貯蔵槽処理業務委託料が主なものでございます。節27公課費につきましては、平成27年度分の施設受け入れ量に対する消費税額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時08分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

続いて、議案第33号。

○病院事務長（坂田明仁君） 議案第33号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明いたします。資料ナンバー65に病院事業経営分析一覧表を提出しておりますので、ご参照願います。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、病床数60床で、年間患者数は入院1万8,250人、外来3万4,160人を予定しております。また、1日当たり平均患者数は、入院で1日50人、外来で1日140人でございます。

建設改良事業につきましては、天井式エックス線管保持装置一式、フリースタイル昇降フローティング撮影台一式、乾式ホットパック装置2台、半導体レーザー治療器1台、エアロバイク1台、全自動尿中有形成成分分析装置一式、16列マルチスライスCTスキャナー一式となっております。

収益的収入及び支出でございますが、病院事業収益8億8,401万7,000円、内訳は医業収益7億7,453万8,000円、医業外収益1億947万9,000円となっております。

2ページをお開きください。次に、支出でございますが、病院事業費用11億7,406万8,000円で、内訳は医業費用11億4,516万4,000円、医業外費用2,840万4,000円、予備費50万円であり、収支不均衡予算でございます。

次に、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入の企業債4,520万円は医療器械器具等購入事業として、出資金9,199万2,000円は一般会計からの繰り入れによるものでございます。

資本的支出は、建築改良費4,963万3,000円と企業債償還金8,755万9,000円であります。

以下につきましては、記載のとおりでございます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。予算書9ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益は4億6,537万5,000円で、内訳は1日50人、診療単価2万5,500円、目2外来収益は2億3,912万円で、内訳は1日140人、診療単価7,000円を見込んでおります。

目3 その他医業収益ですが、救急医療に対する一般会計からの補助金や各種検診、予防接種収入等となっております。

次に、10ページをお開き願います。款1 病院事業収益、項2 医業外収益、目2 他会計補助金1億215万7,000円は、一般会計からの負担区分に基づく繰り入れでございます。

下段の項3 特別利益、目1 他会計繰入金は、平成27年度で病院特例債借入れに対する元金の支払いが終わったことからゼロとなっております。

11ページをごらんください。支出でございますが、款1 病院事業費用、項1 医業費用、目1 給与費は、病院運営に係る人件費でございます。

目2 材料費ですが、前年度より299万2,000円の減となっておりますが、薬品費の減額が主な要因となっております。

12ページの目3 経費ですが、前年度より3,054万1,000円の減となっておりますが、主な減額については常勤医師採用に伴う非常勤医師の報償費が2,500万円の減、燃料費が重油価格の値下げにより257万円の減、委託料が地域包括ケア病床開設に向けた準備としての医事会計システムの改修を終えたことや2階浴室改修実施設計委託を終えたことなどにより597万4,000円の減となっております。

17ページをお開きください。資本的収入及び支出の説明をいたします。款1 資本的収入、項1 企業債、目1 企業債4,520万円は、医療器械購入に対する企業債でございます。

項2 出資金、目1 出資金9,199万2,000円は、病院建設や医療器械等購入の企業債償還金とリース資産購入に充てるための一般会計からの出資でございます。

18ページをお開きください。款1 資本的支出、項1 建設改良費は、天井式エックス線管保持装置、フリースタイル昇降フローティング撮影台、乾式ホットパック装置、半導体レーザー治療器、エアロバイク、全自動尿中有形成分分析装置、16列マルチスライスCTスキャナーの購入とリース資産購入に係るものでございます。

項2 企業債償還金、目1 企業債償還金8,755万9,000円は、病院建設や医療器械機器等購入の企業債の元金償還支払い分でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第34号。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第34号 平成28年度森町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量についてでございますが、給水戸数は5,286戸、年間総配水量は146万2,866立方メートル、1日平均配水量は4,008立方メートル、主な建設改良事業の概要については駒ヶ岳浄水場と濁川三岱浄水場受変電設備及び非常用発電設備更新となっております。資料番号67、68をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予算額につきまして、収入の第1款水道事業収益を2億9,588万6,000円に、支出の第1款水道事業費用を3億582万1,000円にしようとするものでございます。

2 ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出予算額につきましては、収入の第1款水道事業資本的収入を1億950万円に、支出の第1款水道事業資本的支出を1億3,804万4,000円にしようとするものでございます。

第5条の企業債でございますが、起債の借り入れ限度額1億800万円は、簡易水道施設更新事業の財源として国より借り入れるものでございます。

第6条の一時借入金2億円は、工事前払いなどに必要な資金を一時借り入れするための限度額の設定となっております。

3 ページの第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第8条の棚卸資産の購入限度額は、各戸に貸し付ける量水器の購入に伴うもので、400万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億6,098万1,000円で、前年度比393万円の減となっております。

同じく目3その他の営業収益は1,892万5,000円となっております。

11ページの項2営業外収益、目3長期前受金戻入は、事業年度における対象固定資産の減価償却費のうち補助金等に相当する額で、長期前受け金戻入として計上されるもので、前年度比164万円の増となっております。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費9,606万7,000円は、原水及び浄水施設の維持管理及び運用等に要する費用で、前年度比839万8,000円の減となっております。

13ページ中段、目2配水及び給水費5,392万2,000円は、職員給与費及び配水池、配水管その他の附属施設等の維持管理及び運用に要する費用で、前年度比437万7,000円の増となっております。

15ページの目4業務費4,668万円は、水道料金の検針及び徴収業務、量水器の維持管理等に要する費用で、前年度比207万4,000円の増となっております。

目5総係費2,526万円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しております。以下、16ページまででございます。

16ページ、目6減価償却費6,830万2,000円は、固定資産減価償却費を計上しております。

17ページ、目7資産減耗費527万6,000円は、駒ヶ岳浄水場と濁川三岱浄水場における非常用発電機等更新に伴う既存施設の除却費を計上したものです。

20ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債1億800万円は、施設更新を実施するために国から記載を借り受けるもので、前年度比270万円の増となっております。

同じく項2負担金、目1負担金150万円は、上水道地区鳥崎町消火栓設置工事負担金です。資料番号69をご参照ください。

21ページ、支出について、款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費1億1,803万2,000円は、各戸に貸し付ける量水器設置並びに上水道地区鳥崎町消火栓設置工事並びに施設更新に必要な費用で、前年度比369万3,000円の増となっております。

下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金2,721万2,000円は、国から借り入れた起債の償還に必要な費用でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第35号。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第35号 平成28年度森町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量についてでございますが、排水戸数は3,050戸、年間総排水量は67万2,317立方メートル、1日平均排水量は1,842立方メートルとなっております。主な建設改良事業の概要については、下水道管渠の布設工事となっており、污水管口径150から250ミリメートル、延長800メートルの施工を予定しております。資料番号70をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出予算額につきまして、収入の第1款下水道事業収益を4億7,244万2,000円に、支出の第1款下水道事業費用を4億7,244万2,000円にしようとするものでございます。

2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出予算額につきまして、収入の第1款下水道事業資本的収入を2億9,065万1,000円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を4億1,322万4,000円にしようとするものでございます。

第5条の債務負担行為は、事項欄記載による債務負担の設定でございます。

3ページの第6条の企業債でございますが、起債の借り入れ限度額1億260万円は、下水道管渠等の建設工事の財源として国より借り入れるものでございます。

第7条の一時借入金の2億円は、工事前払いなどに必要な資金を一時借り入れするための限度額の設定となっております。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金で、企業債利息支払い金として7,717万円、経営健全化補助金として1億5,147万1,000円を受け入れようとするものでございます。

第10条の棚卸資産の購入限度額は50万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は9,573万7,000円で、前年度比275万6,000円の増となっております。

11ページの項2営業外収益、目1他会計補助金2億2,864万1,000円は、一般会計よりの補助金で、前年度比で1,396万4,000円の減となっております。

同じく目3長期前受金戻入1億3,882万7,000円は、事業年度における対象固定資産の減価償却費のうち補助金等に相当する額は長期前受け金戻入として計上されるもので、前年度比で720万円の減となっております。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費1,693万3,000円は、職員給与費及び下水道管渠とその他附属施設等に要する費用を計上しております。

13ページ、目2処理場費8,433万円は、森浄化センターの施設の維持管理等に必要な費用で、前年度比で142万円の減となっております。

14ページ下段から16ページに続く目4総係費3,134万円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用であります。

16ページの目5減価償却費は2億6,139万9,000円で、前年度比で1,144万3,000円の減となっております。

18ページをお開きください。資金的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資金的収入、項1企業債、目1企業債は1億260万円で、前年度比で310万円の増となっております。

下段の項2国庫補助金、目1国庫補助金は8,420万円で、前年度比で180万円の減となっております。

19ページの項3出資金、目1他会計出資金は9,677万8,000円で、前年度比で694万3,000円の増となっております。

項4受益者負担金、目1受益者負担金は、建設費の財源となるもので、本年度は707万3,000円を計上しております。

20ページから21ページに続く支出についてですが、款1下水道事業資金的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費は職員給与費及び下水道施設の建設に必要な費用であり、2億1,245万6,000円で、前年度比471万8,000円の減となっております。

21ページ下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金は2億76万8,000円で、前年度比で669万1,000円の増となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、日程第4にかかわる本会議の質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案ごとに取り扱うものいたします。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月3日午前10時開会とします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時28分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成28年3月2日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成28年第1回森町議会3月会議会議録（第3日目）

平成28年3月3日（木）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時34分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第21号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 森町総合開発振興計画の策定に関する条例制定について
議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
議案第26号 平成28年度森町一般会計予算
議案第27号 平成28年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第28号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号 平成28年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第30号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第31号 平成28年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第32号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第33号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第34号 平成28年度森町水道事業会計予算
議案第35号 平成28年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 児童虐待防止策の抜本強化を求める意見書
- 6 意見書案第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書
- 7 意見書案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書
- 8 意見書案第4号 「医療・介護綜合法」を見直し、誰もが安心して介護が受けられる財政・制度改革を求める意見書
- 9 意見書案第5号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書

- 10 意見書案第6号 消費税10%増税（平成29年4月）中止を求める意見書
 11 議員派遣の件について
 12 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 三浦 浩三 君
2番 菊地 康博 君	3番 加藤 進 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 山田 誠 君
6番 檀上 美緒子 君	7番 河野 文彦 君
8番 佐々木 修 君	9番 小杉 久美子 君
10番 久保 友子 君	11番 木村 俊広 君
12番 西村 豊 君	13番 堀合 哲哉 君
14番 松田 兼宗 君	15番 宮本 秀逸 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副町長	片 野 滋 君
会計管理者兼 出納室長	釣 隆 吉 君
監査委員	池 田 勝 元 君
総務課長	木 村 浩 二 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安 藤 仁 君
防災交通課長	小田 桐 克 幸 君
契約管理課長	小井 田 徹 君
企画振興課長	長 瀬 賢 一 君
税務課長	伊 藤 昇 君
収納管理課長	澤 田 勝 則 君
保健福祉課長	山 田 仁 君
保健福祉課参事	住 吉 英 勝 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由起子 君
住民生活課長	佐々木 陽市郎 君
環境課長補佐	松 田 康 生 君
農林課長	宮 崎 涉 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君

水産課長	黒川	安	明	君
水産課参事	岩瀬	英	一	君
商工労働観光課長	菊池	一	夫	君
商工労働観光課参事	横山	崇	裕	君
建設課長	富原	尚	史	君
砂原支所長	木村	哲	二	君
地域振興課長	落合	浩	昭	君
町民サービス課長	坂井	定	幸	君
保健対策課長	若狭	壽	美	君
教 育 長	香田		隆	君
学校教育課長	武井		肇	君
社会教育課長				
兼公民館長	宮崎	弘	光	君
兼図書館長				
生涯学習課長	中島	将	尊	君
生涯学習課参事	若松	幸	弘	君
体育課長兼				
体育館長兼	金丸	孝	也	君
青少年会館長				
給食センター長	金丸	義	樹	君
さくらの園・園長	柏渕		茂	君
病院事務長	坂田	明	仁	君
上下水道課長	石島	則	幸	君
消 防 長	山田	春	一	君
消 防 署 長	山下	英	一	君

○出席事務局職員

事務局長	藤田	司	志	君
議事係長	村本		政	君
庶務係長	喜田	和	子	君

○会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、佐々木修君、9番、小杉久美子君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、特定健診受診率の向上対策について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） おはようございます。トップバッターでございますので、ひとつよろしく願いしたいなど。いい答弁をお待ちしております。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。特定健診受診率の向上対策についてでございます。国民健康保険加入者の特定健康診査は、制度が平成20年、2008年に始まって以来10年が経過しようとしております。診断結果により生活習慣を改善し、また病気の早期発見により重症化を避けることで結果として医療費の抑制につながります。179の市町村のうち森町は、40歳から70歳の受診率は14.5%で174位でございます。ちなみ

に、1位は和寒町で72.4%の受診率となっております。

近年は、国民の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで命を落としております。既に道内でも福島町を初め2市、室蘭市と伊達市ががん対策推進条例を制定し、積極的に対策を進めております。町村によっては、200万円以上の高額医療費の約4割ががん治療で占められており、国民健康保険特別会計を圧迫しております。

道内で受診率の高い和寒町や上富良野町、上富良野町は第2位で70.3%でございます、は保健師が戸別訪問で特定健診の受診を促し、体重や血糖値の経年変化を踏まえた保健指導を重ねてきました。保健指導を機にプールに通って、野菜中心の食生活も心がけ数キロ痩せた、熱心に生活習慣の改善を進めてくれたおかげなどの感謝のコメントもあり、町民と保健師との間に信頼関係が生まれております。このように特定健診の受診率のアップ、療養費の削減に効果を出している上村も数多くあります。ちなみに、和寒町の1人当たりの療養諸費は、平成25年で34万5,369円、これは48位、平成26年で31万6,625円、89位、森町は平成25年で35万8,635円、43位、平成26年は34万4,133円で50位であります。余り下がつておりません。また、保険税の徴収率は、和寒町は99.19%、13位でございます。森町は87.36%で後ろから3番目、121位であります。

我が森町も他町村に負けず町民の健康を保持し、医療費を抑制するため、特定健診の受診率の向上を目指すには効果的な保健指導が必要不可欠と考えます。また、これは人口減少の歯どめにもなる重要施策となり得ると考えますが、町長はどのような手段、方策を持って町民の健康管理対策を推進していくのか所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

町民の健康は、明るく安心して暮らせる森町の実現につながる重要な要素であります。健診により自分自身の健康状態を把握し、生活習慣の改善や早期治療を開始することは、医療費抑制にも効果があると認識しております。

町の健康管理対策につきましては、健康づくり計画である森町健康づくりアクションプランを策定し、第1次予防の観点から食生活や運動などを中心とする生活習慣の改善と健康増進を目的とした事業を推進しております。また、乳幼児から高齢者まで各種検診、健康相談、健康教育、予防接種などを行い、疾病の予防と早期発見に努めているところです。これまでも特定健康診査やがん検診におきましては、個別に受診勧奨などを行い、特定健診の無料化により費用負担を軽減し、町独自の検査項目を追加するなど内容の充実を図ってまいりました。また、町内医療機関でいつでも健診を受けられる体制を整備するなど、受診率の向上に努めてまいりました。しかし、国民健康保険の特定健康診査につきましては、議員ご指摘のとおり、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率はいずれも低い状況であり、町民の健康意識高揚を図るとともに受診しやすい体制づくりなど低迷の改善に向けた取り組みが必要と考えております。今後におきましては、これらの対策がより効率的で効果的な方法になるよう評価、修正を加えて強化を図り、継続して周知啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 受診のしやすい体制づくりが必要であるということでございますけれども、私がなぜ特定健診、通称メタボ健診と言われているけれども、受診率の向上を図るかといいますと、今日町長もご存じのように地方創生的なものの中でほとんどの町村が子育て支援ばかり話出ている。それも確かに重要かと思いますが、町長はいつも見ていると思いますけれども、毎月の町の広報もりまち、広報ですが、一番裏の面、これには誕生おめでとうございます、そして謹んでお悔やみを申し上げるの欄が最後にありますけれども、あれを見てみんな森の町民がどう思うかと。生まれる子供と亡くなる、要するにお悔やみのパーセントが大体1対5から1対7なのです。生まれるのが1、死亡するのが5から7。だから、いかに減少の歯どめ策をやるかということは、要するに亡くなる前に健診を受けて、早く治療して、早く治癒させるということが必要だと思うのです。

函館市の工藤市長は、子供を産み育てる環境を整えるのは限界があると言っているのです。そして、共和町ありますが、共和町では親類、親戚が近くにいるということで子育てのしやすい環境が整っていると言っているのだ。これなぜかといったら、つまり健康寿命を延ばすとその子供が増えるわけです。健康寿命を延ばすと子供が増えると、これにつながるのです、町長。町長もご存じのように健康寿命とは、病気で寝たり、介護を受けたりしないで健康で日常暮らす人を健康寿命というのだ。今全道の平均寿命は、男性が79.9歳、女性が86.3歳、健康寿命が男性が71.1歳、女性が74.4歳なのです。大体9歳から12歳の差がある。健康でいる間と寝るまでの間が9歳ある。これをいかに延ばすかなのだ、町長。いかに延ばすか。そのためには、参考までに言いますけれども、北広島市ありますね、恵庭のそばに。保健師と栄養管理士が特定保健指導の対象者を戸別訪問して、指導を受けている人が60%に達している。相当な多大な効果を上げているわけです。受診率のアップを図って、この健診でメタボリック症候群を見つけて、病気の芽を摘むことができますので、町長、ぜひやってください。町長、今まで申し上げたことを実施しまして、保健指導の内容充実を図りまして、森町の健康寿命を延ばす考えはありますか。再度お伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員大変研究熱心で、他町の本当に最高の数字を挙げている。1位、2位のところを大変研究、勉強されているということで感心をしております。再質問にお答えいたします。

先ほど私も1問目の答弁の中では大変長くなるものですから、少し控えておったところもでございますけれども、森町の保健センターでのただいまのいろいろ受診率向上に対する取り組み、非常に多種にわたってやっております。受診券並びに勸奨文の個別通知を出したり、該当者へ無料のクーポンを配付するのはもちろん、前年度受診者へのまたいつからいつまで健診がありますよというような、そういうことも電話で毎日毎日いろんな連絡をとっております。対象者そのものも森町では3,930名おります。このうちのこのところ大変低迷しておりまして、平成25年は14%の受診率でした。そして、26年度は13.7%、ちょ

っと落ちているのです。そして、今年はしかしいろんな土日の健診ですとかJ A、漁協とのタイアップ健診をしたり、また地域によってはなかなか足を運んでこれないそういうところにはこちらから健診車を回して濁川地域の健診をしたりだとか、山田議員おっしゃるように健康寿命を延ばすための早期の病状の発見、そして早期治療に取り組んでございます。今年は幾らか上向いてきたということで、これからまだまだ足りないなとは思っているのですけれども、さらに今後私どもちょっと考えたのは、森町は業種が大変多くございます。和寒町は基本的に農業地域で、ほとんどの方が農業と関係者だけです。森町は、農業、漁業、商業、工業、サービス業、大変多種多様にわたる業種の方が住んでおり、その方々が全て国保に加入しているわけではございません。建設国保であったり、社会保険であったり、もちろん共済に加盟されている方もたくさんおいでです。今までも健診に行くべというTシャツを着たり、それから各会社関係を訪問したりと努力をしてみましたが、私たちが進めているところがひょっとしたら健康保険の加盟者ではないのかもしれない。でも、並行して町の方々が健康保険でなくても、社会保険でも共済でも健康診断を受けて健康寿命を延ばすということは非常に好ましいことであります。これからは、山田議員健康保険加入者の特定健診についてこの数字を述べられておりますけれども、健康で長生きしていただきたいというのは町の願いでございますので、今までの数字にあらわれてこないのはどうしてか、それをもう一度検証して、原因をつかみながら数字の底上げを図るように保健センター、その関係者とも協力して取り組んでいきたいなと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（山田 誠君） これから健康で暮らせる長生きする町をつくっていききたいというのですが、私思うには、町長の考え方もわからないわけではないのですけれども、ほかの町村の例ばかり言えばまた怒られますけれども、北斗市が4万6,000人いるのです。北斗市が4万6,000人で保健師が12人いるのです。それから、七飯町が2万8,000人で8人いるのです。我が森町、町長、わかりますか、保健師何人いるか。

（何事か言う者あり）

○5番（山田 誠君） ちょっと違います。1万6,000人で今現在11名です。26年までは12名ですけれども。これだけの保健師さんがいるわけですので、もう少し活動的に振る舞ってもよろしいのではないかなと。私なぜ言うかといったら、私数年前に同じこと言っているのです。なぜかといったら、さっき町長健診に行くべやなんて、あれは数年前に私が指摘した部分でやっているわけなのです。各町内会、各事業所、各種団体等々に特定健診の重要性を訴えてきなさいと。各町内会の総会もあるから行きなさいということで歩いたわけです。今また歩いていない、最近は。なぜかといったら、保健師が11人もいるのです。行けないはずがないのだ。そして、健診に行くべやというその役場の前にも横断幕があるし、各要所、要所にも立て看板もあります。ただやればよいというのではないのです。や

っぱり訪問だ。家庭訪問して、納得させる、説得させてやりなさいと。せっかく町長がいい案持って、医療費だとかそういうものの補助する、ワクチンもやる、何もやるとやっているのだけれども、ただ広報に書いたから、回覧回したからではだめなのです。保健センターでがん検診をやりますからと。やるのはいいのだ。足がない、町長、足が、お年寄りの方々は。移動するものがない。であれば、どこどこにバス何時、何時に行くと。グリーンピア大沼でもバス出しているわけでしょう、風呂に入りに行くのに。そういうことももう少し小まめに、町民が乗れるそういうようなやり方にできないかなと思うのです。そして、前に聞いた話は、50人以上いれば健診車の配車が可能だと言っているわけです。であれば、先ほど町長もちらっと触れましたけれども、漁協だと農協だとか、あと各町内会も2つか3つ大きいところに行くと集まるわけです、50人ぐらいは。そこに出向いていて、健診車が行ってやればいいのだ。ただどこどこに来なさいといったって、車所有している人はいい。だけれども、ほとんどの方は、年齢のいつている方は余りないのです、そういう足が。そういうことももう少し考えて実施したらいかがかと思うのです。

それと、もう一つ、町長、1つお願いがあるのは、長野県の松本市あるわけなのですが、ここに職員を研修に出したらいかがでしょうか。この松本市は、健康寿命延伸都市という宣言をしているのです。そして、この長野県は日本で最長寿県になっているのです。みんな元気なのです。何かの都合で病気になって寝たきりになる、これはやむを得ないけれども、それまでは一生懸命健康を保持させるべきだと、私はそう思うのです。ぜひ保健師を派遣して、このすばらしいノウハウを習得して、森町の特定健診の受診率のアップに、さっき町長は国保ばかりだと言ったけれども、国民健康保険に加入している人がいいよとなれば社保もどこもみんなやるのです。そういう見本を見せて、ぜひ森町を健康寿命の町だと。そうすると、人口減少もとまるし、移住者も増えるかもわからないです、町長。金をくれればいいとか、何だとかかんだとかとそればかりではないです。やっぱり施策の問題だと思うのです、各町村は。ぜひ町長、最後の力を振り絞って頑張ってください。いい答弁をお待ちしています。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問、大変詳しい、いつまでもやっぱり研究熱心な山田議員に私は感心しております。本当に他町のことには非常に詳しく過ぎるぐらい詳しい。観光大使を受けているのかなとも思っております。

わかります。家庭訪問をするべきですとか、がん検診をするための足がないということで、恐らく同僚議員なのか、山田議員が過去にご指摘されたからやったのかもしれませんが、砂原地域の場所で健康診断にバスを出した経緯もございます。ところが、ずっとバスを走らせても50人乗りに3人ぐらいしか乗ってこないのです。ですから、足がないから来れないとか、確かにそういう方もいらっしゃいます。3人でも健診、健康寿命を延ばすためにはそういった取り組みは大変必要だと私は思っております。しかし、一方で効率も考えなければならないなど。そして、なぜ乗ってこないのか、その原因探るのがまず第一なのかなとも思っております。

40代を過ぎて50代、60代となりますと、ある程度自分で何か持病を持っていたり、そういうことで病院にかかる率というのは非常に高いような感じです。そういうかかっている中で日ごろから健康診断的なものはなされている。そういう意識から改めて特定健診に参加しなくてもいい、そういう意識の方もかなり多いようでございます。ですが、半年後にひょっとしたらなっているかもしれません。そして、最近のほかのまちでもいろいろがんに対する条例を制定したり、そういうことで今取り組んでおりますけれども、3カ月後にひょっとしたらできているかもしれない、そういった意識、3カ月、半年、1年という、そういう個人の意識をまず植えつけなければ、いろんなことをやっても本当に効果が上がるのかどうかというのがちょっと心配な部分がございますので、今までTシャツ着た、それから会社にも訪問した。ところが、会社へ行ったけれども、会社の人たちはみんな社会保険で、この健康保険に加入している人ではない。実際に自分たちは健康診断をしているけれども、この国保の受診率のアップにはつながっていないとか、しかし町としては効果が上がっているはずで、間違いなく。その辺は私は信じております。そういったことで、まず今後は啓発活動は十分地道に重ねてやっていく。もちろん私新年会や人が集まる町内会のいろんな会合の中でもちょっと顔色を見たり、それから特にお願いしたい漁業者、そういう1次産業の関係者には声をかけます。皆さん行くと血圧高いとか、そういった持病が発覚するのが怖い。我慢して行かないという人も中にはおりますので、そういうまず意識の改革を常に私は思いながらしておりますので、議員の皆さん方にもぜひそういう機会が多いと思いますから協力していただきたいと思います。

それと、長野県の松本市、あの辺は非常にそういう健康管理には優秀な町、村が大変多うございます。そういった点では日本一のレタスの村、川上村も同じでございます。私も視察に行かせていただいて、とにかく後期高齢者の中でも20%しか病院に入院されている、施設に入っている人がいない。ほとんどの高齢者が、80%が働いている。その人方というのは仕事があるのです。朝早く2時か3時ごろにレタス畑に行ってレタスもぐ、もしくは白菜をもぐ、そういうお年寄りの生きがいになる仕事があるから、健康で長生きされているのかなと思います。機会があればそういうものを職員に勉強させるというのは非常にいいことだなと、そのように思っております。今後折を見ながら、また職員の余裕も当然必要かなと、そのように思っておりますので、今取り組んでいる事業が国から、道から町村に移管されて、11人もいるというふうな言い方をされておりますけれども、11人でもまだ事務的なものもやっておりますので、本来の保健師の仕事に携われない、そういう環境ももう一度見直しをかけながら、森町の町民が本当に健康寿命を長くして、幸せにこの町で暮らせるように取り組んでまいりたいと、そのように思いますことを申し上げながら、再々質問のご答弁にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 詳細の補足について山田保健福祉課長から。

○保健福祉課長（山田 仁君） 先ほど山田議員のほうから保健師の数含めて他町村と比

べた部分の数11名ということですが、主として保健事業に携わるセンターの保健師さんは8名でございます。あと、保健師という資格を持ちながら仕事を対応しておりますのは包括支援センター、これは介護の部分ですが、2名、障がい支援のほうで1名でございます。ですから、トータルでは職種的には11名おりますが、そのような数になっております。

それと、もう一点が年に2度ほどセンター長がその部分ではおやりになって、保健師資格持っている人がそういう仕事がこの機会、障がいでも包括でも健康の関係でもトータルの部分で保健師としていろんな部分で支援したり、協力を持ってというふうな部分で仕事を進めておりますので、そのこと、11名はおりますが、その部署、その部署で保健師が町民と携わるというふうな部分からすれば強いものがあるというふうな部分でお願いして、保健師がそういうふうな仕事に当たっているということをご理解していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 特定健診受診率の向上対策についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、2、低投票率の改善について、議席12番、西村豊君の質問を行います。

○12番（西村 豊君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

低投票率の改善についてお伺いいたします。低投票率の原因として、高齢者の方々の投票所までの移動手段の問題があるのではないかと思います。投票に行きたいと思っても、体が不自由なため歩いていくのがつらい。天気が悪いので、行くのをやめようなどなどの理由があると思います。これからは今以上に高齢者の人口が増えていきます。有権者の投票機会の確保は極めて重大であります。

また、平成27年6月に公職選挙法の一部を改正する法律が成立されました（平成28年6月29日施行）。今回の公職選挙法などの改正は、年齢満18歳以上満20歳未満の者が選挙に参加することができるようになりました。そこで質問いたします。この改正を機会に若い人たちが選挙に関心を持ち、また低投票率の問題に町では対策をお考えですか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 西村議員の質問にお答えいたします。答弁につきましては、森町選挙管理委員会と連携、共同して選挙の管理、執行を推進する立場から、町としての考えを述べさせていただきます。

町では、これまで防災無線での啓発を初め、新聞の折り込み、町内主要箇所へののぼり掲出、各町内会及び町内事業所宛てに投票参加、棄権防止呼びかけの文書の送付、各行事開催時における呼びかけ及び啓発物品配付などを森町明るい選挙推進協議会と連携して行ってまいりましたが、投票率は全道の自治体と比較しますと、議員ご指摘のとおり、低い状態です。低投票率の原因としましては、政治に対する関心の低さを初め、さまざまな要因がありますが、特に若年層の投票率が低いことがあると考えております。

さて、ご質問の若年層への取り組みですが、昨年の公職選挙法の改正により次の参議院

選挙から18、19歳の方が投票できるようになり、森町では3月1日時点で試算しますと296人の方が新たに有権者になる予定でございます。新有権者への啓発としましては、北海道選挙管理委員会が取り組んでおります高校生出前講座を活用し、昨年12月9日に森高校生3学年を対象に、森町明るい選挙推進協議会と連携して模擬投票などの講座を行ってまいりました。さらに、今月の8日、来週です、来週同校2学年の一部を対象に同様の啓発講座を行う予定でございます。

次に、低投票率問題の対策としましては、今まで実施してまいりました活動を地道に継続して行い、充実させていくことが肝要と考えております。また、今後の課題の一つとしましては、議員ご指摘のとおり、投票所までの移動が困難な方への対応が考えられます。全国的には合併や財政的な理由により投票所の統廃合を行い、その代替措置としてバスなどでの移動支援を行っている自治体もございます。現在森町としましては、投票所の統廃合をする予定はありませんが、今後は移動困難者の対応を含め、公平、公正性を考慮して総合的に検討が必要であると考えます。今後も選挙人のニーズを的確に把握しながら、投票率の向上に向け取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○12番（西村 豊君） 答弁いただきましたけれども、何か期待するほどの答弁でないかと、そう思いました。新聞とか防災無線で言っているよと、それはわかる。最後のほうでバスの移動というのもあったけれども、ここだと思うのです。こういうものを町民が期待しているわけ。別に防災無線でどんどん言うことでない。要は巡回する、投票に行く人方を連れていく。さっきの山田議員の話でないけれども、移動する足がないのだから。投票に行く足がないの。だから、バスでも、ここでバスの移動も検討するということだから、ぜひ検討してほしいなと思います。

そして、我が町の投票率すごく悪いのだ。つい最近やった議会の議員の選挙なのですけども、これが69.31%です。それから、北海道知事、これが58.86%。先ほど山田議員がおっしゃったように179市町村の中の157番目、そしたら後ろから何番目という感じです。衆議院にしてもそうです。それから、前回の町長の選挙、これも73.9%だって。だから、これも低い。だけれども、興味はあるのです。興味はある。だけれども、先ほど言うバスの移動でも何かがあればもうちょっと数%は上がると思う。だから、この辺を期待していたのだ、町長、俺。それなら終わる。だから、今度一番早い選挙で6月かい、もあるかもわからないし、我が町では大きな選挙もあるわけですから、町長選という選挙もあるわけですから、投票に行く人をもう少し増やす、興味を持ってもらうためにもバスの移動、これをぜひお願いしたいなと。もう一度、町長はやると、思い切ってやるというぐらいの返事欲しいのだけれども、答弁お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 期待に応えない答弁で大変申しわけございませんでした。先ほどの答弁の最後は、結構西村議員もご理解できるのかなと、そのように思っております。

ただ、やはりバスに乗られるご高齢の方々は、割ときちんと選挙に対する責任感とご興味を持たれて、投票率はもっと高いと思うのです。問題は、自分で来れる車を持っている若い方々の意識なのかなと、そのように私は思っております。

自分できちんと興味のある、それから身近な選挙ほど投票率が高いというのは、先ほどの西村議員の数字からも理解できるのかなと。遠いところの選挙、知事選が今一番低かったです。それから、当然自分たちの身近な方々がかかわる町議会議員選挙もそれなりに数字がいい。次に、私などの選挙に対しては非常に皆さん真剣に投票に来ていただいているということはありがたいと、そのように思っております。ですから、それ以外、若い方々できちんと選挙というのは何のためにするのか、自分の1票がどういうふうに活用されるのか、有効になるのかということを高校時代からもちろんきちんと学習していただきたいなど、そのように思っております。

違う話になるかもしれませんが、税金に対する勉強は小学生からずっと継続してやっています。それが自分の納めた税金が自分たちのかばんだとか学校の費用になっている、身近に使われているということが理解できるようになると、子供たちもきちんと大人になってから納税をしてくれるのかなと、そういう考えからです。また、この投票に関しても今高校生に対してあの人がおもしろいから入れるとかそういうのではなく、当然世の中をよくしてくれる、町をきちんとよくしてくれる、そういう期待の持てる方に自分の判断で投票できるような、そういう教育はこれからも続けていかなければならないなど思っておりますと同時に、その若い方々が遊びに行くほうが先で投票は行かないとか、なぜなのかなということを興味を持っていただく、そういう取り組みも一方で啓発が大いに必要なかなと思っております。

移動手段に対しては、本当に先ほどの答弁と重複いたしますけれども、選挙をされる方のニーズ、そういったものにきちんと応えていきたいなど、そのように思っております。これは、選挙管理委員会のほうともいろいろと協議をして、今後取り進めていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いしたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 低投票率の改善についてを終わります。

以上で議席12番、西村豊君の質問は終わりました。

次に、3、役場庁舎へのATM設置について、職員の綱紀肅正と救急救命士の採用について、議席4番、黒田勝幸君の質問を行います。

最初に、役場庁舎へのATM設置についてを行います

○4番（黒田勝幸君） それでは、通告に従いまして、2問について質問をさせていただきます。

まず、役場庁舎へのATM設置についてでございます。近年現金自動預け払い機であるATMの普及が目覚ましく、金融機関はもちろんのこと今やスーパーやコンビニなど小売店や公共施設などに幅広く設置されております。多くの人たちに利用されているところで

ございます。利便性に富み、その有用性は誰もが知るところでございます。金融機関や現金出納を行う業者などサービスを顧客自身の操作によって行え、また現金を用いずキャッシュカード1枚で取引できる利便性が高く評価されているところでございます。現代人にとっては、まさに文明の利器と言えるもので、必需品の一つだと思っております。近隣の函館市、北斗市、七飯町には既に設置されております。当町でも町民、役場利用者の利便性のためにも役場庁舎内に設置してはと思いますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えします。

現金自動預け払い機、ＡＴＭは、森町内におきましても金融機関やコンビニエンスストアなどの設置され、多くの町民の皆様が利用される機会があると思います。役場庁舎内へのＡＴＭ設置につきましては、周辺の市町を含めほとんどが各自治体の指定金融機関が所有するものが設置されており、設置場所につきましては庁舎内に限らず、庁舎敷地内の一角を利用した設備等も考えられますが、設置に関する費用、防犯対策など解決する課題もでございます。また、利用率や費用対効果を含め、金融機関側の考えもあると思われますので、町といたしましては利便性、町民サービスの向上に向けた施策の一つとして受けとめ、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○４番（黒田勝幸君） 私も数カ所の市や町を調べてまいりまして質問しております。町長の今の答弁の中で、指定金融機関がほとんどなのですけれども、これはまちの規模にもよりますからあれですけれども、函館市は指定金融機関も含めて７行のＡＴＭ使用できる機械がございました。北斗市においては、庁舎内に簡易郵便局がございました。それと、駐車場の敷地内にも信用金庫さんのＡＴＭございました。それと、大野の支所というのですか、あそこ。支所ですね、そこにもＡＴＭありました。それから、七飯町にも指定金融機関のがございました。それと、八雲町は庁舎内にはありませんで、隣がコンビニでございまして、大した不便を感じていないという役場の職員のお話でした。それから、長万部町は、役場庁舎の斜め向かいに郵便局がありました。そういうようなことで苦情がないということでございました。

森町は、地形的に町から見るとちょっと高台にあります。この周辺にはありませんので、どうしても銀行でもコンビニでも坂を上がったり、下がったりしなければならないと。また、山側のほうでは５号線まで行かなければならないというようなことで、地形的に大変不便な場所に、役場が不便なのか、あっちが不便なのかあれですけれども、利用者にと大変なこともありますので、できれば庁舎内にそういうものがあると、町民はもとより役場を利用する方々も非常に便利ではないかなと。それと、そういう時代に来ているのかなと、そういうことで質問しているのですけれども、設置するということことは応分のお金もかかるだろうし、設置する側も利用度の問題ありますので、その辺今後町長もいろい

ろ検討してくれるとは思いますが、もう一度ひとつお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

いろいろとほかの地域の立地条件によってＡＴＭが備わっていたり、また必要のないところがあったりということで再質問をいただきました。森町内もそうだと思うのです。黒田議員ご質問のように坂が結構きついと。そういうことで役場に来たときに、そこにあればいろんな便利さが増すということで、利便性の向上については私もご理解をいたします。ただ、今役場の窓口に出納に指定金融機関の窓口がございますので、その通帳等を持たれている方々は、そこである程度カバーできるのかなと。それと、森町の砂原支所には指定金融機関がそこから窓口なくなりましたので、ＡＴＭが設置されております。ですから、いろんな条件の中で、現状役場に来てお支払いをするときに、窓口がないから逆に先に郵便局もそんなに遠くないところがございますから郵便局寄ったり、それからほかの金融機関に寄ったりということで来られている方々がほとんどで、正直なところ役場には不自由だとか設置をしてほしいという要望は今のところ聞こえてきていないのです。今後いろんな条件が重なる中で、ＡＴＭも必要な時代が来るのかもしれませんが、ただ、そのときの設置をするための費用が一体どこが負担しなければならないのか、もしくは役場も応援しなければならないのか、そういった今後の課題がございますので、そういうものも総合的に勘案して、今後必要であれば設置の検討を進めていくということでご理解をいただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○４番（黒田勝幸君） いいです。

○議長（野村 洋君） 役場庁舎へのＡＴＭ設置についてを終わります。

次に、職員の綱紀肅正と救急救命士の採用についてを行います。

○４番（黒田勝幸君） それでは、２問目に参ります。職員の綱紀肅正と救急救命士の採用についてでございます。

町職員の不祥事が続いております。去る１月21日、町議会全員協議会で町消防本部の30代の男性職員が救急救命士の資格を取得するため入所している東京都内の研修所の食堂で使うプリペイドカード5万円分を盗んでいたと報告がありました。町は、１月１日付で職員を減給10%、３カ月の懲戒処分とし、消防長と森消防署長はそれぞれ訓告したとのことでしたが、さらにその後この職員は過去にも処分を受けていることがわかりました。その都度処分されているとはいえ、２度も不祥事を起こしております。処分を厳しくすることによって緊張感を持つことができ、森町職員としての自覚と責任を持ってもらえるものと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、森町消防署では、職員を救急救命士の資格を取得するため東京都内の研修所で6カ月間勉強させております。そのため本来の仕事が半年間休んで、その上研修所への負担金、旅費等町から280万円支出されております。現在消防士になるため救急救命士の資格を

取得できる専門学校へ進学し、救急救命士の資格を取得する時代になりました。これからは救急救命士の資格のある人を採用すべきだと思います。また、一般消防士については、従来どおり一般公募し、優秀な人材を採用すべきだと思います。

今後は、綱紀肅正と服務規程を十分に心して勤務されるよう職員の指導徹底を図っていくべきだと思っておりますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えします。

職員の懲戒処分につきましては、非違行為の内容や職員の職責、日ごろの勤務態度などを総合的に考慮し、基準に従い処分を行っております。また、処分の軽重、軽い、重いにつきましては、公平性の欠くことのないよう処分案決定後には懲戒審査委員会へ諮問の上、決定しております。今回の消防職員の不祥事に関連し、職員の処分を厳しくとのご意見ですが、森町の懲戒処分規程は平成12年に人事院が制定した国家公務員の懲戒処分の指針と同じ基準で策定されており、これまでもその基準にのっとり適正に処分を行っております。私は、必要な処分は下しますが、厳しくすることだけで解決するとは考えておりません。

さて、救急救命士の有資格者採用につきましてですが、過去に救急救命士の国家資格取得を条件として採用していた時期もありました。しかし、現場経験に乏しく、即戦力といった点では不安が多いために独自養成も必要であると考えております。一般消防士につきましては、これまでどおり公募による採用で進めたいと考えております。

職員の綱紀肅正、服務規程遵守につきましては、今後も徹底を図るよう取り組んでまいりますことを申し上げながら答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（黒田勝幸君） 梶谷町長が平成24年に就任してからも町役場職員、国保病院職員等の不祥事が続いておりました。その都度町長は、再発防止に向け責任体制の充実、人事配置上の配慮、服務規律の徹底など職員の意識改革を施してまいります。今後においては、これらを充実した中で職員の綱紀肅正に努めてまいりますと述べております。それにもかかわらず一向に改善されておられません。

当職員は、過去にも函館簡易裁判所より高額な罰金の略式命令を言い渡されております。ここではご本人の名誉のため詳細には触れませんが、ここで私が指摘したいのは、当職員が過去の過ちから教訓を学んでいないと、こういうことでございます。既に司直の手により刑が執行され、社会的制裁は受けているのだから、過去の出来事だという意見もあるでしょうが、私は2度の過ち、不祥事を軽く見るべきではないと、このように考えております。当職員は、都内の研修所で6カ月間の研修を受けるわけで、全国からも大勢の研修生がこの場集まっていることでしょう。このことからいえば、当職員は森町の看板を背負っているのです。このたびの不祥事は、森町の顔に泥を塗ったに等しい行為です。私は、こ

の意味は極めて重いと、このように感じております。救急救命士の資格を取得する人間がかような不祥事を招くようでは、町民は安心して命を預けることはできないのではないかと。町民の安心、安全を保障するのが救急救命士の使命であるとするならば、このたびの職員の不祥事は厳粛に受けとめなければならないのではないのでしょうか。

森町は、他の市町村に比べて職員の不祥事が多いです。町民の中では処分が軽過ぎるのではないかとささやかれております。町長は、今回の不祥事に対してどのような責任を感じているのですか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

私就任させていただいてからも3カ月ほどたったときに過去数十年いろいろと続いてきたそういうところも出てまいりましたし、それ以前のいろんなところで綱紀粛正を正さなければならぬという事件たびたび出て、大変町の方々にはおわびを申し上げなければならぬと、そのように思っております。

ただ、今回の職員に対してですけれども、まず町の職員である前に今現在は彼の身分というのは学校のほうにございます。救命救急東京研修所、これは国の機関でございまして、その機関がきちんとした判断をして、今現在もその研修所で勉強していると。大変優秀で、ふだんの行いというのは非常にすばらしいものがあるという評価だと思います。そしてまた、最初のご質問にありましたプリペイドカードですけれども、盗んだままではございません。彼がそのような研修所で退学処分にならなかったのは、正直にきちんと申し出ている、そういう部分でございます。私本人をかばうわけではないですけれども、自分の大事なものをとり忘れる、その辺に忘れる、そういう忘れた人間にも多少のそういったものがあるのかなと。私は、たびたび例えば財布落とした、お金を落としたら自分がまずかったなと思います。ただ、それと今回の件はご質問は違うと思いますけれども、そういった部分ではまだまだ勉強が足りないのかな、そのように思います。そして、私こういった処分を下すときに職員を処分する資格が自分にあるのかなと。それから、他人を注意するときなどは改めて自分がそういう立場なのかな、そういうのを自問することがございます。恥ずかしながら若い次分から本当に真面目で優秀だったかという、そうではございません。たくさんの方々に指導されて、そして怒られながら、そうやって現在に至っております。まだまだ自分が人間ができていないと思うときが多々ございます。そういった関係から、本人にももう一度やり直しの機会、そして反省をしながら、きちんと自分の名誉を回復するためのチャンスを与えなければならないと、そのように思っております。ほかの方々にも当然褒められる行動ではございませんけれども、それがどこからきているのか、もしくは本人がまだ大人になり切れていないのか、そういったことを指導しながら、学校で期待されている本人でございまして、町としても名誉回復をさせながら、最終的に町民の命を守る、そういう仕事に携わっていただきたいと、そのように思っております。最後まで名誉回復するのは自分自身でございまして、それに対して指導を徹底しながら進んでいきたいと、そのように思っておりますことをご答弁させていただいて、答弁とさ

せていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 心優しい町長だから、そういう考え方になるのでしょうけれども、過去にもさっき言ったとおり梶谷町長になる前からいろいろありました。事件の内容によります。1度の過ちでも免職になった職員もありました。今回この方は2回事件を起こして、町長がさっき言った懲戒処分の規程とありますよね、いろいろ。これを見ると、この2回とも免職、停職というところに値する、2回ともこの事件の内容が。しかしながら、給料10%3カ月で終わっている現状があるわけでしょう。そしたら、こういう規程とか決まり事というのは、法令遵守していかないと意味ないのでないの。どういうことなのだろう。これは一つの目安として、いろいろあるのだから知らないけれども、森町の職員の懲戒処分規程と、こうなっているのだ。それ見たら、2回ともそれになっている、免職と停職。だから、それどうも理解できない。1回でもそうになっているのに、2回同じことしているのに、当てはまるのにそれで済んでいると。町長の言っていることわかるのだ。処分することだけがいいのでないから。人間だから魔が差すときあるから、それはそれでわかる。それは1回目。だから、確かに能力のある方だから消防長も推薦、町長も推薦したと。それは理解できる。

○議長（野村 洋君） 黒田議員、町長がというような表現していると、最高責任者だからそのとおりだけれども、町懲罰委員会という経過説明していますので、懲罰委員会の結果でそのようなことになったということを報告していますから、その辺を踏まえて発言してください。

○4番（黒田勝幸君） だから、懲罰委員会やったからそういうふうになったのでしょう。私からしたらこの規程にのっとって、どうも理解できないから言っている。だから、これあるということは法令遵守しなければだめでしょうということを言っているのだ。これつくって、そのとおりやらないのだったら何も意味ないでしょう。そこを聞きたい。これにのっとってやったのだったら、そういうふうにしてちょうだい。だから、逆に懲罰委員会でどういう話し合いしたのだからと聞きたいぐらいなのだ。だけれども、余りあれしてもまずいからあれなのだけれども、町長、もう一回この規程にのっとってやっていただきたいと思うのだけれども、どうなのか。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

最初の答弁でも私も申し上げましたように、総合的に考慮するという点がございます。確かに懲罰委員会で、それから町の服務規程の中で免職か停職だというふうに記載しておりますけれども、そこをどうするかというのは、先ほどと重複いたしますが、ふだんの本人の行動、それから態度、いろいろと総合的に判断しなければならない、そういうことでございます。そしてまた、私になってからも管理職の中で当然本来であれば免職が正しいのかなと思うそういったこともございましたが、この方は2回続けておりますけれども、免

職にはしておりません。その点とこの本人も重なるところも若干ございます。

そして、先ほどと重複いたしますが、今行っている研修所の中でもやはり同じ規程がございます。そういう規程の中で免職であれば退学です。停職であれば逆にとどまることができるということで、上の今行っているところのそういった判断も私どもは尊重しなければならないと、そのように思っております。もしこれで今行っている先がこの方は救いようがない、退学だということになれば、町としても恐らく免職になったと、そのように考えます。しかし、そうではない。日ごろからの勤務態度、学習態度、それから現在行っているそういう成績、そういうものを総合的に勘案して、大変すばらしい成績で今勤めていると。ただし、過去にあったそういう責任というのは、私も褒められることではないなと、そのように思っておりますけれども、そこはそことしてきちんと判断された処分が下されておりますので、そこを持ってきて今のと重ねてどういうふうに処分するというのは、私は正しい判断ではないのかなと、そのように思っております。

今後も全体で職員数かなり多うございますから、若い方々の中にそんなに……

(何事か言う者あり)

○議長（野村 洋君） 静粛にお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 本人が重く感じないで、軽く思っている、ちょっと申し上げにくいですが、家庭のしつけがなっていない、そういう方も中にはおります。そういうことは改めてしつけながら、そして指導していきながらきちんと責任を果たしていただきたいと、仕事としての責任を果たしていただきたいと、そのように思っているところでございます。

何回も申し上げますけれども、今後も不満が出て、そういった場合に陥る場合もございますので、人事関係ですとかそういったこととあわせて指導を徹底してまいりたいと思いますことを申し添えて、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 職員の綱紀粛正と救急救命士の採用についてを終わります。

以上で議席4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時24分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、4、買い物弱者への支援について、議席9番、小杉久美子君の質問を行います。

○9番（小杉久美子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

買い物弱者への支援について。超少子高齢化は、大きな社会問題の一つで、何の手だてもしなければ加速することが明らかになっております。森町においても人口減少による過

疎化が進み、地域での生活も不自由になっている地域もあります。これまで高齢者福祉事業として外出支援サービス（福祉タクシー）を初めとする事業に取り組み、対象者の方から大変喜ばれているところですが、地域に商店がなく、また車を運転できない方が買い物に不自由しているとの声が届いております。このようなことから、外出支援サービスを含めた見直しが必要と考えるが、以下お尋ねいたします。

1、買い物弱者支援の考えについて。

2、コミュニティバスや乗り合いタクシー等の支援の考えについて。

3、外出支援サービスの拡大について。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員のご質問にお答えします。

1点目ですが、人口減少、高齢化が進む中、地域に商店がなく、タクシーなどを利用しなければ食料品などの日常の買い物が困難ないわゆる買い物弱者の増加が懸念されることから、地域の実情に応じてこのような買い物環境の変化への適切な対応が必要と考えております。現在森町内では、民間の商店の企業努力により電話などの受注による配達を行っている店舗が数件あります。また、宅配サービスを行っている事業所もありますので、それらのサービスを利用することも方法の一つであるかなと、そのように考えます。

2点目ですが、商店がない地域への地域コミュニティバスや乗り合いタクシーなどの運行が有効な手段の一つであると理解しております。しかし、地域コミュニティバスの導入につきましては、運行形態や費用対効果について十分な検討が必要であります。また、乗り合いタクシーにつきましてもワゴン車や乗用車を利用することにより乗降場所が自由に選択できる形態が考えられますが、運行方法や民間事業者との協議が必要であることから、現状では町内の地理的条件等を考慮しますと近々に対応することは困難な状況であると判断しております。

3点目ですが、高齢者及び身体障がい者などの方が通院や買い物などの日常生活の中でタクシーなどを交通の手段として利用できるよう助成している事業であります。対象につきましては、平成25年度から世帯単位から個人単位へ移っております。また、平成26年度からは、函館バスの利用も可能としたり利便性の向上を図ってきたところです。また、要介護等認定を受けられている方々は、介護保険制度のホームヘルプサービス、訪問介護です、による買い物支援が利用できますので、外出支援サービスにつきましては現行の制度で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（小杉久美子君） コミュニティバス、乗り合いタクシーの部分については、本当にはいい、やりますと即答できるものではなく、やはり今町長がおっしゃったように町民ニーズに合ったものでなくてはならないことから、十分な検討、協議等が必要になってくるのではないかと考えております。そして、どこに住んでいても安心して生活ができるよう

な、そんなまちづくりを期待するところですが、さて外出支援サービス、これらは先ほど町長の答弁にありました当初タクシー券のみからバスにも利用できるということになり、町民には本当に喜ばれているという声も私も聞いております。これも今後継続事業として進めていくことは、町民にとっては本当にありがたいことではないかなと思います。

では、買い物弱者へ今できる支援として何ができるのか、町として何ができるのかということなのです。昨年子ども議会での質問にもありました生活する地域にお店がないと。困っているのは高齢者だけではなくそこに住む住民の方々と、買い物一つ忘れることで大変不便を感じておられると思っております。

他の自治体の支援事業を調べてみました。さまざまな事業が展開されており、中でもミニ店舗開設支援の事業だとか、移動販売車事業の支援、商店街活性化関連等、行政と連携した事業を進めているところもありました。これらは、ご承知のとおり、国の補助金等で事業を行っているもので、買い物弱者対策関連事業予算に盛り込まれているものがありました。また、各地方の自治体では、そういった補助金を活用した事業に結構いろいろ取り組んでいるのです。だから、この森町でもそういった不便を感じている方々のために何らの事業に取り組む必要があると思うのですけれども、その点1点考えをお聞かせください。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

すぐそばにあるお店がなくなると非常に不便を感じる。今まで感じていなかったことが本当に小さなお店だとか大切だったのだなというのは、なくなってから感じるものだというのは皆さんの感じだと思っております。先ほど再質問に小杉議員がお話しされていた子ども議会でもそういう質問が出て、何とかしてほしいという声が子供たちからも上がってありました。私本当に大事なことだなど、そのように思っております。ほかのまちでは、お店がなくなったために隣町まで買い物に行かなければならないという不自由なところも非常に多くなってきております。そういった点では、私たちもなくさないように、そういう小さなというの何か言い方おかしいですけども、地域のお店からいろんな買物をしなければならないということで、私もほとんどのお店を回りながら買い物させていただいておりますが、行政として何ができるのかということなのですけれども、先ほど1問目の答弁でも申し上げましたけれども、民間のお店屋さん、それから企業が行っている宅配サービス、配達ですよ、昔からいうと。もしくは、最近のご用聞きに取り組むところもありますし、いろんなそういうお店屋さんがサービスをしているのがたくさんあるのですが、買い物弱者の方々がそこをどうやっていいのかというのがわかっていないのか

なというふうに思います。どこに申し込んだらいいのか。要するにそれを面倒見てくれる方が必要になってくるのかなと。できれば地域の方が買い物行くときにちょっと一緒に行かないかと声かけて、コミュニケーションを図ってくれるのが非常にありがたいことなのですが、そうもいかない場合も、時間帯が違ったりもしますので、役所として、行政として何ができるのかというのは、今後そういった方々とつなげるための窓口ですとか、それからそういった要望と提供されている方のマッチングですとか、それからこれは子ども議会でも答弁させていただいたことなのですが、買い物バスが走っている運行経路のいつ何時にどこに来るのかと、そういう情報の収集ですとか、そういったものを何とか取り組みながら、本当に買い物に不自由している方の応援できるようなことをやっていきたいなど、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9 番（小杉久美子君） 今町長の最後の答弁の中に子ども議会の中で移動販売車が来ているみたいだけれども、時間とか場所がわからないとか、そういう質問も出ておりました。それに対して調べて報告とかはされたかどうかというのがまず1点です。

実は、私も調べては見たのです。確かに移動販売、森町には来ているのです。コープのトドック、それは週1度、それは契約しているところには行くのですけれども、前函館牛乳という移動販売車が来ていまして、今私の住む地域には来ていないので、ちょっと気になって電話で確認してみましたら、今森川方面のツルハ方面と消防署方面、2カ所だけとおっしゃっていらして、要望があればほかの地区も回ってくれるのかということも確認してみました。そしたら、1軒では難しいけれども、その1軒の行く途中までの何軒かをまとめてくれれば相談に乗るし、日にちや曜日も相談できるということも函館牛乳さんではおっしゃっていらして。そういうことから、そういう情報も今町長がおっしゃったように買い物弱者の方がどういうふうにしたらいいのかも手だてもわからない状況で、今町長は窓口とかも設置しながら、町民の要望に応えるために窓口設置ということもおっしゃっていらしてけれども、そういう情報の提供も今後支援の一つになるのかなと思いますので、その辺についてもほかの事業等も入れながら、またさらに弱者への対応を1点聞かせていただきたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

まず、子ども議会で答弁させていただいたその後なのですが、担当者の不手際で、全て

ではないのですが、一部そういう移動販売車の確認をしておらなかったということで、早急に確認しながら子供たちに返答したいと、そのように思っております。おわびを申し上げます。

また、いろいろと情報の提供に関しては、今後も窓口を特別設けるということではなく、きちんと提供できるような体制は整えていきたいなというふうには思います。

それと、以前テレビ番組で特集をやっていたところありますけれども、全くお店のない山奥の過疎地に地元のまちの中にある大手スーパーさんと契約することによる小さな軽トラックの経営者、軽トラックで宅配をする方がきちんと採算の合うようなルートの検証と、そしてそこは常時いろんな頼まれたものを自分たちが扱っていないものでも配達すると、そういう番組があったと思います。ちょっと特殊な例なのかなとも思いますが、できれば民間の方々がそういうテレビ番組を参考にしながら、新しいビジネスとして立ち上げてくれるのは本当にありがたいことで、もしそういうビジネスを立ち上げる方がいるのであれば町としても応援していきたいなと、そのように考えてございます。

今後もしいろいろなところでそういう買い物弱者といいますか、当然高齢化でなかなか行けない状況が出てきている、その延長線上が今の状態なのかなと。それから、民間の販売するお店屋さんのチェーン店化ですとか、大手のそういうスーパーが地方にどんどん出てきていると。いろんな影響が町の中にそういった悪い影響も与えているのかなと思いますけれども、私たちふだんからとにかく近くの地元のお店を活用するように、そういったこともぜひ私も職員にも伝えながら今後とも努めていきたいなと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で議席9番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、5、養殖ホタテへい死の対策等について、議席3番、加藤進君の質問を行います。

○3番（加藤 進君） 通告に従いまして、養殖ホタテへい死対策等について町長にお伺いをいたします。

ホタテ養殖の先駆けは、昭和41年夏、ホタテの稚貝採取から始まり、試行錯誤の結果ようやく昭和45年に23トンの初水揚げが行われたところです。以後年々水揚げを増やし、平成26年度には約2万4,000トン、金額にして60億円近い水揚げを記録をしました。当町第一の基幹産業にまで発展しており、地域の発展にも大きく寄与しているところでございます。

しかしながら、順調に推移しているように思われますが、過去には大量へい死が3度も発生しており、多難な年もありました。その都度養殖栽培技術の向上を図り、かご入れの方法を変え、昭和55年から現在主流のミミズリ垂下式養殖へと全面的に移行して生産量を増やしてまいりました。昨年秋以降へい死が数多く見られるようになってきました。原因については、地球温暖化のせいなのか、海が汚れているのか、そのほかに原因があるのか、関係者ははっきりとした原因は現在究明中であるということです。

いずれにしても、このままへい死が増大していきますと養殖漁業者の廃業が増え、

水揚げが減少することによって1次産業、2次産業である森町の基幹産業自体が低下し、町を含めた関係各方面のいろいろさまざまな痛手を受けるのは明白であります。これらのことについて早期に原因等を究明することにより、少しでもへい死を防ぐ施策の提言を行うことが緊急の課題であると思うが、いかがでございますでしょうか。さらに、緊急の課題であるため、町の関係機関及び漁家等との調整を図るためと、あわせて後継者問題等の相談役的な機関も必要と思うが、町長はいかがお考えでしょうか。

以上、お聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 加藤議員の質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、今シーズン出荷を迎えている加工員のへい死、さらにはミミヅリ用中成員のへい死については、関係者や事業者などからも私も伺っておりました。原因については、海洋気象環境による自然要因、健苗な稚貝の使用、ミミヅリ作業、育成員の管理状況による人的要因などが複合的に関連し、へい死の特定はされておりませんが、基本的には噴火湾海域良質ホタテガイ安定生産推進漁場改善計画に沿って区画漁業権行使規則を厳守した中で、垂下式ホタテガイ養殖を行うことが大前提であると考えております。その上で、人的要因を究明していくことが大事だと思っております。

また、自然要因については、噴火湾内6カ所の定点にRASブイを設置し、水深帯ごとに水温、塩分、流速などのデータをリアルタイムに漁業者が取得できるシステムを構築しております。本システムを利用した噴火湾の海域モニタリングと解析等を水産試験場と北大水産学部が共同で実施し、ホタテ養殖の漁場環境保全に努めておりますが、残念ながらホタテガイのへい死と直接的な因果関係の特定には至っておりません。しかし、議員ご指摘のとおり、ホタテ養殖漁業の衰退は町の経済に直結することであり、私としましても早急に原因を究明し、へい死の対応策について漁業者へ周知できるように関係機関をお願いをしているところでございます。

さて、相談役的な機関の必要性についてですが、ホタテ養殖を含む漁獲技術の関係では、現在渡島北部水産指導所を初めとする関係機関と連携し、必要に応じた調査研究、指導、情報公開を実施しております。後継者問題につきましては、漁業権行使規則、漁協の経営方針などが関連するため、漁協が相談役として適切であると判断しております。以上のことから、必要とする支援策を漁協と町が役割を分担して支援していくべきであると考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○3番（加藤 進君） ありがとうございます。

町と組合と分担してやっているのだという話を伺いました。私が見るところによりますと、確かに分担はしています。町はいろいろな負担金だとか助成金、もろもろのお金を組合のほうに援助をしております。それとこの相談員というのは、ちょっと質が違うのかなと。私が見る目では、どうもぎくしゃくしているのかなと。町と漁師の方、また漁師の方

と漁協、ちょっとぎくしゃくしているのかなと。私は、その間に入る人が潤滑剤となって、何でも漁師の方がその相談員に話せる。町としても漁師の方にこういうようお願いをしたい、漁協に対してもお願いをしたいということもその人を通じて話をすることによって角も立たなくなるだろうし、因縁も起きてこないのではないかなと私は危惧しているわけです。一度大量へい死が発生していくのではないかなと私は危惧しているわけです。一度大量へい死が発生しますと、3年から4年減産が続くわけです。その間養殖漁家の方は廃業される方が非常に多いのです。それらを阻止するためにも、後継者の問題もあろうかと思えますけれども、その相談員にいろんなことを相談して、続けれるものであれば養殖を続けてもらいたいということによって町のほうも助かってくるのではないかなと思われるわけです。それらも含めて、今町長から返答をいただきましたけれども、それらをもう一歩前進させたものについてご返答願いたい。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

本当に漁業者が直接役場に出向く、それから普及所に足を運ぶというのは、ちょっと勇気の要る方も中にはいらっしゃるのかなと。そういう点で加藤議員おっしゃるのは気楽に相談できる方が必要なのではないかなという、そういう意見だということで理解をいたしました。指導的な立場の、そして肩ひじ張らないような、そういう相談員であればやはり考える必要があるのかなとも思います。そういった観点から、ただし役場のほうが必要だと考えても、実際に話をするというところはほとんど漁民のほうが多いのかなと、そのようなことが考えられますので、これは必要性も含めて漁業協同組合と協議検討したほうがいいだろうと、そのように思います。いま一度相談させていただきながら、検討したいと、そのように思いますことを申し添えて、再答弁いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 養殖ホタテへい死の対策等についてを終わります。

以上で議席3番、加藤進君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、6、①、介護保険制度の地域支援事業移行に当たって、②、国民健康保険税の広域化に向けた対策と被保険者の負担軽減について、③、新年度教育行政方針について、議席6番、檀上美緒子君の質問を行います。

初めに、介護保険制度の地域支援事業移行に当たってを行います。

○6番（檀上美緒子君） それでは、介護保険制度の地域支援事業移行に当たって質問させていただきます。

昨年の6月会議で体制づくりを強化しながら、現行のサービスを地域支援事業へ引き継ぎ、現在利用されているサービス継続ができるように対応したいと町長からの答弁をいただきました。また、新年度町政執行方針では、介護保険事業について認知症初期集中支援チームの設置などの体制づくりを目指すことや地域包括ケアシステムの構築に取り組むことを述べられております。昨年の4月より実施が始まり、2年後の2018年、平成30年4月には全面実施となる計画ですが、要支援1、2の訪問看護や通所介護が地域支援事業へ移行されるのは来年2017年、平成29年4月の予定となっています。そして、認知症支援事業は、その翌年、2018年、平成30年で全面実施となっています。国の保険外し、自治体への丸投げとも言える今回の介護保険制度の改正の中、高齢になっても元気で、そして新年度方針で町長が言われました介護が必要になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、そのような制度体制を整えることは緊急の課題と言えます。そこで、来年度実施地域支援事業についてお尋ねいたします。

1点目です。地域包括ケアシステムの構築をうたっていますが、その具体的な構想について。

2点目、現在実際に業務をされている介護事業所との連携や協力、話し合いの進捗状況について。

3点目、住民への普及や協力要請の進捗状況についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の質問にお答えします。

1点目ですが、地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で生活を維持することができるような包括的な支援、サービス提供体制の構築を目指すものであります。医療、介護、福祉サービス、保健、予防、住まいの要素を一体的に支援し、介護保険制度を核に具体的には行政だけでは対応できない部分もありますので、地域活動やボランティア、社会福祉協議会などに協力をお願いしながら、地域包括ケアシステムを構築しなければならないと考えております。

また、平成30年度介護保険制度見直しに向け、社会保障審議会介護保険部会の検討が始まりました。大きな焦点となりますのは、軽度者に対する生活支援サービス、利用者負担など給付と負担のあり方になることから、議論の行方が危惧されるところであります。

2点目ですが、町に地域包括支援センターが設置されて以降例年定期的に介護サービスに携わる保健、福祉、医療機関などの実務者による意見交換や情報提供の機会を設けることを目的に地域ケア会議を開催しております。その中で、平成29年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業、平成30年度から実施する包括的支援事業などにつきましても事業の概要などを説明しながら協力をお願いしております。平成28年度では、サービス提供事業所との協議の中でサービスの利用単価の設定などを決定し、さらに介護予防の観点から社会参加の視点を取り入れた通所サービスも視野に入れて協議を継続していく予定であります。

3点目ですが、現時点においては協議事項について調整中であり、協議内容が整備でき次第町広報などによる周知やサービス提供事業者への周知、依頼のための説明、要請をする中で普及を図りながら、それぞれのサービスへ円滑に移行できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 再質問ですが、1点目にかかわってなのですが、町長の答弁のほうにもありましたように、行政だけでは到底できるものではありませんので、森の場合は社協が大きな役割を果たすだろうというふうにして思っているところです。あくまでもボランティアというか、地域のボランティアについては、私としては援助的というか、プラスアルファの部分として、行政が主導をとりながら社協との協力に取り組んでいくということが非常に重要になってくるのではないかなというふうにして考えています。その中のボランティアの中では、町内会の協力も多分にそれこそ会館の利用なんかも含めまして考えていく必要があるだろうと思うのですけれども、それらも含めて行政側がどのような計画を持って、具体的にどういう協力を要請していくというか、あくまでも行政の主導的というか、リーダー的な役割が非常に求められているところだろうと思うのです。そこで、さっき言いましたように来年の4月からもう既に地域支援事業がスタートするという状況ですので、新年度というか、28年度中にはその体制がほぼつくられていかなければならない状況になっているのではないかなというふうにして思いますので、そのあたり行政としての主導のもとに計画があればもう少し具体的な部分についてお聞かせ願いたいなと思いました。

2点目もそうなのですけれども、特に要支援者1、2にかかわる通所だとか訪問型なのですけれども、やはりこの部分というのはボランティアとかというよりは、今現在行っている事業者含めての専門的な資格を持った介護士さんだとかヘルパーさんだとか、そういうところが責任を持ってとり行っていくということが非常に重要になってくるのではないかなというふうにして思っています。特にそのところで問題になるのが報酬の問題が大きく影響してくるかなというふうにして思うのです。国のほうとしても支出をできるだけ減らそうという形で、できるだけお金のかからないボランティアとかという地域に丸投げするみたいな形にはなっているのですけれども、利用者側からすれば安心してお世話をお願いできるとすればそういう事業者なり、きちんと資格を持った方々をお願いできればというのが安心の保障になるかなというふうにして思っているのです。ですから、そういうあたりでの報酬の問題についてももし検討されている部分がありましたらお願いしたいなと思います。

3点目の部分なのですけれども、ここについてはあくまでもプラスアルファの部分として必要だろうというふうにして思っているのですけれども、町内会への働きかけというのが非常に大きな要素となってくるのではないかなと思うのです。今現在ボランティア活動

をされている組織もありますけれども、高齢者が増える中でそれをカバーできるとすれば実際に生活している町内会、居住地域というのがバックアップできる大きな既存の組織ではないかなというふうにして思っていますので、町内会との連携という部分についても構想があれば、またはお話し合いが進んでいることがあればお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時11分

○議長（野村 洋君） では、休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、基本的なところの私の思いなのですが、やはり高齢者の方々が施設に全てお世話になるということではなくて、いろんな他の同僚議員の方々のご質問とも関連あるのですが、家族でできれば楽しく暮らしていただきたいなど、そんな気持ちは思っています。専門的な部分もございまして、事務的な部分の説明も含めながら、担当課長のほうから答弁させていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○保健福祉課長（山田 仁君） 私のほうから実務の部分を少しだけお話ししたいと思うのですが、檀上議員からありました1点目の関係でございまして、さっき町長の答弁にもありましたように、大きく2つの年度に分かれて実施して、そこはそこで準備をしまして、町長のほうから地域活動やボランティア、社会福祉協議会というふうな部分がございました。それは、中には町内会も含まれると思うのですが、実はまだ新しい年度には入っていないのですが、社会福祉協議会を通して例えばボランティア団体等々の部分とどんな形で移行するのだというふうなのはもう既に勉強会を含めて始めております。これから数多くの例えば町内会なり、当然お願いする部分も出てくると思っていますので、その機会にこの制度移行に対する制度のご理解をいただいて、そういう協力もお願いしていかなければならないというふうに思っています。

それと、町長がさっき答弁した中で、ようやく国のほうも30年の部分の具体的な金額、財源含めて今スタートされたばかりでございまして。私どもも少しでも多く来ていただければいいなというふうな部分があります。

それと、やはり中心になるのは包括支援センターが中心になろうかなと思っていて、その部分の増員も含めて、地域にもっと足を運ぶ機会をつくっていかなければ、例えば高齢者のお宅に訪問するとかそういうふうな部分もやっていかなければならないと思っています。

それから、2点目の関係は、議員がおっしゃったとおり、既に先ほどの答弁の中にあっ

た地域ケア会議含めて事業者の方にはお願い含めて、自分の事業所ではどのぐらいのサービスが提供できるのだというのを含めまして、まだ完全に終わっていませんが、そういうふうな作業も進めてございます。

それから、議員が心配している町内会含めて限界あるでしょうというふうな部分ですが、実は行政のほうでもそういうふうな部分からすればおおむね65歳以上の方の部分からすれば森町軽度生活援助事業というふうな部分がありまして、介護認定受けなくてもそういうふうな状態にならないうちに体験型で例えばお風呂入ったり、みんなで食事をしたりというふうな、事業所中心にそういうふうな部分もやっています。それもまず続けていくことになると思うのですが、そういうふうな介護度がつかない方を多くつくっていくというふうな部分が一つの仕事だというふうに思っていますし、極力スムーズに移行できるように、公表できる段階ではございませんが、そういうふうに進んでいるということは理解していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 最初に、町長のほうから家族と過ごすということが言われたのですけれども、もちろんそれは大事なことだと思うのですけれども、私自身もおととしまで母を見ていたのですけれども、それこそ本当にこういう介護保険制度があったからこそ家族でやれたという部分があるのです。ですから、そういう意味での家族と過ごす時間を保障する上でもきちんと安心した介護制度というか、地域支援事業もきちんとした形で保障されていくということが非常に大事だろうなという思いから、施設に全部預ければいいということではないということだけはぜひ理解していただければなというふうにして思いました。

それと、今の話なのですけれども、来年の4月から地域支援事業ということで要支援1、2の部分の今まで通所や訪問を受けていた部分が移管されるという形になります。その部分での心配が一番今の私にとっては心配なことで、そのところが本当にサービスを低下させることなく、今までと同様の形での事業所を利用したサービスが受けられることが大事だろうなということと、あわせて新たに申請した方々もそういう状況であれば、要支援1、2の状況であれば支援というか、介護が受けられるという制度が保障される必要があるだろうと思うのです。聞くところによると、いわゆるチェックリストで事前にはねられる可能性もあるというお話も聞かされているのです。ですから、そのあたりのチェックリストの活用の部分と今言った要支援1、2の判定がその段階ではねられる可能性というのは、森の場合は心配ないのかというあたりぜひ聞かせていただければと思うのですが。

○保健福祉課長（山田 仁君） 順番逆になるかもわかりませんが、まず新規の方が1、2にというふうな部分ではねられる、適当なのかどうなのかわかりませんが、窓口に来て介護申請をしていただくというふうな部分の中で調査員が参ります。その部分でまず全国同じような形の第1次の審査をコンピューターによってします。そこにいく

のは結局は通常かかりつけのお医者さんの意見書もこういうふうな病気で、こういうような状態ですよというふうな部分も利用しながら、最後には森と鹿部で共同設置しております病院の先生なり、施設の専門家なり、そういうふうな方たちが同じ見方、3組あるのですが、同じ見方で判定しますので、それをはねるとかそういうふうな部分ではなくて、同じ物差しの中でやりますので、その部分は現状では変わらないというふうに理解しております。

○議長（野村 洋君） ということなのですから……

○6番（檀上美緒子君） 済みません。今のチェックリストの部分で、こういう資料を私もらったというか、コピーをもらってあって、チェックリストは判定に入る前にチェックリストがかかっているのです。そこで聞かせていただきたいということで。

○保健福祉課長（山田 仁君） それは、申しわけありません、予防の関係で、そういうふうな介護度をつける以前に自分がどういうふうな状態にあるのだというふうな部分でチェックをするリストでございますので、まず高齢者の方にも今の状態を把握していただくというふうな部分のあれだと思います。介護度をつけるのは、あくまでも先ほど言ったような形で進むというふうに考えてございます。

○議長（野村 洋君） それでは、介護保険制度の地域支援事業移行に当たってを終わります。

次に、②、国民健康保険税の広域化に向けた対策と被保険者の負担軽減についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） では、2つ目、よろしくお願いいたします。国民健康保険税の広域化に向けた対策と被保険者の負担軽減についてです。

新年度執行方針で国保の厳しい状況、2018年、平成30年からの広域化、都道府県化が取りまとめられる体制になるに当たっての要望が町長のほうから述べられていましたが、思いは私も同じです。森町の国保税の収納率は高いとは言えない状況です。先ほどの山田議員の指摘もありました。その原因の一つに国保税が高いということも挙げられるのではないかとこのように私は考えています。広域化に当たって、その収納率が国保税の算出の基準になるとも聞いています。また、昨年の6月会議で国からの低所得者対策として支援金が追加配分されることから、国保税の引き下げに活用できないかと私のほうから質問しましたが、新年度も支援金はあります。予定されています。それも含めて国保税の被保険者負担軽減についてお尋ねいたします。

1点目です。国保税の算定基準として42%資産割が課せられていますが、その根拠についてお尋ねいたします。

2点目、国からの低所得者支援金の活用について今年度どう考えていらっしゃるのかお聞かせください。

3点目です。国保税納入率向上策として考えられていること。

4点目、国保税未納者への対応を考えていることがありましたらお聞かせください。よ

ろしくお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の質問にお答えします。

国民健康保険は、制度改正により平成30年度から都道府県と市町村が共同運営という形になります。現在決定しておりますのは、都道府県は市町村ごとの医療費水準や所得水準を勘案して、国保事業費納付金を決定し、納付金を納めるために必要な標準保険料を提示します。都道府県は、国からの定率国庫負担金等の公費と納付金を財源として、市町村の支出に要する費用を保険給付費交付金として支払うことになります。そのことにより市町村への影響は、現在のところ判明しておりません。今後の調整、決定になることをご了解いただきたいと思います。

さて、1点目ですが、国民健康保険税は加入者の収入や資産に応じて計算する応能型、これは所得割と資産割との合算です、それと収入や資産に関係なく一律に計算する応益型、これは均等割と平等割の組み合わせによりなるものです、その組み合わせにより算出しております。応益割を増やせば低所得者の税額が大きくなることから、国からは応能割と応益割の割合はおおむね50%程度が望ましいとされているところです。算定基準の資産割につきましては、制度創設時より算出の手法としております。この間資産割のあり方について検討し、応能割と応益割の割合やその他国保事業の状況を考慮しながら算定率を見直し、平成20年度から現在の42%としているところです。

2点目ですが、昨年導入されました基盤安定負担金の算定方法改正に基づく活用につきましては、保険者支援制度の拡充により基盤安定負担金は増加しております。しかし、現行の算定方法では定率32%である国庫負担、療養給付費負担金や財政力の不均衡を調整する国庫補助（調整交付金）は、基盤安定負担金が増えるとその結果減少します。さらに、基盤安定負担金は、一定割合により一般会計負担分の増加が見込まれるところです。この間法定外繰り入れが増加していることから、国保会計全体を通して活用について検討をしてまいりたいと今後も考えております。

3点目ですが、国保税に限らず3本の柱を持って収納率向上計画を実施しております。1点目は、催告であります。滞納者に対して臨戸、電話、文書による催告です。納期内納入を徹底し、口座振替納税の勧奨、随時の納税相談を実施し、新規滞納者の発生の抑制を図ることを目的としています。2点目は、広報による納税啓発です。税務広報並びに町広報により納税啓発を行っています。3点目は、滞納処分の強化です。滞納者の財産調査を実施し、納税能力があっても納税相談に応じないなどの悪質と思われるものについては、滞納処分を実施しています。あわせて渡島・檜山地方税滞納整理機構と連携を密に納入率向上に向けた対策を行っています。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○町長（梶谷恵造君） 失礼いたしました。4点目残ってございました。

4点目ですが、未納者の方の対応につきましては、まずは納税相談になると思います。

加入者の皆様の保険税で成り立っていることに鑑みまして、被保険者証更新時において前年度までの保険税に未納がある世帯の方には短期被保険者証を交付しております。また、特別事情がなく滞納が続く状況であれば、森町国民健康保険税の滞納に係る措置要綱に照らし、資格証明書を交付しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） まず、1点目なのですが、応益負担と応能負担の部分で、私もこういう負担というのは能力に応じて負担するというのが基本的に大事なことだろうというふうにして思っています。ですから、その部分については全く町長と同じ思いなのですけれども、資産割の部分、森の42%が平成20年度からの実施ということだったので、全体的に渡島管内から見ても割と高い部類に入っているのではないかなというふうにして思っているのです。率直にご意見として私自身が聞かされたのは、応能部分の資産割のことなのですけれども、固定資産税としてきちんと納入している。それにプラス国保のときにも負担している、固定資産税に加算される42%の資産割として国保でも徴収されるということでの二重取りというような感覚だとか、かなり課税負担が大きいという思いが率直なところ感じられている方が結構いらっしゃるということです。先ほども言いましたように全体的に見て森の場合のこの資産割の42%というのも割と高い、管内でも、あるかなと。そして、現に資産割をとっていない市町村もありますし、聞くところによるとこの資産割をなくするという方向に近年幾つかの自治体も動いているということがあります。ただ、資産割をなくしたら、どこかにまた所得割なりというところに賦課されるということもあって、どちらかが低くなって、どちらかの方が高くなるというバランスシートが崩れる部分もあるかと思うのですけれども、現在特に資産によって自分の収益が上がるとか生活を成り立たせているというよりは、どちらかというとだんだん年金で暮らしている方々が多い国保だと思うのです。そういうことからすると、自分の住んでいる家や土地の固定資産税をもとにした資産割で42%という高額な割合が課せられるというのはどうなのかなというあたりが考えられるので、そのあたり平成20年に見直しされたということなのですけれども、改めてその部分についての見直しというのができないのかどうかというあたりについてご答弁願えればと思います。

それと、2番目の低所得者の支援金の部分なのですが、非常に苦しい国保財政だというのはわかっているのですけれども、この支援金というのは低所得者対策として保険者の軽減、財源として出されているということで、これは6月議会のところでもお話ししましたけれども、現に国保を引き下げている、引き下げるためにこの財源を活用しているという自治体もありますので、森の場合もぜひ検討してもらえないものなのかなということでお尋ねいたします。

それと、収納率の向上の部分なのですが、今現在やっつけられることはよくわかるのですが、ここの部分でもし可能であれば分割の数を増やすとか、1回に当たる支払い金額を

もう少し少なくするために分割の回数を増やすとかということも含めて新たな支払うときの負担を幾らかでも軽くできるような、支払いしやすいような形という、向上策というのを考えられないものなのかなということでご質問させていただきます。

国保の未納者の対応なのですけれども、私自身が危惧しているのは、町長がお話しされましたように短期保険証とか資格証明書になった段階でそれこそなかなか病院にかかれないうるか、かかるのがお金の問題だとかも含めて厳しくなって、本当に重症化してからでないと病院に行けなくなるというような状況が森の場合はないのだろうかという、そのあたりが一番危惧する部分なのですけれども、ですから未納者をできるだけなくするというか、子供の部分については担当課で聞いたら保険証の給付はしています、配付はしていますということだったので、その部分は心配ないなとは思ったのですけれども、そういうようなことで未納がなくなるためにも３番目で言った納付率を向上させるという、そこに対するもう少し現実的な対応策というのをぜひ検討願いたいなというふうにして思うのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 １時３５分

再開 午後 １時３６分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の再質問にお答えいたします。

まず、資産割合についてですけれども、いろいろと先ほども答弁をさせていただきましたが、その時々で算定を見直して今の42%にはなっております。そういう中で、先ほど申し上げましたように固定資産税としても支払っている、また保険税としてもその分が加重されて、重複されているのではないかという感覚を持たれている部分がございますけれども、全体的なバランスを考えますと、そこを今すばとなくしたときには必ず所得だけで計算、応益割だけにしますと、恐らく低所得者の方に非常に大きな負担を強いることになる、そのように考えます。

それと、議員もご存じのように、今平成30年度に国保は都道府県が主体となっていく、そういうところに移行する途中でございますから、そのときになれば改めてこの資産割、応益割の比率、もしくは資産割がなくなって応益の部分で均等割と応益になる……均等割と平均によってある程度これは恐らく低所得者に対する配慮も町村からの意見を取り入れながら決定されていくものと、そのように推測をしているところでございます。今現在その平成30年に向けた２年の間で見直しするというのはちょっとできないものかなと、そのように思います。ただし、今国で提示されております国保税、満額ではなくて町ではその分を少し低く、多少ですけれども、その分の負担を少し引き下げていると、そういうところをご理解いただきたいなと、そのように思います。

そしてまた、2点目ですけれども、国保税の引き下げということで、他の自治体でもこの費用を使って下げられているところがあるというのは、昨年的一般質問でもいただきました。ただし、恐らくその自治体も同じ状況だと思います。私これ臆測ではなく、我が町と変わっているということはないと思うのです。実際には国保に対する負担というのは増えているのかなというふうに思います。ですから、この費用を使って下げているというふうに表面では申し上げているけれども、一般にはその分一般財源から繰り入れされていますから、実際に下げているのは一般財源だと思います。そういうことをご理解いただければ、うちの町としては違う形でいろんな費用の軽減を図っているということを理解していただいて、新年度も昨年と同様の措置をとっていきたいなと、そのように考えておる次第でございます。

そしてまた、国保税の納付の回数なのですけれども、今現在8期で納めていただいております。これを長くするということは、今のところは考えておらないのですけれども、逆に納税相談に来ていただければその時点で少し負担の割合を軽減、回数を増やしてあげることが可能だと、そのように思います。どちらかというと、そういう方々が納税相談に来ていただけない。そうすると、なかなかまた納税していただけないという負のスパイラルというわけではないのですけれども、悪循環に陥っているところがございますので、その点は皆さんに伝わるような町としても広報の仕方をしていかなければならないなと考えております。また、ご相談されたときにはぜひ納税相談していただいて、回数を増やしていただけるようにということはお伝えいただければなと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ②、国民健康保険税の広域化に向けた対策と被保険者の負担軽減についてを終わります。

次に、③、新年度教育行政方針についてを行います。

○9番（小杉久美子君） 3問目です。新年度教育行政執行方針についてお尋ねいたします。

教育行政執行方針について基本的に私も賛成の立場です。それに当たって具体的な施策についてお尋ねいたします。

1点目です。森町憲章と森町教育目標に基づく教育施策充実に努めるに当たり、町民にもっと森町憲章や森町教育目標を知ってもらい、そういう啓発普及活動が必要かと思いますが、それについてご質問いたします。

2点目です。学校教育で通常学級に在籍する支援の必要な子供たちにもきめ細かな支援の充実を図るためと書かれてありますが、その方策、そしてふるさと教育や環境教育についての方策や内容についてももう少し具体的なものがあればお尋ねいたします。

3点目です。社会教育の部分で郷土が育んできた歴史、文化の保存、継承を進め、文化協会等の各種団体と連携し、また公民館の部分では自主的なサークル活動や各種団体活動への支援が述べられています。それで、いわゆる等にかかわるところなのですが、文化協

会未加盟団体などのそういう自主的な活動をしているサークルや団体との連携や支援についてどのようなことがあるのかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（香田 隆君） まず、教育行政執行方針に基本的に賛成ということをしていただきました。まことにありがとうございます。それでは、檀上議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目のご質問ですが、現在森町町民憲章、森町教育目標は、全ての教育関係施設において掲示をしているところでございます。今後の啓発普及につきましては、現在成人式で新成人が森町町民憲章を読み上げていますように、いろいろな場面や森町のホームページ、さらには小学校で使用しております社会科副読本などにより町の皆様、それから子供たちに啓発普及を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目のご質問ですが、特別支援教育では児童生徒の可能性を最大限に伸ばすことを目指し、通常の学級も含め幼稚園や小学校、中学校で実施されています。小学校、中学校には特別支援学級や通級による指導の制度があります。町内でも1つの小学校で通級指導教室を開設しており、通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態に応じた特別な指導を週に1から8単位時間通級指導教室で行っております。そのほかの学校では、児童生徒の特性を考慮し、学校内の支援委員会において支援の方法を検討するなど、学校全体で特別な支援を必要とする児童生徒の把握と指導を行っています。

学校といたしましては、例えば学校の黒板の板書の仕方、それからノートの書き方、学習上のルールを統一して指導方法のばらつきをなくして、児童生徒が安心して学習できる環境を整える工夫をしています。また、テレビやプロジェクターなどを用いた視覚情報を活用して、児童生徒への学習の集中や意欲を高める工夫をしています。これら各小学校の特別支援教育を一層充実させるために教育委員会では4校に8名の支援員を配置し、特別な教育的支援を必要とする子供たちへも援助が行うことができるよう努めているところでございます。

ふるさと教育につきましては、小学校においては生活科やそのほかの教科の中で町内の探検、それから地元特産物についての学習、農産物の栽培、町の歴史や自然などについての学習をしています。また、中学校では町内の産業について学習をしたり、職場訪問、また体験学習を実施しております。そのように地域の持つすばらしさを知り、地域に対する理解を深めることで町に愛着を持つ子供に育ててほしいというふうに願うところであります。

環境教育といたしましては、学校周辺のクリーン作戦の実施や環境問題にかかわる施設としてリサイクルプラザや自然エネルギーを利用した発電施設等の見学を実施しており、身近にある自然や環境の大切さについて学習をしています。また、小学校3、4年生を対象とした社会科副読本での学習、さらには社会教育事業の中でもふるさと教育、環境教育を推進してまいりたいと思っております。

3点目につきましては、文化協会への未加入の団体が社会教育活動を行うときにご連絡やご相談をいただければ活動内容や運営の方法、それから公民館の利用も含めまして必要な支援をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 1点目なのですが、今お話ありましたように会館には必ずというか、憲章が張ってあるとかというのは私も見ましたし、今年初めて成人式に参列させていただいたのですが、その中で読み上げられているということで取り上げられているのは私もわかりました。ですが、日常的な場面で目にしたり、耳にしたりということがこの教育目標にしても森町憲章にしてもなかなかないのかなというふうにして思っています。それで、特に私自身が思っているのは広報の中で取り上げる、そんなにページ使わないと思うのですが、そういうような中で毎回のようにはアピールするとか、または特に気になったのが去年10周年記念行事やりました。そういう中で改めてこの森町の町民として何を目指すのか、どういうまちづくりをしていくのかというあたりをアピールするというか、再確認するというような訴えがあってもよかったのかなという思いがしているのです。そういうような機会を捉えてという教育長からのお話もあったのですが、非常に大きなイベントの中で10周年の式典のしおり見たときに、これだけと率直に思ったのですが、そういうような機会をもう少し積極的にアピールする取り組みというのが必要かなと思っています。

ここでは憲章と教育目標に限って書いたのですが、私はいじめ条例が去年制定されて、それもちよっと気になっているというか、この問題についてももっと町民の皆さんに教育の問題ではこのいじめの問題も考えてもらうということでアピールするというか、広めるという取り組みもあっていいのかなというふうに思っているのです。それこそ教育目標にかかわっては学校で必ず職員室なり、どこかに張ってあると思うのですが、そういうどこか目につくところにあるということが大事かなと思っています。私自身も教師をやっていたのですが、学級目標というのは、ほかの先生方もそうですけれども、一番子供たちが目につくような黒板の上にでかでかと張って、掲示しているというのが常なのです。そういうような形で、日常生活の中でも目に触れられる、そしてまたいろんな行事の中でも時には目にできるという、そういうような取り組みをぜひこれからもご尽力願えればなというふうにして思いました。

2点目なのですが、いろいろ努力されていることはわかりますし、私もその中で支援員の特別にきめ細やかな支援をするという形で果たす役割は、支援員の果たす役割は非常に大きいものがあるだろうなというふうに思っています。ただ、今の支援員の体制であれば特別支援学級の支援が主で、普通学級の中で気になる子というか、支援を要する子供たちにほうまではなかなか手が回らない状況にあるのではないかなというふうな思いがしています。

それと、ふるさと教育や環境教育の部分なのですが、具体的な教育活動というか、教育の計画というのは学校独自にそれぞれ策定されて、推進される部分だと思うのですけれども、教育行政としてやれることというのは、このふるさと教育や環境教育を学校が取り上げられやすいような条件整備というか、環境を整えることが大きな行政としての役割ではないかなというふうにして思っているのです。それで、現実的こういうふるさと学習や環境学習というか、教育を進める上で、今森の中で活用できる施設とすれば資料館だとか図書館だとか郷土館だとかがあるかとは思っているのですけれども、その中にもう少し充実というか、気軽に出かけていって見たり、さわったり、体験できたりというような教育行政としてできる方策、内容というのをぜひ検討していただければと思います。

3点目の社会教育の部分なのですが、特に森の中でさまざまな文化活動とかスポーツ活動とか自主的にされている団体がいろいろあってあれかとは思っているのですけれども、そういうのを自主的にもっと町民の皆さんに広げようという形で郵便局とか信金の掲示板というか、コミュニティ場というか、何かそういうところも借りて掲示している団体もあるのです。そういうような動きというのは、自主的な動きとして私はすごく頑張っているなというふうに思っているのですけれども、行政側としてももう少し文化祭で展示するだけではなくて、もっといろんな形で作品を発表したりとか掲示したり、そしてまたは連携ができるような形での取り組みをしたりとかという方策、計画というのを持つことができないのかなというふうにして考えているのですが、そのあたりについてお聞かせいただければと思います。

○教育長（香田 隆君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

町民憲章、それから教育目標の今後の普及啓発ということですので、町の広報にどうするかというのは私のほうからは答えられませんので、ただうちの町の森の教育という教育広報紙、教対協の会報ですけれども、ありますけれども、そのような中で取り組めることは取り組んでいければというふうに思っております。

それから、私はこの教育行政執行方針に町民憲章に基づき、それから教育目標で示している人づくりということは、1つにはこういう言葉をこの執行方針に載せることによって町の人たちが教育目標を見てみようとかという、そういう願いも含めて実は載せてありました。そういうことでこれが話題になったということは大変ありがたいですし、やっぱりそのようなことをもっと町の方々に伝える手段をこれからも追求していければというふうに思っております。

それから、2番目の支援員の関係なのですが、現在8名の支援員おりまして、特別支援学級に入っている方が3名、それから普通学級と特別支援学級、日常的には普通学級にいて、特別な支援を必要とするお子さんのそばにいて、そしてまた特別支援学級に入っていくとか、そういう方が5名いらっしゃいます。ですから、私たち学校のほうに配置してもらっているのですけれども、一番支援員の方の力を発揮できる場所ということで学校のほうにお願いしてありますので、学校の実情に応じて支援員の方をいろいろお願いし

てもらっているのではないかなというふうに考えております。ただ、その辺については、これからもきちっと話をしていきたいなと思っております。

それと、環境教育、それからふるさと教育の中での行政の役割ということですが、実は以前から総合的な学習ですとかそういう学習の中での地域の指導者の方の謝金は教育で持っております。ですから、今までのいろんな活動を見ますと、例えばある地域で農業者の方に来ていただいて、作物をつくる大変さだとか、それからこんなふうな形で世話をしているのだよというお話をさせていただいたり、それからホタテの養殖はこうやってやるのだよというようなことをいろいろ見せていただく。そういうときの地域の方の講師の謝金ですとか、そういう形での支援は今までもしておりますし、これからも十分していきたいなというふうに思っています。

あと、施設の中身につきましては、いろいろ私たちも検討しているのですが、施設そのものが古いということもありますけれども、何とか展示の方法その他考えながら、子供たちがもっともっと使いやすいような施設のあり方を考えていければというふうに思っています。

それから、特にふるさと教育、鷲ノ木の遺跡の関係で、ぜひ子供たちにもっと森町の縄文文化のすばらしさを知ってほしいということで、出前授業というのを社会教育で用意しています。これは校長会にお話をして、ぜひいろんな形でうちのほうから講師、それから教材全部持っていくので、やらせてほしいと。それで、子供たちに森町のそういういろんなことを勉強してほしいというふうな形でお願いしてあります。いろんな学校から問い合わせ来るのですが、大体1単位45分ですので、その単位の中でできるような内容をつくって、学校のほうにもお話をさせていただいておりますし、これからも必要に応じて社会教育の面でも学校教育にいろいろ支援していければというふうに思っております。

それから、3つ目の団体の自主的な活動ですが、いろいろ展示の方法その他あると思います。先ほどから私申し上げているのは、町の方がこういうことをしたいとか言ってきたときには、私のほうでは決してそれをできませんというふうにはなるべく断らないというのは一つの気持ちといいますか、私たちの社会教育を進める上での基本姿勢にしております。ですから、いろいろご相談いただければ、過去においても例えば町民の方々がつくった作品を公民館で展示したいというお話もありました。それも実際していただいております。ですから、これからもそういうスタンスでおりますので、よろしくお願いしたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 最後に1点だけです。

先ほど10周年の去年の取り組みの話若干したのですが、その中で私自身気になっていたのが町史の問題なのです。やっぱり合併10周年を迎えて、森町の歴史を振り返るみたいなものがあってもよかったのかなというふうにして思っているのですが、こ

の町史の編さんに当たってのこれからの計画、そしてふるさと教育にもこれは全く合致していくものだと思うのですけれども、そのあたりについての計画がありましたらお聞かせください。

○教育長（香田 隆君） 町史の編さんの関係ですけれども、現在のところははっきりやるというふうな計画はまだ私どもは持ってございません。ただ、教育行政執行方針の図書館の部分にも書いてありますけれども、町の資料の収集についてはとにかくやりましょうと。それが将来的な町史の編さんの大きな資料になるというふうに私も考えておりますので、その辺は十分進めていきたいなというふうに思っています。

それと、現在各団体の合併10周年の記念誌がそれぞれの団体でつくられておりますので、ぜひその辺でも資料の収集も含めながら、これからの町史の編集について検討させていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ③、新年度教育行政方針についてを終わります。

以上で議席6番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

2時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、7、①、森町の道の駅について、②、森町公民館について、議席10番、久保友子君の質問を行います。

初めに、①、森町の道の駅についてを行います。

○10番（久保友子君） 通告に従って、2問の質問をさせていただきます。

最初に、森町の道の駅について。全道では117カ所の道の駅がありますが、近年近隣の市町では新築、リニューアルオープンされております。大変華やかで魅力的なものとなっております。そこで、森町の2カ所の道の駅において次のことについてお考えをお尋ねいたします。

1、両施設の老朽化、内外装、電気、冷房設備、売り場面積の工夫。

2、各生産者との連携、販売者だけに任せることでなく、農水産物の流通を確保するため農協、漁業からの協力を得るための町としての姿勢。

3、森町の道の駅の特徴、環境を生かしたイベントの開催。

4、今後の道の駅の行く末の考えをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 久保議員の質問にお答えします。

1点目ですが、道の駅「YOU・遊・もり」は建築後27年、つど〜る・プラザ・さわらは19年が経過しており、老朽化などによる修繕については緊急性などを考慮し、毎年行っ

てきているところです。施設の立地環境による特に夏場の館内温度の上昇については、対応の検討が必要と考えております。また、売り場の状況につきましては、それぞれに限られたスペースの中で効果的なレイアウトとなるよう陳列の工夫を行うほか、道が実施する商品陳列方法の勉強会にも参加していると承知しております。町といたしましては、このような国や道が実施する売り上げ増加につながる勉強会や集客対策並びにリピーターづくりに関するセミナーなどへの参加を促し、訪れる方々が快適に買い物できるような売り場環境づくりを支援してまいります。

2点目につきましては、議員も十分ご存じかと思いますが、道の駅は駐車場やトイレなどの休息機能を初め道路や観光などの情報提供機能、そして観光レクリエーション施設などで地域と交流を図る地域連携機能の3つの基本機能を備えて利用者への安全で快適な道路交通環境を提供することと地域の特産品などを活用した地域振興に寄与するなどの目的を有しております。町内にある2つの道の駅は、農協や漁協による直売会の場所としても敷地内を活用していただいておりますが、売店内で取り扱う特産物は農水産加工品が主であります。

さて、町としての姿勢ですが、2つの道の駅を運営されているそれぞれの組織は、農協、漁協とはいつでも協力できる環境にあると考えておりますことから、町といたしましては連携などに対する自主的な取り組みを支援してまいりたいと考えております。なお、町が有する有益な情報につきましては、これまで同様所属される団体を通じて積極的に提供してまいります。

3点目ですが、「YOU・遊・もり」は、国道5号線における函館からの最初の休息地としてドライバーの方々にとって立ち寄りやすい道の駅です。例年春と夏には森町物産協会主催によりイカめしやホタテカレーパン、薫製など森町の特産品を一堂に会した食のイベントが開催されております。また、つど〜る・プラザ・さわらでは噴火湾の道の幸を存分に楽しめる道の駅であることを生かし、砂原商工会による季節の特産品を集めたさわら青空市を初め、砂原漁協による鮮魚やホタテの直売会も開催されております。さらに、今年で4回目となる環駒ヶ岳広域観光協議会等主催の駒ヶ岳の麓をめぐる一大サイクリングイベント、グレートアース函館大沼ライドでは休息ポイントとして定着しております。これまでも季節に応じたイベントは継続されて開催されておりますし、民間の有志の力により冬期間など活用されていない時期の新しい取り組みも見受けられました。北海道新幹線開業後は、多くの観光客の方が訪れると期待されますので、町民の方々による道の駅の特徴や環境を生かした多様なイベントの開催を今後も支援してまいります。

4点目ですが、町といたしましては、今後も施設の適正な維持管理に努めるとともに、おもてなし力の向上など町全体の底上げと並行して、魅力的な品ぞろえや行きたくなる場所として町内外の皆様方から愛される道の駅となるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（久保友子君） 再質問させていただきます。

町長は、両施設行かれていらっしゃるということをお聞きしましたけれども、まずつど～る・プラザ・さわらのほうのブラインドとか見たことありますでしょうか。森町の道の駅の壁、雨漏りがして壁紙が剥がれております。そういうの見たことありますでしょうか。数年前に先輩議員が同じような質問をされておられると思うのです。私は、すごく期待をいたしました。

そして、親戚が来たときには道の駅にご案内いたします。でも、何か皆さんが不満のような、景色はいいのだと。だけれども、建物って今どきちょっと珍しいねと言われました。

いろいろ職員の方々の働いている方のヒアリングもさせていただきました。観光案内所がないということです、1つ。お客様がおられるときに、お客様の対応をしているときにどこに行きたいとか聞かれるそうです。だから、どうしても両方はできないと。これ要望になるのかもしれませんが、ほかの道の駅でも観光案内所というのは設置されておられるのではないかと思います。町長もあちこち見に行かれていらっしゃることでしょからご存じかと思います。

また、休憩場所です。休憩場所は、前にも話しておりましたけれども、ベンチはたくさんございます。ただ、道の駅の主流というのは、トイレとかいろんな休憩のできる場所だと思います。それから、私もお客様としてはその名物を食べていきたい。その場所で食べて帰りたいと、そういうような思いが強いのです。ほかの道の駅でもそういうふうにしてもらいました。でも、森の町はどうでしょうか。連結している食事のできる場所はないような感じいたします。ただ、2階には食堂がございます。そちらにも行って話を聞いてきました。そしたら、2階に上がったお客様がトイレがないかと聞くそうでございます。それから、どうも階段が急で上れないと。だから、これは財政がどうのということにつながるかと思うのですけれども、私は借金は財産のうちだと思っています。町民の方が納得する支出であれば、私は町長の才覚で違う場所という、本当はあの場所がいいのです。だけれども、公園法とかいろいろなことがあるということで難しいのかもしれませんが。だけれども、一つに方法があると思います。それは、サッカー場を公園の敷地内に加えることができないかと。そして、その分施設を新しく、平家の、広くなくてもいいのです。そういうことをお願いいたします。

それと、農協さんのほうにも私出向かせてもらいました。そしたら、町のほうからお話は時々聞いたりするけれども、町長が話に乗ってくれたら農協さんは大いに出店をさせていただきたいという話も聞いてきましたので、ご検討をお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、施設に対してのもっと町として手を入れたり、そういうことを考えていただけないかというご質問だったと思います。私も現場の方はよく足を運びます。まず、つど～る・プラザ・さわらのほうについて、あそこも以前から夏場には非常に室内の気温が上がる

ということで、何回か手直しをしたり、それから内部のブラインドをつけたりとかいう、そういった手は入れてきているようでございます。根本的に考えなければ、多少の例えばエアコンをつけたりとかということでは恐らく解決できないものです。ですから、あそこについては私も気にはかけておりますけれども、現場サイド、それからあそこを運営されている方々からのそういう細かな要望等がまず一番大前提だと、そのように思っております。

いろんな道の駅、恐らくおっしゃっているのは道の駅ではなくて、直売所のことをおっしゃっていると私は解釈しています。直売所という部分について考えたときに、町が直接やるものではないです。それは、直売所を運営される団体か、もしくは運営しているそういう組織、それが直売所を運営されていくことが一番大事。その運営する中で、町が、自治体は何を応援できるか、どういうことを手かけていけるのかということが町のスタンスです。ですから、最初の答弁の中でも私は直接やるということは一言も申し上げておりません。あくまでも実施主体、例えば「YOU・遊・もり」であればあそこに入られている株式会社物産センターですか、あれは会社です。会社に対して町がいろんな支援をする、建物も古いです、確かに。27年たっていますから。それは、これだけ年数がたつといういろいろなところに手を入れなければならない場面というのは理解できますけれども、最初道の駅としてはたしか建設されておられませんので、いろんな利用をする場面においては無理があるのかなと思います。2階にできたレストランにしても、後からできていますからトイレがない。それは承知の上でやっている中であって、今後それに対する工夫が必要であるなど、そのように思っております。その工夫に対して一体運営されている方はどういう思いなのか、どういう考えでやられているのか。ただ、企業に対して町が手をかすということは正直できないと思います。協同組合ですとかそういう町内のきちんとある程度包含された団体であれば町としてはいろんな協力ができると思います。そういったことをご理解いただきたいなと、そのように思います。

農協さんについても先ほどお話がございました。町から直接そういったお話があれば協力すると。それちょっとおかしいです。農協というのは、新函館農協という一つの会社です。会社に町からやってくださいと正直いくということは大体できません。私どもはできないと思っています。一商店に対して町からこれをやってくださいというのは公平性に欠けると思います。その辺もきちんと踏まえた中で、そしてあそこの将来的な今後の考えというのは、まだまだ不足な部分はあるのかなと、そのように思いますけれども、運営形態ですとか総合的にこれからあそこの道の駅というか、直売所をどういうふうにしていくか、それから町を発展させていくため、それから町のいろんな経済、1次産業を振興するためにどうしていくのかということを根本的に考えて、それとやったときに有効的であることです。先ほどの機械式の冷房ではないですけれども、その辺はきちっとやらないと、とりあえずやってみようとした結果全然効果がない、そういうことであればちょっと問題がありますから、いろんなところを加味しながら、とにかくそういった運営されている方々が

きちんと相談されることがまず第一だと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○10番（久保友子君） いろいろなご意見等ありがとうございます。私も不勉強な部分がございますけれども、道の駅というふうに名前を使うことになったのも私は経緯は森町もそういうふうに了解してくださっていたと思っております。

砂原の道の駅なんかもそうなのですが、事務所のほうを直されるのですでしたか。であれば、夏に暑いときに町長もおいでになったことあるかと思うのですが、物すごく西日が入って蒸し暑いです。おもてなしというのは、私は物を上げるとか買っていただくだけがおもてなしだと思わないです。外から来た、本州から来たお客様がどんなものでもそうです。ひやっとした心地良い気持ちが何よりの一番のおもてなしだと思っております。

そして、新幹線が来るということで、私はもっと前からこういうのに対応してくださっている梶谷町長でないかと思っておりました。ところが、今になって全然乗れないです、新幹線に。私の友人も本州におります。新幹線で函館に行って、森に行きたいと。いいところどこがあるかと言われたら、私いろいろありますと言ったものの胸張ってこれだという答えはできないです。経済的なこと、それから私が質問する内容の不勉強さは、新人で、少し勉強してからもう少しと思ったのですが、この質問は今でしょうと思いましたので、町長にお願いいたしました。

町でできることというのは、私はガイドブックとかパンフレット、そういう配付とかこういうのはどうなのでしょうかなと。あと、看板、5号線、それから高速、お客様が数字挙げなくても減っているのです。売り上げも減っているのです。だから、何かしら見やすい看板の設置とか、それからインターネットの時代だからネットを使える人ならいいです、そういう機械を。でも、使えないお客様もおられます。そういうところでしっかり周知できるような今後を考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時31分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

いろいろと私どもも看板につきましては昨年新しく取りかえました、「YOU・遊・もり」の前の。それから、全国的に全国道の駅という本あります。当然インターネット使えない方もいます。そういう方にはきちんと森の道の駅もそこに載っています。

そして、お客様が減っていると先ほど久保議員おっしゃいました。ですが、私土

日、連休、いろんなところ見えています、現場。物すごくお客さん来ているのです。来ているのですけれども、買い物された方はほとんどいない。なぜか。そこは運営されている方々が考えるべきです。町で口出しするものではないと思います。ただ、町としては、今世の中でこういうものがはやっていますよ、それからこっちでこういった工夫されたものを見ましたよ、いろんな情報は、先ほどの答弁でも申しあげましたけれども、業界の方々には全て提供しておりますので、そういう中からきちんと自分たちはどういうことをしていかなければならないか、そういうことを学んで売り上げにつなげてほしいなと、そのように思います。ほかの同じようなものをこの海岸沿いの道の駅の直売所ではいろんなところでたくさんのが扱われております。お客さんってとても賢いです。あそこ行ったら同じものが安い、こっちのほうがおいしい、そういう中に皆さんから受け入れられる、そういう直売所になってほしいなと私は願っております。そして、これからも2つの道の駅に対しましては、もっともっと地域に知られるように私も行く先々、それから先般JAFとも提供いたしました。JAFの中にもいろんなそういう、全国紙ですから、JAFの毎月発行される。そういう中にも何かの機会のときにそういうドライブの途中にどうぞお寄りくださいというような宣伝もできますので、いろんな努力を重ねながらいきたいと思っています。

運営されている方、それからつど〜る・プラザの室内の改修は、新年度に少し間仕切り古くなったところをやります。こういったこともきちんと組織の中から役場のほうに相談が来て、打ち合わせを重ねながら具体的に取り組んでいることです。トイレの屋根が水漏れしているから、そこに対して何か修理をしてほしいという案件も来ておりますけれども、そういった具体的なことについても本当にそこを直せばいいのか、もう一度確認が必要だなということから先送りしています。そういったことで、先ほど久保議員のご質問にありました「Y・O・U・遊・もり」の壁のひび割れですとか雨漏りしているとか、聞いたことないです。担当課のほうにもそういったお話来ていませんので、できれば気軽にちゃんと相談されて、そして打ち合わせをしていただければ最終的にいい結果が出てくるのかなと、そのように思います。ただし、その中にも先ほど申しあげました個人企業、それから株式会社、そういった時点でひょっとしたら部分的には手をかけられない部分もあるのかもしれませんが。その辺はご理解をいただきたいと思います。今後もこれからの新幹線時代にいろんなたくさんのお客さんが見えますので、それに対応した取り組みというのは町としても支援をしてまいりたいと思いますことを申しあげて、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ①、森町の道の駅についてを終わります。

次に、森町公民館についてを行います。

○10番（久保友子君） 2問目につきまして、森町公民館について。

昭和47年から町民の教養を高め、産業や文化の向上を図る森町公民館が開設されましたが、現在利用されている方々は高齢者の方が大半と思われます。講演、研修会、2階の講

堂が利用されております。行きたいけれども、車椅子だけれども、2階だから足が痛くて行けないという声が聞こえております。今後老朽化している森町公民館をどのようにしていくお考えかお尋ねしたいです。

また、2階に郷土資料室があります。町のお宝が眠っております。鷲ノ木遺跡は、世界遺産の候補から外れてしまいましたが、その知名度は高いものがあります。榎本武揚の歴史、鷲ノ木遺跡の展示物などを一堂に結集する場所を設け、宣伝することができれば町の文化の振興に寄与できると考えています。いかがでしょうか。

○教育長（香田 隆君） 久保議員のご質問にお答えをいたします。

森町公民館におきましては、平成24年度に国の耐震診断及び耐震改修に関する指針に基づき耐震診断を行ったところ、建てかえが必要な施設というふうに診断をされております。その結果を受けまして、総務課、建設課、公民館において施設について打ち合わせを行っております。その中では施設を建てかえる方向で検討をしております。今後は公共施設総合管理計画に組み入れた上で、さらに検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、箱館戦争に関する資料、それから鷲ノ木遺跡の出土品の展示ですけれども、公民館2階の郷土資料室は大変手狭になってきており、今後は公民館1階ロビーの町民ギャラリーでの展示、それから森町遺跡発掘調査事務所にある展示施設とあわせて見ていただくことも考えていきたいというふうに思っています。たくさんの皆様にごらんいただける、そんな工夫をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（久保友子君） 教育長から建てかえのお話も伺いました。ただ、私が思うには、これは何カ所かにというふうに分かれることなく、展示物です、森川とか、遺跡のものとか、それから2階にある資料のものを一括に大体できないと。そうすることでお客様にも周知していただけるし、森町の歴史とか、また私もこれを機会に2階見させていただきましても、大正時代のお医者様、村岡格さんとかという方の使われたものとかも静かに展示されておりました。そういうことも森町のこれからの歴史に加えさせていただいたら幸いと思いますけれども、でき得ればいろんなスピードに乗らせていただく、余り急ぎ過ぎてはいけないと思いますけれども、ぜひご検討をお願いして、振興につなげていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長（香田 隆君） 今のは町の歴史をどのように後世に伝えていくのかというような質問だったというふうに思っております。縄文時代を後世に伝えていくのには、例えば縄文の早期、中期、後期というふうな時代分けがございますけれども、出土してあるものを全て展示するというのではなくて、縄文時代の早期の特徴的なもの、中期の特徴的なものというふうな形で展示していくのが一般的にはされております。ですから、今久保議員がおっしゃられましたいろんな地域のものを全部展示するというのはなかなか難しいし、スペース的にも大変だなというふうに思っておりますので、本当に町の歴史がきちっ

と、例えば大正時代の村岡格のお話がありましたけれども、そういういろんな町の特徴的な歴史をどんな形で展示していけばいいのか、それとそのためにはどのぐらいのスペースが必要なのかということもかなり真剣に考えていかなければならないというふうに思っています。ですから、公民館の建てかえということも先ほど申し上げましたけれども、やっぱりそのような中でどこまで財政的なものとして考えられるのか、その辺も含めまして検討していく必要があるのかなというふうに思っていますので、ぜひそんな形のものをみんな考えていければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、②、森町公民館についてを終わります。

以上で議席10番、久保友子君の質問は終わりました。

次に、8、①、森町の救急医療体制について、②、学校を核とした地方創生について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、①、森町の救急医療体制についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、1問目の森町の救急医療体制についてということで質問させていただきます。

森町国民健康保険病院は、いたわりと思いやりの心を持って病める人が心身ともに癒やされる病院づくりを目指していますとし、消防法により定められた救急隊によって搬送される傷病者の医療を担当する救急病院となっております。しかしながら、場合によっては受け入れを拒否されることがあると聞きましたので、以下森町の救急医療体制について質問させていただきます。

まず、1つ目に、救急病院とは一体何なのかということを確認したいと思います。

2つ目に、森町の救急医療体制の内容はどのようなになっているのか。

3つ目に、受け入れ拒否の実態について記録されているのかどうか。

4つ目に、そしてその内容、年間の件数とか曜日とか時間帯、理由等について当然記載されると思うのですが、についてあればお知らせいただきたいと。

5つ目に、森町の救急医療体制の責任はどこにあるのかということで質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えします。

1点目ですが、救急病院などを定める省令で定められており、①、医師が常時従事していること、②、エックス線装置等救急医療を行うための必要な施設設備を有すること、③として救急医療を要する傷病者のための専用病床、または優先的に使用される病床を有し、④として都道府県知事が認定し、告示したものとなっております。

2点目ですが、国保病院の夜間の体制は、医師1名、看護師3名で病棟も含め対応しております。医師につきましては、常勤の医師が月4回程度、その他の日につきましては非常勤医師をお願いし、対応している状況でございます。時間外救急患者の受け入れ状況で

すが、平成26年度は救急患者数が休日当番を含め1,846人、うち救急車搬入が462人、電話の問い合わせなどによるウオークインが370人となっております。平成27年度は、平成28年1月末ですけれども、救急患者数が休日当番を含め1,332人、うち救急車搬入が343人、電話の問い合わせなどによるウオークインが384人となっており、ウオークインの患者が今年度は救急車搬入患者を上回っております。

3点目ですが、電話での問い合わせや対応などについてその内容を時間外診療記録に記載しております。

4点目ですが、時間外診療記録には記載しておりますが、年間の件数、曜日、時間帯については集計しておりません。理由等につきましては、個々の状況を電話などで聞いた上で医師の最終判断によるものです。

5点目ですが、日本における救急医療体制は、都道府県が作成する医療計画に基づいており、森町から松前までの南渡島医療圏につきましては、北海道医療計画南渡島地域推進方針に基づいております。この方針の森町国民健康保険病院の役割としては、入院や手術を伴わない初期救急医療、入院や手術を要する症例に対する2次救急医療となっており、救急車による搬送患者のみ24時間365日対応となっております。ただし、先ほども説明したとおり、電話などで問い合わせがあり、医師の判断で診療が必要な患者については受け入れております。

さて、救急医療体制の責任につきましては、北海道を含めた行政、各医療機関、各消防機関など多岐にわたることから一概に決められることではないと思いますが、病院事業設置者である私が責任を持って対応しなければならないことだと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） まず、救急医療体制の内容については、当然道のほうのあれの絡みで全部決まっているわけです。

それで、問題にしたいのは、受け入れ拒否の実態なのです。今の話、おっしゃった数字の中はそれは何もおっしゃっていないのだというふうに思っていますけれども、記録的な部分で何が問題かという、その部分が一番問題。病院側のほうの今のデータだと思うのです、受け入れの。ただ、私実は消防署のほうの数字を実際どういうふうになっているのか教えてもらったのですが、その数字を見ますと平成26年で受け入れが不可だったという数字というのが16件あるのだと。そして、27年が35件になっているわけです。この数字で私びっくりしまして、倍以上なのです。それは消防署のほうの。だから、救急医療というのは、当然2つに分かれていまして、搬送の部分は消防署が負っているわけです。それに対して受け入れの医療に関しては病院、森では国保病院が受け入れの対象になっている形になっているわけです。その中で、たまたま私の友人が受け入れ拒否されたという話で、中身は余り言うのもまずいのかなと思ってその部分は触れませんが、私自身も含めて国保病院に搬入されて、初期医療、応急処置をした上で転送されるというのはわかるので

す。ただ、明らかに最初に本人が病院で電話入れて拒否されている。さらに、救急車に乗る時点で救急消防のほうも電話入れて確認して、それで拒否されているわけです。内容の所見というのは、盲腸の疑いがあるという話だったわけです。そういう病状に対しても一切初期治療というか、所見とかそういうの持っているにもかかわらず、そういう受け入れをしないで、いきなり函館のほうに行ってくれみたいな話になってしまうと、当初町民が思っていたイメージと全然違うのではないかなと思うわけです。その話を何人かの議員の人にもしましたけれども、信じられないという話なのです。私も当初その話を聞いたときに、ええと思ったのです。そんなのあり得ないだろうなというふうに思って、ちょっと聞いたりもしていて、実は先ほど言いましたように去年に比べて今年はそれだけの受け入れ拒否があるのだということ、実数が明らかになったわけです。

そんな中で、今町長が病院側のほうでは全然その辺を、公にしたくないのだろうなというふうには、その辺は理由もわかる気がするのですが、先ほどの答弁の中で週の4回は常勤の医師がやっているのだという言い方で、ほかの3日間に関しては非常勤の医者の部分だと思うのです。だから、問題は多分、その当時の担当の医者の名前を聞くと聞いたときない医師の名前を言うので、非常勤の人なのだなというふうに思っています。そういう問題があるということ、それに対して本当に今の森町の国保病院が救急病院として成り立っているのですかということなのです。

さらに、どういう言い方をしているかということ、当初森町の国保病院はどういうキャッチフレーズを言っているかということ、冒頭に言いました。いたわりと思いやりの心を持って病める人が心身ともに癒やされる病院づくりを目指しているわけです。それだけ町民の人は少なくとも万が一夜間であろうが受け入れて、初期の処置をしてもらった上でほかの病院に診れないからと転院されるのならわかるのです。頭からそういう受け入れないという話というのは考えられないと思うわけです。それでなくても先ほど言いました救急指定の2次になっていると言っているわけですから。そういう処置をして、ほかに転院を出すというのが当たり前だと町民は思っている。

さらに、救急医療体制、もう何年もたちますけれども、22年の1月1日から救急医療体制が変わりますよという話、さらに何を書いているかということと重症のときは迷わず救急車を呼んでくださいと書いているわけです。こう書いていながら電話入れると、相談すると受け入れないという話では成り立たないのではないですか。だから、その部分は先ほど町長が最終的に責任を負うのだという話を言っていますけれども、そういう問題ではなくて、病院側の体制がないのと、さらに非常勤の医師に対する指導というか、なっていないのではないかというふうに思ったりもするわけです。というのは、院長の言葉もホームページ上では書いているわけです。何て書いているかということ、地域住民に信頼される病院を目指し、地域に根づいた医療を実践しているというふうにうたっているわけです。実際町民はそう思っているのだけれども、行くとそういう拒否に遭うということになると、ええという話になるのではないですか。万が一これが事故ではなくて時間的に処置がおく

れたために命にかかわることがあつて、訴えられる可能性だつてあるわけです。けさの道新なんかでも八雲病院の訴えられているという、それは医療ミスの問題があるのでしょうか、そういう形の問題が起きかねない。そういう場合は、町長が責任というよりも町民の税金で賠償していかなければならない問題になってくるわけです。そうなる前にその辺を何とかしていかなければならないのではないかなと思うのですが、その辺を含めて、それぞれの今の病院の体制について今後どうするかも含めて答弁していただきたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

今現在の病院の診療体制、私も十分だとは思ってございません。それは常々皆さん方にもおっしゃっているように、いつも常勤医の確保と、それから医療従事者の確保にいろんな施設を回りながらお願いしているということは伝えてあるはずです。

それと、今松田議員からのご質問の夜間の救急医療、そしてウオークインに対する、ちょっと言葉の使い方が悪いです。これは拒否ということではないです。最初の答弁でも申し上げたように、きちんと電話の中で今どういう症状なのか、そして電話の患者さんが例えばどういう薬を飲んだのかというのはあくまでも医師が確認して、これであれば一時的に森の町立病院に来ないで、真つすぐ早くその内容の処置をできる病院に走ったほうがいいな、そういう判断のもとであれば恐らく森町の国保病院に来ないで、真つすぐ函館の処置できる病院に早く行かれたほうがいいですよということで恐らくお断りしていることだと思います。私たち素人です。医者ではないです。最終的にどうしたらいいかというのは、判断医者に任せるしかありません。ですから、そういう医者の確保、それから医療体制の充実をすることがまず私の責任だと、そのように思っています。

そういう中で先ほども数字を挙げさせていただきましたけれども、ウオークインで命を救ってもらったり、痛みをとめてもらったり、そして救急車で運ばれて命救われている人たくさんいます。もちろん日中であればドクターヘリで重症が免れて回復している方々もたくさんいるのです。それ全て含めてのことですけれども、私まだまだ十分だとは思っておりませんが、あくまでも医者が判断して、そして例えば一時的に森町国保病院に搬入されたときに、当然簡単に痛みをとめてあげて走らせたりだとか、1次治療をする前に間違いなく検査します。その検査は体制ができていなければできません。そしてまた、検査するために時間がかかる。それと、夜間の宿直のドクターも内科医もいれば外科医もいます。本人が診れない、そういった場合には恐らく早目に函館、もしくは救急患者を受け入れてくれる施設に行ったほうがいいですよという、そういった判断になろうかなと、そのように思います。そういう話が恐らく議員のところに行ったのだと、そのように私は解釈しております。

最終的にはまだまだ私も先ほどから申し上げているように森町国保病院が十分な機能の状態だとは、そのように思っておりません。今後町の方々にまだまだ安心してかかっただけ、万が一のときにもなるべくお断りしないで受け入れすることができる病院を目

指しながら頑張っていきたいと思いますことを申し上げて、再答弁いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） 十分な医療体制になっていないというのは理解できるのです。医者不足で苦勞しているのはわかっています。

だけれども、まずここで1つ問題なのは、先ほど言いましたよね、救急医療というのは2つに分かれていると。消防の部分と、患者を搬送する部分と受け入れる、治療する部分と分かれていると言いましたよね。問題は、ここの病院が受け入れれないということは、消防署にしわ寄せが行くということなのです。その部分を全然考慮していない。今日の午前中にも消防職員の不祥事の問題で質問もありましたけれども、そういうような過酷な状況に置かれているというのが消防署でもあるのだと私思うわけです。だから、その辺をもう少し考えるべきだと思うのだけれども、それで平成19年の厚生労働省医政局指導課長通知というのが「疾病又は事業ごとの医療体制について」ということの通知がなされているのですが、その中に何が書いているかという、何点か今回のことに関係あることが書いているのですが、先ほど町長も言いましたけれども、24時間365日救急搬送の受け入れに応じることです、まず1点目は。さらに、疾病者の状態に応じた適切な救急医療を提供することだというわけです。さらに、その後、対応困難な救急患者については必要な救命処置を行った後速やかに救命救急医療を担う医療機関等へ照会、連携しなさいということなのです。通知で出しているわけです。それをここの森の場合はやっていないというふうに思わざるを得ない。さらに、そのしわ寄せというのは、先ほど言いましたけれども、消防署の救急隊員の救急救命士のほうにしわ寄せ行っているわけです。それで函館にした場合の空白の時間、何かあったら対応できなくなるわけですから。だから、その辺を考えるべきなのではないかと思いますけれども。

この辺のそういう受け入れない場合もあり得るのだという話を町民に知らせたほうがいいのではないかなという気がします。だって、大方の人がそう思っているわけです。私自身もそう思っていた。必ず何らかの救命処置を行った後、ほかに転院させるものだというふうに思っていたわけです。それは多くの町民がそう思っている。少なくともこういうチラシをまいて、これは平成22年のチラシですけれども、そういうことまで考えざるを得ないのではないですか。それに対して、そう思っているからこそ町民が怒るわけではないですか、そういう場面に当たると。そんなのあり得ないと、私もそういうふうに思っていました。だから、それは何かというと、医療する側と受ける側の求める医療が、町民が求めるものとの差があるわけです、ギャップが。それをどうやって埋めるのですか。それとも、今の救急医療体制自体を正規の本来あるべき姿に戻す努力をしていかざるを得ない。当然それをやらしてもらえないわけです。それが告知、そういう場合もありますからということをお話しておかないと、町民との意識のギャップが出てくるわけです。

そして、そのギャップの中でもう一つ大きな問題があるというのは、非常勤の医師がや

るわけです。それ日当幾らなのですか。それを聞くと多分町民の方は怒るのではないかと
いう気がします。最後にその部分をはっきりさせて、幾ら日当払っているのか聞いて、最
後の質問といたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時03分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

議員何か勘違いされているのではないのでしょうか。わざわざ病院は全くそういうような
受け入れできないのだよとか、そういう知らせる病院なんてどこにありますか。まれにと
いうか、医師の判断で受け入れできないときはあります。それから、入院患者もおります
から、入院患者の緊急的な措置をやっているときに受け入れできない場合もあります。そ
ういったいろんな要因をちゃんと確認してから質問してください。おかしいではないです
か。それで、恐らくうわさだとか誰かから聞いた、それだけをもとにいろんな話を他人に
するというのは大変恐ろしいことです。

以前に議員さん方も病院の視察研修ということでたくさんの先進的な病院を視察された
と思います。そのときはよくなっているのです。よくなる前どういうふうになっていた。
たくさんの病院の中では、もうどうしようもない、売りに出されていた病院も中にはあっ
たはずです。それから、町民の方々がコンビニ受診されて、医者が見放した。誰も医者が
いなくなって、最終的に診療所に落ちた病院があったでしょう。その中でたまたまタイミ
ングがよく自治医科大学に拾われた、そういったところもあります。そういったことから、
やはり町民に選ばれた方々が地元のきちんとした内容を掌握した上でお話しされていただ
かないと、そういった以前崩壊された病院のような、そういうことになったときに、そこ
まで私は責任とれません。やっぱりみんなそこをちゃんと理解してご質問ください。反問
権は与えられていませんけれども、一時渡島のそういうところで病院がなくなったらここ
で暮らすことができないという、そういう問題もありましたでしょう。それ以上にあなた
自身の質問が飛躍し過ぎていると私は思います。

ただ、今後につきましてもいろんな点でそういった充実をさせていきたいと思えますけ
れども、もう一方でいろんな先ほど同僚議員の質問にもありました健診、受診をされて、
なるべく救急搬送、それからそういうことにならないような、そういう取り組みも必要か
な、そのように思っております。

そしてまた、消防職員、非常に過酷な現状に置かれながら、救急医療で例えば1組が函
館走ってしまうと残りがもっと大変だと思っていますけれども、職員はそんな安っぽい使
命で仕事していません。町民の生命、財産を守るために一生懸命頑張っております。その

辺は認めてあげていただきたいなと。そういうところで先ほどの職員もその一人です。その辺をご理解ください。

最後に、医師の当直の日当ですけれども、1日5万円から7万円でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） それでは、①、森町の救急医療体制についてを終わります。

次に、②、学校を核とした地方創生についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、次の質問をさせていただきます。

学校を核とした地方創生についてということで質問させていただきます。近年学校を核とした地方創生という事例が散見されるようになってきました。森町においては、雇用支援、交流人口の増大、結婚、出産、子育て、安全、安心な暮らしに関する4つの基本目標を実現させるまち・ひと・しごと創生総合戦略がこの2月に作成されました。しかし、交流人口の増大の項目で、交流人口の捉え方が森町を訪れる滞在時間がごくわずかではない物販、イベント、観光などに重点を置いたものになっています。一方、森町を訪れる目的が通学という場合は3年間という長期間にわたることに着目するならば、1999年4月に総合学科に転換し、平成27年度の生徒数が293人、うち町外から18%ですが、52名の方がいらっしゃいます。そして、さらに教職員が38名となっている道立の森高等学校そのものが交流人口の増大に大きく寄与していることに気がつくべきなのだと、私はそう思います。そこで、質問させていただきます。

総合戦略の中の交流人口に通学という捉え方を取り入れ、町外からの通学の増大を図る考えはないか。その施策は何が考えられるか。

2つ目に、森町で学校を核とした地方創生の事業を展開すべきだと考えるが、いかがでしょうか。

3つ目に、総合戦略における教育委員会の役割と事業は一体何なのか。

4つ目に、森高等学校への入学者増、1学年3間口維持のためのさらなる支援措置は何が考えられるのか。

5つ目に、特に入学者が多い鹿部町からの無料通学バスの運行が必要であるという指摘があるが、それについての考えを伺いたい。

最後に、また町外からの就学者の経済的効果を検証してみたいかということでお聞きしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えします。

1点目、2点目、6点目につきましては私から答弁させていただき、残りの部分につきましては教育長より答弁させていただきます。その中で続けてよろしいですか、1、2、6一緒に私が答弁させていただいて。わかりました。ありがとうございます。

それでは、1点目ですが、町外からの通学の増大を図る施策については、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会の中で具体的な議論とならなかったことから、事前の登録に至りませんでした。単に通学手段の支援による交流人口の増大について総合戦

略に盛り込む考えはありませんが、地域と連携した特色ある教育活動を支援することにより町内外から森高校に通学する学生を集めることは施策の一つとして考えられます。今後策定推進委員会において総合戦略の改定を進める中で、森高校との連携事業について議論がなされた際には効果的な施策について検討してまいりたいと考えております。

2点目ですが、学校を核とした地方創生の取り組みについては、町全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化が図られることから、地域への愛着を育む事業など全国的にさまざまな取り組みがなされているところであります。町としましては、引き続き森高等学校振興会を通じて、森高校が取り組む事業に対する支援を継続してまいります。また、新たな事業展開につきましては、今後先進事例を参考にしながら検討を進めてまいりたいと思っております。

6点目ですが、森高校に通う学生が森町にもたらす効果は、町外からの就学者の経済的効果に限らないと認識しております。町に高校があることで在学中の3年間を森町で過ごすこととなり、若年層の人口推移や町のにぎわいの創出に貢献します。また、森町で高等教育を受けることができることの意義や多感な時期を森町で過ごすことで抱く地域に対する愛着や誇りといった定量的な評価が難しい効果もあります。そのことを踏まえ、効果の検証につきましては経済的な指標に限らず総合的な観点から効果を測定することで、より有益な活用が可能となるよう実施について検討してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○教育長（香田 隆君） 松田議員のご質問にお答えをいたします。

3点目のご質問ですが、教育委員会の役割といたしましては、地域社会を担うことのできる個性豊かで有能な人材の育成が求められているというふうに考えております。そのためには子供たちが安心して教育を受けることができ、また保護者が安心して通学させることのできる環境をつくること、そして生涯学習社会の中で学んだことを生かしていけることが大切であるというふうに考えております。

事業といたしましては、総合戦略にもありますように、結婚、出産、子育ての希望をかなえるための支援を充実させようとすることから、平成28年度におきましては幼稚園の保護者からの要望などから預かり保育の延長を実施し、さらには小学生の修学旅行費を助成しようと考えております。今後も子育てをしている保護者のニーズを踏まえた支援のあり方について町部局と協議を進めていきたいというふうに考えております。

4点目のご質問ですが、平成26年度では森、砂原両中学校卒業生136名に対し、森高校進学者は65名となっております。これは全体の48%になります。また、鹿部中学校においては、卒業生39名に対し森高校進学者6名で15%となっております。これから入学者の増加を目指すためには、中学生が進学を希望する魅力のある高校づくりをどのように進めていくのかを森高校と協議した中で、町として支援できるものを考えてまいりたいというふうに考えております。その場合は、森高等学校振興会で検討することが大変重要であるというふうに考えております。

5 点目のご質問ですけれども、現在森高校には293名の生徒が在籍しております。内訳は、町内の通学者が241名、鹿部町が32名、七飯町が14名、八雲町4名、その他が2名となっております。鹿部町からの無料通学バス運行の要望については、森高校に確認いたしましたところ保護者からの要望は示されていないということでありました。これらのことから、今のところ無料バスの運行は考えておりません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） まず、交流人口の問題なのですが、実はこの出したやつが一番下に交流人口って一体何なのだという話で記入しておきましたけれども、どういうわけか総合戦略における交流人口というのは、最初に述べたように観光とかイベント、物販に絞られるわけです。交流人口の中に通勤、通学の部分も全部そういうのが含まれるのだという認識も私自身もそこまでは余り認識していなかったわけですが、たまたまそういう鹿部、森高校のバス運行の問題があったときにいろいろ調べていて、なるほどなと思って、いかにこの森の町に森高等学校が道立なのだけれども、当初は私自身も道立だから関係ないという認識持っていました。何で道立なのに、町営でもないのに援助とかする必要があるのというふうに率直な意見というか、感想を持っていたわけです。だけれども、森高校の今の300人の生徒3年間いるということの、町長は先ほど経済効果は調べないという言い方していますけれども、それは別にいいのですが、買い物ですよね。それとか森高校に通うということは、町外の森以外から来る子供たちというのは、それだけ森の町に愛着を持つということなのだと思います。それをどうやって大事にしていって、将来的に卒業してから森の町に就職なり、そういうふうな人材にもなり得るわけです。そういうものに目がいかなかった。

さらに、今の森高校の、たまたま今日入試やっていますけれども、80名の3間口をどうしても維持したいという考えがあるみたいで、それについても本当に維持していけるのかということを実は調べてみたわけです。向こう15年間の推移がわかるわけです、生まれているわけですから。鹿部町も含めて、森の町も含めて。それがどうもその数字を見ると、私が推計を出してみたのですが、その中では15年後には明らかに50人程度しか入学者がいなくなるだろうなと思っています。それは森の町民に生まれている子供たちの中です。その可能性があるわけです。とすれば、高校はなくなってしまうとは思いますが、15年後にも。ただ、間口がそれだけ減って、1学年50名、今の人数からいうと半分に減る。150名に減るということなのです。その減少する部分の影響というのは、相当なものだろうなと。さらに、高校の校長と話をしたときに、森の高校というのは特殊で、アルバイトしている子供が多いというわけです。森の場合は、漁業においてはホタテのミミヅリとか、畑ではカボチャとかいろんな部分がある時期、時期によってアルバイトがたくさんあります。その需要というか、労働力として当てにされているということなのです。とすれば、150名減るわけです。産業が15年後森の町が今の漁業なり、農業なりが続いているという前提に立

っていますけれども、その影響は甚大だろうなと。とすれば、そのときになったときではもう遅い。今からどれだけ、人口はそれだけしかなくなるというのはもうはっきりしているわけですから。とすれば、ほかからどうやって人を引っ張ってこれるのかということなのです。それが森高校の場合は持ってこれるわけですが、ほかから。だから、先ほど教育長もおっしゃっているように、学校の魅力をどうやってつくるのかということなのだと思います。それは、当然高校本来のどうするかというのに任せざるを得ないのですが、先ほど高校の振興会でしたっけ、で話をしていくという話ししていますけれども、私は町としてののかかわり方としてはそれではなくて、むしろ教対協の中に、教対協はどうせ小学校、中学校しか対象にしていないのですよね。その中に組み入れた中で、その辺規則的にちょっと問題があるのかもしれないのだけれども、その辺のことを検討できないのだろうか。その中で森の町と高校との教育上のいろんなつながりというのが持ってこれるわけですよ、その中に入っていただけならば。だから、そのことも含めてどうなのかなというふうにまずその辺聞きたいのですが、とにかく早目早目の手を打たなければ間に合わなくなるということで、その辺を再度。総合戦略に組み込む、先ほど町長の答弁の中ではそれを考慮しなければならないという言い方したと思っているのですが、とすればどういう形で、今後検証していくわけですよ、総合戦略の。だから、その中でどういう形で組み入れることが可能なかをちょっとお話をさせていただければいいのかなと思います。その2点だけ再質問ということでお願いします。

○副町長（片野 滋君） 私から答弁させていただきたいと思います。

総合戦略の中で先ほど町長からいろいろご答弁させていただきましたけれども、先ほど松田議員がおっしゃいましたとおり、随分そこまでいろいろ考えているのだなと私も大変感心しております。子供たちのアルバイトという状況まで出てきましたけれども、でもそこは私できれば今の森高校の問題は産業部分から捉えるよりも、やはり教育の観点から町はしっかりと考えていく。それを今の総合戦略の中にどのように反映させるかという方向からきちっと考えていったほうがよろしいのかと思います。

それから、教育長もこの後答弁されると思いますけれども、教対協の話もございましたけれども、やはり教対協というのは義務教育にかかわる部分で、小学校、中学校の子供たちの教育をどのようにするかという観点から進めておると理解しておりますので、道立高校であるという立場の森高校に対する支援というのは、振興会という一つの組織の中でこれまで行ってきておりますので、私は考えるのであればここから考えてあげたいなと思います。教育長からも魅力のある学校づくりという答弁もございました。私は本当にそのとおりであって、それが可能なのが今の森高校だと私はむしろそう思うのです、総合学科であるという。ここの魅力をどうやって出していくか。そして、今子供たちが求めている勉強したいのだ、これを勉強したいという部分をきちっと学校の中でも捉え、そしてまた振興会の中でもそれをどう支援していくかということのをこれから本当にきっちりと話を進めた中で今後の対応というもの、それをできたものを町のほうの総合戦略の中にも生かして

いければと、私はこのように考えております。

以上でございます。

○教育長（香田 隆君） それでは、私のほうからも、ちょっと重複する部分もあると思いますが、ご答弁をさせていただきます。

まず、基本的には私も松田議員さんと同じように森高校の魅力をいかに上げるかということが最終的な森高校の価値を高めていく、そういう形になるものだろうというふうに思っていますし、先般森高校の入学式に行きましたら森高校の関係の方々がいらっしゃって、教員の方ではないのですけれども、町の方ですけれども、やっぱり森高校に生徒を集めるにはもっともっと学校のあり方をみんなで考えなければだめだなというお話をその方もされていました。ですから、私はそのときもぜひ振興会の中でみんなで議論していきましょうというお話はさせていただきましたけれども、それを今この時期にやっていかないと、松田議員は森高校は残るのだろうというふうにお話ししていましたけれども、僕は逆にそれを本当にやっていかないと森高校は将来どうなるのかなという心配をしています。ですから、本当に町のために森高校が残るその意義、価値、そういうものをもう一回考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

それと、もう一点、教対協との関係ですけれども、先ほど副町長もおっしゃってくれましたけれども、今のところ義務教育ということでやっていますので、今の組織に道立高校の先生たちに入ってくださいということはなかなか私たちのほうから言いづらい部分があります。ただ、1つ、さっきの特別支援の関係も含めてなのですけれども、幼稚園、小学校、中学校、そして今実は高校ともそういう連携がとれつつある一つの教育の流れがあるものですから、何かその辺を一つの手がかりにしながら、森高校の先生たちと義務教育の先生たちともいろんな話をしながら、その連携をつけていけばいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々。

○14番（松田兼宗君） 最後に1点だけ、この数字の押さえ方なのですが、この前出した人口ビジョンでしたっけ、その中でも押さええているところなのですが、これだけ確認しておいてほしいことがあるのです。27年度の数字を使っていないのです、実は。それは、人口減少の問題、それは見るとはっきりわかるのですが、27年度の森高の入学者、さらに鹿部からの森高の入学者が極端に減っています。さらに、27年度の子供の数ががたっと減っているわけです。がたつというか、森高に来る人が。森の生徒がです。それはどこに行っているかと、全部函館に行ってしまうわけです。それは、鹿部にも行って、鹿部の教育委員会の課長とも話をしたときも言っているのですが、森に向いていないという言い方します、鹿部の町民自体が。それは鹿部だけではなく、実は森の子供たちもそうなのです。だから、先ほど教育長がおっしゃっているように、高校自体の魅力をどう高めるのか。そうやって函館に流れる一番の理由というのは進学だと思うわけです、やっぱり。実際今

サテライトなり、そういう塾の代ゼミでしたっけ、その辺のサテライトをやっています。もっと今の中学生、入学するだろう中学生にそのことを宣伝することによって、森高に入っても進学ちゃんとできるのだということをPRしていくことが大事なのかなと。そして、お願いというか、先ほど言いましたように27年度、最新のデータを見てください。明らかに出生数から何からがたっと落ちます。それが将来的に15年後どうなるかなのです。だから、そのお願いというか、その辺は数字は見えていないと思うのですが、その辺を考えた場合にますます森高校に対する支援というのが大事なのだと思うので、最後に町長にその辺、支援していかなければと言っているのだけれども、再度その辺答弁していただければと思います。

○町長（梶谷恵造君） 最後に私からのということでお答えいたします。

副町長も森高振興会の会長として、いろいろと手だてを尽くしながら今取り組んでおります。教育長も言っているように、高校の魅力を上げることが大事で、それについては道立高校であっても町としては支援をしていく考えでございます。もちろんこれからも子供が少子化になってくると当然高校の存続そのものも危ぶまれる時期も危惧されるところでございますので、町のまた義務教育の延長としても、それからいろんな経済効果のプラスになる部分としても考えていきたい、そのように思っております。これからも振興会を通じながら、今後の生徒のニーズ、そういったものも当然踏まえなければ、ピントのずれた施策をしても恐らく増えることというのはないと思いますので、その辺から含めていろいろと手だてを尽くしていきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ②、学校を核とした地方創生についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時34分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月4日午前10時開会とします。

延会 午後 3時34分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成28年3月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成28年第1回森町議会3月会議会議録（第4日目）

平成28年3月4日（金曜日）

開議 午前10時00分

延会 午前11時05分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第21号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 森町総合開発振興計画の策定に関する条例制定について
議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれいの森）
議案第26号 平成28年度森町一般会計予算
議案第27号 平成28年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第28号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号 平成28年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第30号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第31号 平成28年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第32号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第33号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第34号 平成28年度森町水道事業会計予算
議案第35号 平成28年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 児童虐待防止策の抜本強化を求める意見書
- 6 意見書案第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書
- 7 意見書案第3号 「医療・介護総合法」を見直し、誰もが安心して介護が受けられる財政・制度改革を求める意見書
- 8 意見書案第5号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書
- 9 意見書案第6号 消費税10%増税（平成29年4月）中止を求める意見書
- 10 議員派遣の件について

1 1 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長	16番	野村洋君	副議長	1番	三浦浩三君
	2番	菊地康博君		3番	加藤進君
	4番	黒田勝幸君		5番	山田誠君
	6番	檀上美緒子君		7番	河野文彦君
	8番	佐々木修君		9番	小杉久美子君
	10番	久保友子君		11番	木村俊広君
	12番	西村豊君		13番	堀合哲哉君
	14番	松田兼宗君		15番	宮本秀逸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷恵造君
副町長	片野滋君
会計管理者兼 出納室長	釣隆吉君
監査委員	池田勝元君
総務課長	木村浩二君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安藤仁君
防災交通課長	小田桐克幸君
契約管理課長	小井田徹君
企画振興課長	長瀬賢一君
税務課長	伊藤昇君
収納管理課長	澤田勝則君
保健福祉課長	山田仁君
保健福祉課参事	住吉英勝君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金丸由起子君
住民生活課長	佐々木陽市郎君
環境課長補佐	松田康生君
農林課長	宮崎涉君
農業委員会事務局長	鈴木修一君
水産課長	黒川安明君
水産課参事	岩瀬英一君

商工労働観光課長	菊 池 一 夫 君
商工労働観光課参事	横 山 崇 裕 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	木 村 哲 二 君
地域振興課長	落 合 浩 昭 君
町民サービス課長	坂 井 定 幸 君
保健対策課長	若 狭 壽 美 君
教 育 長	香 田 隆 君
学校教育課長	武 井 肇 君
社会教育課長	
兼 公 民 館 長	宮 崎 弘 光 君
兼 図 書 館 長	
生涯学習課長	中 島 将 尊 君
生涯学習課参事	若 松 幸 弘 君
体 育 課 長 兼	
体 育 館 長 兼	金 丸 孝 也 君
青少年会館長	
給食センター長	金 丸 義 樹 君
さくらの園・園長	柏 渕 茂 君
病 院 事 務 長	坂 田 明 仁 君
上下水道課長	石 島 則 幸 君
消 防 長	山 田 春 一 君
消 防 署 長	山 下 英 一 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 司 志 君
議 事 係 長	村 本 政 君
庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第21号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第22号 森町総合開発振興計画の策定に関する条例制定について
 - 議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
 - 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
 - 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれいの森）

- 議案第 26 号 平成 28 年度森町一般会計予算
- 議案第 27 号 平成 28 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 28 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 28 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 28 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 28 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 34 号 平成 28 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 35 号 平成 28 年度森町公共下水道事業会計予算

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席10番、久保友子君、議席11番、木村俊広君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

8、①、まちづくりに高校生等の活躍を、②、生徒の不登校問題について、議席15番、宮本秀逸君の質問を行います。

初めに、①、まちづくりに高校生等の活躍をを行います。

○15番（宮本秀逸君） おはようございます。2人一般質問残りましたので、わざわざこういう会合をつくっていただきました。大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。まず最初に、まちづくりに高校生等の活躍を。地方創生が叫ばれる中、全国的にもさまざまな工夫をして取り組んでおります。最近特に注目されているのが地元高校生の取り組みです。その地域の地理的条件や歴史を学んでの観光や地元産物、農産、海産、加工品等を使った新しい食品づくり等々、地元の人とのつながりを通して移住、定住を促進している事例が多くあります。未来を担うのは若い世代です。中学生、高校生等にまちづくりの主役になってもらう絶好の機会が今だと考えます。18歳以上が選挙権を持つ時代です。10代、20代、そして子育て世代がさらに活躍できる環境づくりが大切です。戦略会議のメンバーにも登用することも大事なことだと思ひます。町長の考えを伺ひます。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の質問にお答えします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定においては、町も含め、産官学金労言、女性、高齢者、若者などあらゆる人の協力、参画を促すこととされており、これからの森町を担う若者の意見を町の施策に反映していくことが今後意欲と能力のある若者を地域に定着させ、活躍できる環境を実現するために重要であると受けとめております。森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の際には、森高校全生徒と19歳から45歳の町内在住者を対象にアンケート調査を行い、若者一人一人から率直な意見を広く集めた結果、高校生に対し就職先のPRを行う事業や若い世代の交流活性化を目的としたイベント開催の施策を盛り込むことができました。総合戦略は、PDCAサイクルを回すことで改善を重ねていくものとしていることから、今後若い世代の意見をより直接的、効果的に反映させるための仕組みの一つとして、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会のメンバーとして参画することの有効性についても検討したいと考えております。また、今後も各学校が主体的に実施する魅力的な学校づくりに係る取り組みに対し、可能な限り支援してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（宮本秀逸君） 今後積極的に取り入れていきたいというお話をいただきました。大変ありがとうございます。

ちょっと事例を紹介したいと思いますが、私は非常にアナログな人間でございまして、今回の一般質問でも手書きのやつというのは私一人だけなのです。びっくりしましたけれども、ということで情報を得るのが新聞、それからテレビ、それから雑誌等々が私の情報源となってくるわけでございますけれども、つい先日紹介されておった中にこういうことがございました。余市にある北星余市高校、あそこが今存続の危機に立っているというようなことで、学校としては何とかして残したいというようなことらしいのです。近く、何年後か、3年後だかにあそこを廃止したいというような方向が打ち出されたそうなのですが、それを何とか食い止めたいというようなことで、校長先生が在校生に依頼して、在校生が生徒集めをやるというお話をテレビでやっておりました。ああ、すごいことだなと思ったのです。森高校も、きのうからの話で間口減が言われておったのですけれども、そういった中で町が支援する、あるいは地域で支援するというのは当たり前の話なのでしょうけれども、高校生自身がその存続にかかわっていくという、いわば主体者となっていくお話だったのです。すごく感銘を受けましたし、真剣にその先頭に立っている人が、あそこは不登校の人たちが来る学校でございますから、その先頭に立っているのが大阪出身の3年生だったのです。そして、地元大阪に帰って、北星はこういう学校なのだというようなことを高校生独自の発信力、要はバンドとかやりますよね、ああいったことを通して一生懸命訴えている姿が印象的で、今後期待されるみたいな、そういう番組でございました。それが1つございました。

それから、まちおこしの場面で、島根県に隠岐の島がございます。あそこに海士町というところがございますけれども、非常に最近有名になってまいりました。都会からの移住者が増えているというようなことがございまして、大変取り上げられる回数が多くなったように思うのですが、その高校生の活躍も紹介しておったのです。そこで、やはり高校生が主役となった、実際の動きの主役となった活動をやっておったのです。それはどういうことかといいますと、自分の地域をよそにアピールするのは特別いいことを発信するのではなくて、生活のあり方そのもの、それから地域の歴史、それから伝統、そういったものを生の声をとにかく届けようという、そういった活動でございました。それが功を奏して、高校生が隠岐の島にも行きたいみたいな空気までつくり上げてきたという番組だったのです。恐らくごらんになった方もいらっしゃると思いますけれども、それが1つございました。それから、同時に中学生もやはり活躍をされているのです。地元のいろんな課題に対して自分たちで取り組んでいこうみたいな空気が出てくる。そこには町の支援があり、当然住民の方々の応援というか、理解というか、それが同時進行で行われている状況も伝えておりました。きのう子ども議会の話を町長なされましたけれども、ああいったことが具体的にされているというお話であったのです。

そして、何よりもそのキャッチフレーズ、それがいろんなありのままの姿を伝えていくということが宝探しだというようなことで、海士の宝探しというキャッチフレーズで実はやっておったのです。なるほど地元に着した活動やっているなというのが本当に読み取れるような、そんな内容であったのです。もう一つその中で注目されたのは、よく働く場所がないからなかなか地方に人が住んでくれないと、帰ってきてくれないということを私たち言うわけでございますけれども、仕事がないから帰れないから一転しまして、仕事をつくりに帰りたいという高校生だったのです。

ピンチはチャンスというようなことがよく言われますけれども、私たちもそこにこれから注目していかなければならぬと思うのです。私自身もそう思います。農業やっけて、今農業離れが進んでいる場面も、後継者等の問題でそれもあるわけでございますけれども、見方を変えますと、そこに新規参入するチャンスなのです。やっぱりピンチはチャンスというような、本当にそうだなというふうに最近考えるようになったのです。特に、ゆうべ一晩考えていましたら、そういうことを余計考えました。確かに私たちはいろんな言葉をこうやって発してやるわけですが、自分が果たしてその気になっているのかなということを私はいろいろ自問自答しまして、そこら辺が本当にこれから注目すべき点だと、こんなふうに実は考えたのです。

最初の質問にも書きましたけれども、18歳以上の方が今度選挙やるわけでございます。7月の参議院選挙からその予定になっておりますけれども、高校生を今までは育ててやらなければならぬという考えが私自身は強かったわけでございますけれども、それから考えを変えて、主役になってもらうということも必要ではないかと今度思うのです。恐らく口で言うほどたやすくもないでしょうけれども、あえて周りでそういう気持ちになっていか

ないと、当人たちはなかなかないというふうに思うのです。ですから、今後取り組みを進めていくと先ほど町長おっしゃいましたけれども、ぜひそこら辺は力を入れてやっていただきたいなど、こんなふうに思います。

それから、そのほかにも、テレビの話ばかりやって申しわけないのですけれども、気仙沼の取り組みだとか、それからきのうはたまたまBSでやっておりましたけれども、仙台女子プロレスの話、ごらんになった方いらっしゃいますか、地元で女子プロレスが頑張っていて地域おこしやっているという、そんな話だったのですけれども、地元にいる人たちが地元のために頑張るという気になりますと、とんでもない力を発揮するというのが幾つかの事例を通しましても出てくると思うのです。いつも町長が言われておる新エネルギーにつきましても、いわば最大のチャンスだと、私もそれはそう思うのです。ですから、生かそうと思えば生かせる道というか、生かせる材料というのが山ほどあるわけでございますから、ぜひそれをもっともっと積極的に主役という立場でやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

大変いろんなところの詳しい情報をありがたいなど、そのように思っておりますし、また宮本議員の若い世代に期待されるという、そういう再質問であって、何とか主役ということなのですけれども、まず今現在中学生はまだそんなに私活躍存じておりませんけれども、高校生に対しましては、もりまち桜まつりの時分には観光ボランティアガイドの会のお手伝いをしたり、それからもりっこまつり、それから文化祭においては食堂などにおいていろいろお手伝いをしながら体験、経験を重ねている、そういったところは私も掌握、連絡を受けたりもしております。そしてまた、昨日森高校の卒業式があったのですけれども、森高校毎年放送部がNHK杯の全国高校放送コンテストに出場しておって、大変いつも優秀な成績、過去には全国大会にも出場しております。そういったところで、これは地元のオニウシ公園の中でビデオ撮影をされたプロモーションが一度全国大会のほうに出場した経緯もございます。

そういったことで、どんどん若い世代育ってきています。そういった関係からも、もう一点は、昨日にも一般質問の中で話題になりました魅力ある高校づくりにもこれつながって来ると思います。そういったことから、自発的な高校生のそういう活躍、これからもやりたいと思うこと、そういったことは町としても高校振興会を通じながら支援していくということで思っております。そして、いろいろと主役になるような、そういう部分につきましても私も学校長と意見交換などしながら伝えているところもございまして、今後そういった新しい分野に対しても森高校生、それからちょっと下げたときには中学生も教育委員会のほうと相談しながら、体験をさせないとまずいきなり主役というのは難しいのかもしれない。そういったことでは思っております。

それと、先ほどの宮本議員のお話の中にもありました仕事づくりという点では、今まさに私どもの町にすぐそばに新幹線が開業すると、そういう年です。私就任させていただい

てから、観光産業は森町のこれからの新しい産業になると思って、いろんな町としての取り組みを進めてまいりました。そういったところに、先般の子ども会議のときにも町立の夢のあるレストランをつくってくれないか、そういう小学生のご意見もありました。こういったことが将来本当に実を結んで、町の新しい観光産業づくりにつながってくればいいなと、そのように希望を持っているところでございます。

先ほどと重複してまいりますけれども、戦略会議の中における森高校生という位置づけにつきましては、今後それがいいことだとは思っておりますけれども、当然高校生側の立場の部分だとか、いろんなことを考えていかなければならない部分もあると思います。そういったところでは、有効性についても検討していきながら、中学生、高校生がどういう場面にふさわしいのか、それから出すべきなのかということも委員会や学校とも検討していきたいなと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（宮本秀逸君） ありがとうございます。そういった決意でやっていただきたいと思うのですが、18歳の選挙権といいますのは、自分たちがどういう時代をつくらうかという意思をあらわす場面でございますから、5年後、10年後にはその人たちが当然ながら主役になっていくわけでございますから、そこら辺はぜひ私は会議のメンバーにも入れるなり、もっともっと厚く意見を聞いていただきたいと、こんなふうに思うのです。

また、ちょっと違った見方をしますと、10年前に旧砂原町と森町が合併しまして、梶谷町長はそのときの町長でございました。そして、新しいまちづくりを構想されて、合併に踏み込まれたわけでございます。その後教育長をやられ、現在は町長として森町の最責任者でいらっしゃるわけです。10年前にはこれほど人口減が顕著になるとは思ってもいなかったと思うのですけれども、こういう時代になって、新しいまちづくりを志された梶谷町長でございますから、自分の在任中に本気で起死回生するぞというぐらいの意気込みで私はやっていただきたいと、こんなふうに思うのです。私ら凡人と違いまして、町長すごく見識も豊かだし、能力のすばらしい方だと思いますので、こういった問題、今の高校生の問題ひっくるめて、地方創生は本気で私が取り組んでいるのだという、それをもっともっとアピールなさっていただきたいと、こんなふうに思いますし、それが梶谷町長の責任でもあるというふうに私は思っております。合併を遂行されたということもありますし、今その立場にいらっしゃるというようなことで、これは梶谷町長の責任であるというふうに思っていますので、最後にその決意をひとつ聞かせてください。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の大変ご期待をいただいているご質問、大変感謝申し上げます。

このたび国のほうとしてまち・ひと・しごと、それから地方総合戦略の取り組みが始まりました。ただ、私はそういった国のほうでやらなくても、やらなくてもと申しますのはちょっと言葉悪いですね、合併時点ではここまで人口減になるとは、予測以上の減り方で

す。当時のシミュレーションでもほぼ今のところは大体想定の範囲なのかなと思いますけれども、ここ一、二年に対しての減少の仕方というのは10年前には想像が計算上では出ていなかったというふうな感じでございます。ここからは改めて分析をしてみますと、いろいろと数字的なものも、それから今後の推移というのも結構推計が予測される、そういう状態でございますから、これからの今ご質問いただいた若い方の力を活用するということも含めまして、きちんとした将来の森町の姿、これをきちっと見据えた形で与えられた任期をきちっと務め、果たしていきたいなど、そのように思っております。今新年度に向けた予算委員会もこれから始まりますけれども、その中には非常に思いのぎっちり詰まった、そういう予算内容だと、そのように私思っておりますので、その辺の議員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げながら、答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ①、まちづくりに高校生等の活躍を終わります。

次に、②、生徒の不登校問題についてを行います。

○15番（宮本秀逸君） それでは、2問目に入らせていただきます。全国の小中学校の不登校の生徒数は、約2万人と報道されております。学校内でのいじめや家庭環境の変化、虐待等、原因はさまざまでしょう。それが長く続くと将来的な希望をなくし、人生を破滅することもあります。言うまでもなく、若者はもちろん、全ての人々が命の大切さを知り、自分の生き方に自信を持ち、幸せになっていかなければなりません。教育行政執行方針の中にも大きく取り上げられております。

森町内の不登校の実態と考えられる原因と対策、その成果について伺います。また、一般の町民はどう捉えるべきか、できる支援策はあるのかも伺います。

以上です。

○教育長（香田 隆君） 宮本議員さんのご質問にお答えをいたします。

不登校問題につきましては、ご指摘のように、そのお子さんの人生に大きな影響を及ぼす可能性がある重大なことと認識をいたしております。現在町内小中学校における不登校児童生徒は、実態としてはおりますが、家庭訪問などにより保護者とのかかわりを絶やさず、本人との面談も実施されており、減少傾向にあります。不登校の原因は、さまざまあります。学習面での問題、生活面での問題、家庭の問題、友達関係などがあり、それらが複雑に絡み合ったものもございます。

不登校防止の取り組みといたしましては、中学校では教育相談員が常駐し、家庭訪問の実施や授業中の教室に入るなどして、課題を抱えている生徒に支援を行っております。また、落ちついて学習ができるよう、雰囲気づくりや安定した生徒指導など、一人一人が安心して学校生活を送ることができる学級経営を目指しているところでございます。さまざまな方策を進め、不登校の未然防止や解決に努めており、昨年度不登校だった子供が現在は登校できるようになったり、教室ではなく別の場所ですが、学習できるようになったりと、少しずつ成果は上がっているものというふうに捉えております。また、今後に向けま

しても、各教員が児童生徒に対する共感的理解を深め、不登校に関する基礎知識及び問題の早期発見やひきこもりに関する知識等を身につけていくことが必要であると考えております。さらには、学校、教育委員会、関係機関で情報を共有し、保護者と連絡を密にとりながら体制を整えていきたいというふうに考えてございます。

また、町民の方のご支援ということでございますが、保護者の了解がなければ直接子供とかかわることは難しいと考えておりますが、地域で見守っていただき、不登校の原因ともなり得る学校外での問題行動などが確認された場合、保護者、学校、教育委員会などにご連絡、ご相談をいただくと早期の解決や未然防止につながると考えております。ぜひご協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（宮本秀逸君） 私もこういったことに関しては非常に門外でございまして、実態がなかなかわからないわけですが、現実にいじめられているという女の子から相談を受けたことが実はありました。2年ほど前だったのですが、そしたら私の今60代の考えからしますとなかなか理解できない非常に繊細な部分で傷ついたりするのだなというのが実は私のそのときの驚きだったのです。ですから、いじめの問題に関しては、いじめられたという当人と、それからいじめたとする側の意識の違いなんかもあるのかなみたいにして、非常にびっくりした経緯がありました。ただ、その子はその後非常に立ち直ってくれて、元気に登校するというお話を伺いましたので、安心した経緯がございました。

非常にデリケートな部分の問題を常に含んでいると思いますので、私たちがなかなか立ち入っていけないというようなこともあろうかと思いますが、この町自体に、先ほど町長いろんな決意言ってくださいましたけれども、町自体でそういった部分は許さないぞというものをつくり上げていかなければならないと思うのです。そういった空気づくりが私は大事ではないかなと、こんなふうに思います。人間ですから、悪いことするなと学校で教わっても悪いことする人たちは出てきますし、人を殺すなというようなことが言われても、罰せられるぞというようなことがわかっていても人を殺したりするわけです。どこに問題があるか、なかなか私にはわかりませんが、常にそういった運動を絶やすことなくやっていかない限り、なかなかこの問題は解決していかないのではないかというふうに、私どもの立場でも、門外からもそういったことがうかがわれるのです。

ですから、もっともっと積極的に、父母とか直接関係者以外にも、教育長、そこら辺はこれからいろんな機会を通じて訴えていただきたいし、協力を仰いでもらうような体制づくりが私は必要かなと、そんな感じがするのです。そういった意味で、その決意のほどといますか、現実にはここにいます我々がその気に本気でなりさえすればまたかなり違った結果にもなっていくと、そういった広がりがあるが私は大事でないと、そんなふうに思っているのです。私たちにできること、そういったことを教育長が訴えていただきたいというようなことをもう一度教育長のほうからご答弁いただければと、このように思います。

○教育長（香田 隆君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

今宮本議員さんから言われました。いわゆる日常的な取り組みというのは私も本当に大切なことで、そういう日常生活の中にあるささいな出来事というのですか、それが子供たちの心に大きな影響を与えかねないということは私も十分感じていまして、まず私が今までやってきたことは、とにかく校長会の中では年に数回、私は3回ぐらい言っている。月に1回の校長会なのですけども、3回ほど、折に触れていじめの問題と不登校の問題についてはきちっと学校のほうで対応してほしいと。確かにいろんな家庭の問題なんかがありまして、なかなか学校としてもそこまで立ち入れない問題も実はあるというふうには聞いております。ただ、一番大切なことは、子供にとって学校に来ることの大切さですか、友達と一緒に過ごすことの大切さ、そういうことをぜひ保護者の方にも理解をしていただいて、学校に目を向けていただけるような、そんな働きかけをしてほしいということではお話をさせております。

それと、これは学校だけでは取り組めないものですから、各学校のPTA、それから地域の方々、そういう方々と思いを同じにして、そして具体的にこの子供さんがということは学校ではちょっと言えませんが、地域で見守りをしていただきながら、先ほど言いましたように何かそういうちょっとした問題行動みたいのがあった場合には、いろんな意味で連絡、そして一緒に考えてほしいというようなことをこれからもいろんな場面で続けていきたいなというふうに思っていますし、本当にいじめ、不登校は絶対になくしていきたいという決意は私も十分持っているつもりですので、今後ともそういう方向で進めさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ②、生徒の不登校問題についてを終わります。

以上で議席15番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、10、結婚、出産、子育て支援について、議席7番、河野文彦君の質問を行います。

○7番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

結婚、出産、子育て支援についてでございます。全国の自治体が国の進める地方創生実現のために、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に奔走しているところですが、さまざまな長期ビジョン、方向性、基本目標などに掲げられるのが人口減少と地域経済縮小の克服であり、ブレイクスルーを目指すためには地方への新たな人の流れ、地域活力の創造、子供を産み育てられる社会環境の形成といった課題が浮き彫りとなっております。

森町においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しているところですが、基本目標として森町人口ビジョンの達成が掲げられております。雇用の創出や魅力発信による移住、定住の促進など、さまざまな目標が明確化されておりますが、最も重要なのは結婚、出産、子育ての希望をかなえていただくこと、つまり人口の自然増を目指すことであると私は考えております。最近の森町の合計特殊出生率1.46という数字が出ておりますが、1990年、当時の厚生省が少子化に初めて危機感を持ったと言われております1.57を下回ってい

るのが現実であります。人口の推移を見ても、このころより人口自然減が連続しており、歯どめのかかっていない人口社会減に拍車をかけているのが現実であります。

しかし、昨年行われました地方創生に関するアンケート結果を見ますと、理想の子供の数は2人から3人と答えた方が最も多く、出産や子育てを迎える世代が理想の家族形成を実現することができたのならば、森町においても将来人口がこれほど問題化していなかったのかなと思うところもあります。一度低下した出生率を向上させて維持するためには、何世代にもわたる取り組みが必要であり、従来の延長ではない大胆な取り組みと言える施策が必要と考えますので、質問させていただきます。

まず、1点目に、結婚から子育てまでをデミングサイクル、PDCAサイクルを有効に活用して継続的に改善するためにも、中長期的な専門部署や担当者が必要不可欠だと思いますが、設置するお考えはあるかどうか。

2点目として、結婚、出産、子育てを迎える世代のニーズを的確に捉えるためにも、さらなる情報収集や意見交換など行う予定があるのかどうかというところを質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員のご質問は、このたび作成されました森町まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標のうち、結婚、出産、子育てにかかわってのものと考え、以下お答えいたします。

1点目についてですが、当町の総合戦略の推進体制としては、総合戦略策定推進委員会が主体となり、評価、検証、分析などをPDCAサイクルを導入しながら取り組んでいくこととしており、事務局である企画振興課が中心となり、事業実施課との連携のもと、登載事項の改善、改定に取り組んでいくこととしております。過去にも同僚議員から同様の設置についてのご質問をいただきましたが、先般とも同じ答えになるのでございますけれども、このようなことから、現段階では専門部署等の設置については考えておりません。

2点目についてですが、平成26年度の森町子ども・子育て支援事業計画策定時にニーズ調査を行っており、またその中の自由記述欄で多くの意見も把握しております。したがって、現段階では早急に大規模なニーズ調査などは考えておりませんが、附属機関として新たに設置されている森町子ども・子育て会議における取り組みとして、各委員構成団体の子育てなどに関する意見、要望なども討議議題として寄せていただけるような会議運営に努めてまいります。また、その他分野での取り組みにつきましても、他自治体の先進的な施策や事業の情報収集に努めるとともに、平成28年度からは第2次森町総合開発振興計画策定の取り組みもスタートしてまいりますので、この策定過程において町民、各団体など町内各層のご意見を伺う機会も設定ながら、その中で結婚、出産、子育てなどの課題につきましても議論を深め、施策が前進していくよう全力で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（河野文彦君） デミングサイクルの4つの活動を継続的に実施していくことは、

プロセスの改善といいますか、大変役立つと思いますので、ぜひ実現していただきたいと思うところです。ただ、結婚でいきますと、出会いから結婚、出産、子育てというところであれば、10年、15年、長いサイクルになってくるかと思います。現在の総合戦略の期間は5年と定められておりますが、5年で終了ではなく、2期、3期、10年、15年と長期的に継続されるべきだと私も考えております。頻繁に担当の職員が異動といいますか、引き継ぎはしっかりされるのでしょうかけれども、継続的な改善活動というところで見れば、やはり支障となってしまいます。担当の職員が長くいるほど継続改善活動にプラスになるのではないのかなというふうに思っているところです。総合職、総合的に対応できる職員の養成というところも大事かと思うのですが、この問題というのは専門職、専門化して対応が求められるほど重要なものかなというふうに私思っております。国のほうも中長期的視点に立つて取り組むことの必要性和訴えていますので、専門化、専門担当をぜひ配置してほしいなという思いがあります。

私は、例えばまだ家庭持っていない独身の職員がこの担当となって、みずからが結婚、出産、子育てという課題に立ち向かって克服していく、そしてみずからの経験も踏まえて一緒に子育てした町民の方の意見を吸い上げながら、一緒にPDCAサイクルを回していくと、それくらい大胆に取り組むが必要なのではないかなと思いますので、まずこの点をどういうふうにお考えか、再度質問させていただきます。

そして、昨年行われました地方創生アンケートで、森町で結婚支援を行うとしたらどのようなことが良いかという設問がございました。回答数が最も多かったのが雇用の場の確保と経済面を含めた住宅環境などの支援という回答だったと思います。雇用の場の確保というところでは、農業、漁業、1次産業から水産加工、介護まで、また新規創業者支援などさまざまな施策から各産業の安定した雇用を導き出していただけると、私は期待しているところです。

しかし、そのアンケートの設問に住宅環境などの支援という記載をしたということは、その時点でこういったことが課題でないかという抽出はもう済んでいたのかなと思います。しかし、今の総合戦略に掲げられています結婚支援を見ましても、婚活パーティーといいますか、出会いの場をつくるといったところに重点を置かれているようですが、ニーズとしてはそこではないのかなというところもありました。この時点で課題の抽出、調査、施策への反映といったサイクルがもう既にできていないのかなと、ちょっと不安になってしまっているところもあります。出産支援についても、具体的な施策に掲げられているのはこの森町という地域が抱える課題と合致していないのかなと考えさせられる部分もあります。子育て支援についても従来の施策の延長かなと思うところもあって、新しい支援としては修学旅行に係る経費の助成というのがありますけれども、これで子育てに希望を持っていたかという決定打にはなっていないのかなというところがありました。

早急に大規模な情報収集やアンケートは今のところ予定がないというふうに答弁いただきましたが、例えば結婚支援であったら、まだ单身の方、若い方、若い方でもいろんな会

に出てくる方と夜も昼も時間も関係なく働いている方ですとかと、多少環境は違うと思うのです。ですから、団体と意見交換とかだけではなくて、そういう方と直接、例えばどこかのにぎわいの場、お祭りの場でも花見の場でもいいです。職員の方がアンケートお願いしますと、若い方に絞って直接ヒアリングをする。そのようなことをしていったらどうかという考えがありますけれども、その辺について再度質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、専門の部署でございますけれども、河野議員のいろいろな自分の熱い思いから、このようにあったほうが将来のことを考えていいのではないかという、そういうご意見だったと思います。大変私もそういうところには共感をする部分もございます。しかし、町といたしまして、先ほども答弁させていただいたように窓口は企画課です。ところが、その中に各部署全ての人間がかかわってくることでありますから、しかも一つの部署で全てのことを深いところまで、詳細なところまでというのは負荷が大き過ぎるのかなと思います。まとめ役として企画課があって、それぞれの専門部分については各課が本当に深いところまで、そして特に町民と近いところにいる、そういう意見を吸い上げる、その組織は非常にこれは有効な形なのかなと私思っております。

そして、専門分野として一人の人間をずっと長く同じ課に置くということは、それはそれで町の人材の育成、職員の育成としてはちょっと好ましくない部分がございますので、そういった観点から今は窓口1つに、企画の担当課にしておきながら、全体でまち・ひと・しごと創生総合戦略会議の策定については全体で挑んでいくと、そういう考えから、専門部署は必要がないのかなと、そのような考えでございます。

また、いろいろな中身についてでございますけれども、河野議員の細かいところまで、そしてもっと大胆にいろんなところを取り組んでほしいなという、そういうご希望も非常に内容的にわかります。その中で、何よりも基本的にはPDCAサイクルをどんどん回していく、今完全に完璧な状態ではないと思います、私も。これは、プラン、ドゥー、チェック、アクション、このチェックの部分でもしどこかにもっと足りないところがある、そういうときにはもう一度それを再検討して、アクションとして起こしながら、またこのサイクルをどんどん回してすばらしいものにつくり上げていく、これが今の現状の状態、まだまだ入り口です。そこを基本に考えていけば、最初から完璧なものというのは正直ございません。ただ、中にはもっともっと、よしここだと、どんどん大胆にここにどんと費用を入れて、そして実際に具体的にやってみようという、そういったものもこれから出てくるのかなと、本当に私期待するところなのです。

そういったところでは、今はJA、農協の青年部が出会いのカップリングパーティーをやったり、それから漁協青年部がカップリングパーティー、まず出会いが大事だということではどんどん若い方に支援していきたいなと、そのように思っておりますし、また違う世代でも出会いが少ない、それから出会ったときにそういうチャンスが生まれるというこ

とを私も期待しているところでございますから、そういったところも今後の施策の中に考えながら進めていきたいな、結婚、出産、子育て支援について、それについて取り組んでいきたいなと思っております。重複いたしますけれども、PDCAは1回の回転で終わるものではございません。河野議員もこれはご承知だと思いますけれども、それをどんどん回しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、また貴重なご意見があれば、どうか提言していただきたいということを願ひまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（河野文彦君） ありがとうございます。クオリティーコントロールといいますか、デミングサイクルというのは、私たちの業界でも大変ツールとして役立てて事業の改善に用いているのですが、担当がかわってしまうと、ゼロからスタートとまではいきませんが、改めて引き継ぎして、何してという業務を理解するまで大変時間がかかってしまうところがあります。町長おっしゃったように、一人の方を長くその部署に張りつけてしまうと職員の育成に好ましくないというご答弁いただきましたが、町民からすれば、その分野に特化した職員の方、自分が結婚のときに相談した、その担当の方が自分が出産のときにもいる、そういった部署があれば本当に安心して相談できる、そういうところにもつながっていくのかなと思いますので、ジェネラリストといいますか、総合的に対応できる職員というのも大切だと思いますが、中長期的に対応してくれる窓口担当の方というのがぜひ欲しいなと思っておりますので、その辺今後このPDCAを回していく中で、もし担当部署のサイクルが早いなという部分が課題として上がるようであれば、そのときまた考えていただきたいと思うところです。

最初から完璧な計画はやはりないと思います。絶えずチェックして改善していくというのが大事だと思いますけれども、出会いが大事と先ほどお話しいただきました。またちょっと今掲げられている施策の部分に戻るのですが、例えば出会いという部分でいけば、今回ですと農業者、漁業者のみにスポットが当たっているというところだと思います。ほかの産業に従事している若者に目向けてもらっていないと思われてしまうのかなというところもありました。森町の基幹産業の後継者というところで考えれば、もちろん重要な施策であって、今後も進めるべきだと思いますけれども、商工業者であっても結婚支援はもちろんしていただきたいなと思います。出会いの場と考えると、例えば飲食店に従事していて深夜まで仕事して、深夜に帰宅するというと一般の方と時間がずれてしまいますので、そういった方のほうがかえって出会いの場って少ないのではないのかなと、かえって漁業者のほうが、漁業者の方でもまだ独身の方いっぱいいますけれども、私の周りを見ますと、友達、友人関係を見ますと漁業者の方ほど早く結婚して子供たくさんつくって方のほうが多いのではないかなと逆に思うのです。だから、今掲げられている農業、漁業者のみではなくて、今後商工業者、その他の方の部分にもスポット当てていただきたいというふうに思っております。

そして、出産支援についても、妻が出産を迎えたところですけれども、森に産婦人科がないものですから、函館に通院しておりました。森町には以前病院がありましたけれども、現在は休診という形になっているかと思います。ということは、森町の妊産婦の方々全員が函館か八雲に今通院している状態だと思います。例えばの話なのですけれども、出産支援となるとそういった通院、森町の外へ通院しなければならないという状況、そういう状況に多面的な支援が重要なのかなと考えているところもあります。子育てについて、今私の妻も一緒に働いてくれているのですけれども、共働きしていかないと進学させることも大変というような時世だと思います。保育や預かりといった部分も大切だと思いますけれども、共働き世代が保育していただいて働きに出るのではなくて、地域の中でおじいちゃん、おばあちゃんがいるのであれば、お孫さんと一緒に過ごせる時間をつくっていただくような施策、そういうのも子育て支援に十分つながっていくのではないかなと思っています。

現在掲げられている施策というのは一端であって、今後さまざまな情報収集の中から新たな課題も出てくると思います。それで、今後この総合戦略にこだわらずに、現在掲げられた施策にこだわらずに、今後もっと柔軟にフレキシブルに進めていくという考えがあるかどうかというところをまず1点お聞きしたいと思います。

そして、2点目ですけれども、これらの課題というのは10年、15年と長期的な対応が大事だと思います。梶谷町長自身が来年、再来年と歩みをとめずにこのPDCAをがっちり回していく、見ていくという気概をお持ちかどうかというところを質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

いろいろと細かいところまで議員勉強されて、今出てきている戦略会議の策定以上に深いところまで考えているなと思って感心しておりました。そういった中でも、これからは最終的には、そのままに固まったわけではなくて柔軟に、いろんないい意見があればそれは取り入れながら進めていくというのは私は基本だと思っていますので、これについては担当課ももちろんですが、そういう形でフレキシブルな対応をとっていきたいなと、そのように思っています。

また、その後の部分なのですけれども、私の任期は今年度秋まででございますし、それについては新年度予算について3月会議をきちんと終わらせて、その後に恐らくいろんな声がまたさらに出てくるだろうと、そのように思っております。私も前にも同僚議員の答弁でお答えさせていただきましたけれども、新年度のスタートをきちっと整えない段階で、まだ任期の後、来年、再来年のことまでは語れないなと、そのように思っているところでございます。どうぞその辺をご理解いただきながら、再答弁とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 結婚、出産、子育て支援についてを終わります。

以上で議席 7 番、河野文彦君の質問は終わりました。

以上をもちまして一般質問は終わりました。

◎日程第 4 議案第 21 号ないし議案第 35 号

○議長（野村 洋君） 日程第 4、議案第 21 号から議案第 35 号まで 15 件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第 21 号から議案第 35 号までについては、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く 15 人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。あわせて、質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案 1 件ごとに取り扱うものといたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 21 号から議案第 35 号までについては、議長を除く 15 人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく検査権を本議会により委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく検査権を本議会により委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 04 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩の中で互選がされまして報告がありましたので、委員長、副委員長が選任されましたので、報告をいたします。

委員長に三浦浩三君、副委員長に宮本秀逸君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りいたします。

予算等審査特別委員会付託議案審査のため、３月７日から３月１４日まで休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

３月７日から３月１４日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回の本会議は、３月１５日午後１時開会といたします。

延会 午前１１時０５分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成28年3月4日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成28年第1回森町議会3月会議会議録（第5日目）

平成28年3月15日（火）

開議 午後 1時00分

休会 午後 2時19分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 平成28年第1回 森町議会3月 会議付託議件
 - 議案第21号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第22号 森町総合開発振興計画の策定に関する条例制定について
 - 議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
 - 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
 - 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
 - 議案第26号 平成28年度森町一般会計予算
 - 議案第27号 平成28年度森町国民健康保険特別会計予算
 - 議案第28号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第29号 平成28年度森町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第30号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計予算
 - 議案第31号 平成28年度森町港湾整備事業特別会計予算
 - 議案第32号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
 - 議案第33号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計予算
 - 議案第34号 平成28年度森町水道事業会計予算
 - 議案第35号 平成28年度森町公共下水道事業会計予算
- 4 議案第36号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 5 議案第37号 平成27年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 6 議案第38号 平成27年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 7 意見書案第1号 児童虐待防止策の抜本強化を求める意見書
- 8 意見書案第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書

- 9 意見書案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書
- 10 意見書案第4号 「医療・介護綜合法」を見直し、誰もが安心して介護が受けられる財政・制度改革を求める意見書
- 11 意見書案第5号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書
- 12 意見書案第6号 消費税10%増税（平成29年4月）中止を求める意見書
- 13 議員の派遣について
- 14 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 三浦 浩三 君
2番 菊地 康博 君	3番 加藤 進 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 山田 誠 君
6番 檀上 美緒子 君	7番 河野 文彦 君
8番 佐々木 修 君	9番 小杉 久美子 君
10番 久保 友子 君	11番 木村 俊広 君
12番 西村 豊 君	13番 堀合 哲哉 君
14番 松田 兼宗 君	15番 宮本 秀逸 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副町長	片 野 滋 君
会計管理者兼 出納室長	釣 隆 吉 君
監査委員	池 田 勝 元 君
総務課長	木 村 浩 二 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安 藤 仁 君
防災交通課長	小田 桐 克 幸 君
契約管理課長	小井 田 徹 君
企画振興課長	長 瀬 賢 一 君
税務課長	伊 藤 昇 君
収納管理課長	澤 田 勝 則 君
保健福祉課長	山 田 仁 君

保健福祉課参事	住 吉	英 勝	君
保健福祉課参事兼	金 丸	由 起 子	君
保健センター長	佐々木	陽 市 郎	君
住民生活課長	山 本		君
環 境 課 長	宮 崎		君
農 林 課 長	鈴 木	修 一	君
農業委員会事務局長	黒 川	安 明	君
水 産 課 長	岩 瀬	英 一 夫	君
水 産 課 参 事	菊 池	一 崇	君
商工労働観光課長	横 山	裕 史	君
商工労働観光課参事	富 原	尚 哲	君
建 設 課 長	木 村	浩 二	君
砂 原 支 所 長	落 合	定 昭	君
地域振興課長	坂 井	幸 美	君
町民サービス課長	若 狭	壽 隆	君
保健対策課長	香 田		君
教 育 長	武 井		君
学校教育課長	宮 崎	弘 光	君
社会教育課長			
兼 公 民 館 長	中 島	将 尊	君
兼 図 書 館 長	若 松	幸 弘	君
生涯学習課長	金 丸	孝 也	君
生涯学習課参事	金 丸	義 樹	君
体育課長兼	柏 渕		君
体育館長兼	坂 田	明 仁	君
青少年会館長	石 島	則 幸	君
給食センター長	山 田	春 一	君
さくらの園・園長	山 下	英 一	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田	司 志	君
議 事 係 長	村 本		君
庶 務 係 長	喜 田	和 子	君

○会議に付した事件

- 1 議案第21号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 森町総合開発振興計画の策定に関する条例制定について
議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
議案第26号 平成28年度森町一般会計予算
議案第27号 平成28年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第28号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号 平成28年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第30号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第31号 平成28年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第32号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第33号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第34号 平成28年度森町水道事業会計予算
議案第35号 平成28年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 議案第36号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 3 議案第37号 平成27年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 4 議案第38号 平成27年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 5 意見書案第1号 児童虐待防止策の抜本強化を求める意見書
- 6 意見書案第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書
- 7 意見書案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書
- 8 意見書案第4号 「医療・介護総合法」を見直し、誰もが安心して介護が受けられる財政・制度改革を求める意見書
- 9 意見書案第5号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書
- 10 意見書案第6号 消費税10%増税（平成29年4月）中止を求める意見書
- 11 議員の派遣について
- 12 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、西村豊君、13番、堀合哲哉君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第21号ないし議案第35号

○議長（野村 洋君） 日程第3、平成28年第1回森町議会3月会議付託議件、議案第21号から議案第35号まで15件を一括議題としましたが、質疑、討論、採決については議案ごとに1件ずつ行うこととします。

予算等審査特別委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（三浦浩三君） 予算等審査特別委員会審査報告書。

平成28年3月4日、平成28年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議件15件を審査した結果、次のとおり議決したので、報告いたします。

1、付託議件名と議決結果。議案第21号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第22号 森町総合開発振興計画の策定に関する条例制定について、原案可決。

議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）、原案可決。

議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）、原案可決。

議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）、原案可決。

議案第26号 平成28年度森町一般会計予算、原案可決。

議案第27号 平成28年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第28号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第29号 平成28年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第30号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第31号 平成28年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。

議案第32号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。

議案第33号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。

議案第34号 平成28年度森町水道事業会計予算、原案可決。

議案第35号 平成28年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

2、審査の経過。(1)、3月8日、出席委員数15名。議案第21号から議案第25号の条例等議案の質疑、討論及び採決を行いました。また、議案第26号、一般会計予算の歳入、款1町税から歳出、款6農林水産業費、項2林業費、目4林道事業費について事項別明細書により質疑を行いました。

(2)、3月9日、出席委員数14名、議案第26号、一般会計予算の歳出、款6農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費から款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費について事項別明細書により質疑及び討論を行い、議案第26号、一般会計予算の採決を行いました。

(3)、3月10日、出席委員数15名。議案第27号から議案第32号の特別会計6予算及び議案第33号から議案第35号の事業会計3予算について質疑、討論及び採決を行いました。

3、審査の結果。平成28年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議案第21号から議案第35号までの15件については、3月8日から3月10日の3日間にわたり各委員の熱心な審議のもとに審査を終了いたしました。

審査の結果は、配付されている報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

理事者におかれましては、本委員会の審議過程において各委員から提言のあった諸事項を尊重の上、予算の執行面に十分反映されるよう願うものであります。

なお、本委員会は議長を除く15名で構成した特別委員会ではありますが、議長にはその立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な審査内容については省略させていただきます。

以上を申し上げまして、委員長の報告といたします。

○議長（野村 洋君）これから平成28年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、質疑、討論は委員会において既に終わっておりますので、質疑に関しては委員長報告に限った質疑としたいと思います。

議案第21号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第21号を採決します。
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。
議案第21号については、可決することに決定しました。
議案第22号 森町総合開発振興計画の策定に関する条例制定についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第22号を採決します。
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。
議案第22号については、可決することに決定しました。
議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）を議題とします。
これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第23号を採決します。
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり

可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第23号については、可決することに決定しました。

議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について(トマト集出荷選果施設)を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論よろしいですね。討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第24号については、可決することに決定しました。

議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について(ふれあいの森)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 平成28年度森町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 平成28年度森町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第27号については、可決することに決定しました。

議案第28号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり

り可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第28号については、可決することに決定しました。

議案第29号 平成28年度森町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第29号については、可決することに決定しました。

議案第30号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第30号については、可決することに決定しました。

議案第31号 平成28年度森町港湾整備事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第31号については、可決することに決定しました。

議案第32号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第32号については、可決することに決定しました。

議案第33号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第33号については、可決することに決定しました。

議案第34号 平成28年度森町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第34号については、可決することに決定しました。

議案第35号 平成28年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第35号については、可決することに決定しました。

◎日程第4 議案第36号

○議長(野村 洋君) 日程第4、議案第36号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（長瀬賢一君） それでは、議案第36号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明いたします。

本案は、森町過疎地域自立促進市町村計画を次のように変更することについて議会の議決を求めようとするものであります。

変更の内容につきましてご説明いたします。裏面の過疎地域自立促進市町村計画（変更）をごらん願います。変更しようとする計画の区分は、1、基本的な事項であります。（1）の町の概要では、1ページの28行目から31行目について平成33年の推計人口を1万6,204人から1万5,160人に変更するものであります。

また、（2）の人口及び産業の推移と動向では、2ページの13行目から20行目について平成32年の推計人口を1万6,406人から1万5,399人に変更し、それに伴いまして1世帯当たり人員を2.5人から2.3人に変更するものであります。

今回の計画変更は、平成32年と平成33年における推計人口につきまして国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに再度推計値の確認を行い、精査したものでございます。

以上、説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第36号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第37号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第37号 平成27年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第37号についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町一般会計補正予算の第10回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,865万円を追加し、歳入歳出それぞれ100億4,178万5,000円にしようとするものです。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表に掲載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページの歳入になりますが、款

14国庫支出金1,905万9,000円は地方創生加速化交付金として、また款18繰入金では財政調整基金から4,959万1,000円を財源調整として繰り入れるものです。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。歳出ですが、款2総務費、目12地方創生対策費では、ふれあい収集事業として高齢者等のごみ出しの負担軽減や安否確認の実施、また森町観光地域づくりプラットホーム整備事業では森町の観光資源を活用した中でリーダー的人材と各分野でのサポーターを育成して観光振興を図ろうとするもので、節11需用費から節27公課費まで関係経費総額1,906万1,000円を計上するもので、全額明許繰り越しをして28年度で執行をしようとするものです。資料ナンバー71と72を提出しております。

続いて、款3民生費では、平成26年度分の医療費確定に伴い国民健康保険特別会計へ1,258万9,000円を繰り出すものです。

続いて、款8土木費では、大雪により予算不足が懸念されるため、今後の降雪に備え3,700万円の除雪業務委託料を補正しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第37号に対する質疑を行います。

○6番（檀上美緒子君） 今回それぞれ地方創生絡みでの予算が出たということで、事業を2つ提起されています。高齢者の部分と観光の部分なのですが、これについて今後の見通しといいますか、今年度だけではなくて継続した事業として特に高齢者の部分については必要かと思うのですけれども、そのあたりの今後の見通しというあたりについてお聞かせ願いたいと思うのですが。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時25分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○企画振興課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

今回の事業で加速化交付金を活用した事業ということで高齢者の触れ合いの事業を今回補正で計上してございますけれども、これにつきましては今年度まず繰り越して予算執行していくわけですが、事業を執行していった、その成果についてはまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定推進委員会においてKPIの評価等をして、今後継続していくかどうかということの評価した上で、続けていくかどうかということ判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（檀上美緒子君） 国からの交付金というか、それも可能というか、継続されるという見込みもあるのですか。

○企画振興課長（長瀬賢一君） お答えします。

今回のこの加速化交付金につきましては、ふれあい収集に関しましては初期費用ということでダンプの購入費ですとかごみ箱の経費、あと調査費といったものになっておりまして、初期段階に活用する交付金ということでございますので、この交付金がそのまま引き続き活用されるかどうかということについては、そうではないということでございます。

○6番（檀上美緒子君） ということは、事業として交付金がなくても継続して町独自の財政保障もしながら続けていくというふうにして解釈してよろしいですか。

○企画振興課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、策定推進委員会の中でK P I 評価いたしまして、継続するかどうかということを考えながら進めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○14番（松田兼宗君） 幾つかあるのですが、まずふれあい収集調査業務委託料というか、この事業全体についてなのですが、まずこれ誰が収集しようとしているのか。それと、委託料の調査するって誰が調査するのですか。コンサルかどこかに委託するということですか、それとも社協とかに委託するのか、その辺具体的に考えてあればお知らせください。

それと、これをやる上で町内会等に相談しているのでしょうか。というのは、実際にごみの収集というのは町内会でやっているというか、ごみのステーションがあって、その中でやっている話で、それを戸別収集をするという話になってくるといろんな問題が出てくるだろうなと思っていますので、その辺どうなのか。

それと、これを誰を対象とするのかということに対してのその選別しなければならないですよね。K P I の目標は100世帯というふうになっているのですが、その辺がどういう基準で選別するのか。その辺がわからないので、その辺まずお願いします。

それと、観光地プラットホームの事業についてなのですが、今回500万というのは8回のセミナーの部分に係る経費として500万ということなののでしょうか。そのほかの部分というのは、一切この予算の中に入っていないということ。さらに、これをきっかけにして、リーダーの育成、1名育成するという話と、それとあわせて組織もつくっていくみたいな話では書いているのだけれども、その辺の流利的なことを今回はたまたま最初の外部講師によるセミナーの部分の500万だというふうに理解していいのか、その辺お願いします。

○環境課長（山本 憲君） お答えいたします。

誰が収集するのかということでございますけれども、職員で対応しようと思っております。

それと、調査委託の件ですが、コンサルに委託をして調査をしようというものでございます。

誰を収集するのかということですが、まず資料ナンバー71を提出してございますけれども、この事業は一昨年度から実施しております粗大ごみの戸別収集事業とは別の事業でございまして、75歳以上の高齢者のみの世帯、それから要介護2以上の認定を受けて

いるなどの一定の要件を満たす世帯のごみ出しに係る負担軽減を図るための事業でございまして、粗大ごみ以外の全てのごみを定期的に戸別回収して、声かけによる安否確認を行うというような事業にしようとするものでございます。

町内会等への相談でございますけれども、町内会等にはまだ相談はしてございません。調査委託をした上で、今後具体的に実施要領なりを定めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 商工労働観光課参事。

○商工労働観光課参事（横山崇裕君） お答えいたします。

森町観光地域づくりプラットホーム整備事業につきましては、その費用500万円につきましては、内訳の説明をさせていただきながらお答えしたいと思っております。資料ナンバー72の右下にお示ししております年間8回程度予定している勉強会の全体企画、講師の選定及び諸調整、また観光商品のアイデア出しなどを行うワークショップを含む各会、勉強会の司会進行、観光地域づくりプラットホーム立ち上げに当たってのノウハウの提供やアドバイスをいただくなど受託者に係る人件費や旅費が約340万円、地元講師や外部講師に係る謝金などは約117万円、会場使用料や消耗品、あるいは消費税などで約43万円となっております。この500万円を活用させていただきまして、今年度につきましては旅行代理店や個人の旅行者と町内の観光関係者を1つの窓口でつなぐ組織として、森町観光地域づくりプラットホームの立ち上げを進めていこうとするものでございます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） まず、環境衛生のほうで対応するということなのですね。

それで、今やっている部分の一番問題あると思うのは、これをやることによって誰をどうやって選別するかという問題があって、実際の町内会サイドの中でどういうことが起きているかという、もうそういう問題が出てきていて、ごみのステーションまで出すのが大変だという話、それと当番制になっていると鍵の管理とかごみのステーションの管理の問題があって、それ自体ができないというお年寄りが出てきているのは確かなのです。だけれども、その判断する基準というのはどうもあやふやになると、町内会の中でそのステーションごとのグループの人間同士の分断というか、対立が起きてくる可能性があるわけですね。例えば2世帯住宅の場合どうするのかとかという具体的な問題がまだまだ出てくると思います。その辺を検討しないでいきなりやるというのは問題が起きるのかなと。

さらに、コンサルに調査委託すると言っているけれども、この調査内容というのは一体どういうことかということ、戸別収集対象者の把握ですよ。これわかりますよね。実際介護度のあれからいっても、全部把握しようと思えば町のほうで把握ができる。それと、対象者世帯のマップの作成といってもそんな面倒な問題ではないと思っています。問題は、ごみ出しに関するアンケート調査をやってもらうという形でしょう。とすれば、全く今回のあれと趣旨が違うのではないですかと思うわけです。

さらに言えば、戸別収集を将来的にやっていくという考えがあるのですかというふうにもとられるのです、これをやると。とすると、今ごみのステーションをつくって、各町内会に配付していますけれども、その事業自体無駄な話になってくるわけです。本来であればごみの収集というのは戸別収集、函館市は全部戸別収集やっています。それと、あえてまだ言うところ、地方創生という中でやる事業としては、それを当然考えていくべきなのかなと思っていて、何でもかという人を雇わないのです。業者に全部今は委託していますよね、収集。だから、そうだとすれば新たにそういう車の問題とかって、そういう戸別収集することによって雇用が生まれてくるわけです。とすれば、将来的に今回の流れの中では戸別収集するのを目的としているのかなと、そういう部分ですごく思うわけです。だから、その辺どう考えているかということをお願いします。

それと、もう一つ、観光地域づくりのプラットフォームについてなのですが、予算委員会でも聞きましたけれども、新たに人材を確保するのと組織をつくるという話は言っているのだけれども、それをもう一度確認したいのですが、観光協会ではだめなのですかということの確認と、外から観光客が来る場合にその窓口というのは全然組織的な部分で今ないとか考えるのか、それともこの流れでいくと役場の中につくるのか、その辺が全然わからないのと将来的に、今回やるのはいいのだけれども、どういうふうな最終的な目的というのがイメージできないのです。先ほど壇上議員のほうからあった見通しの部分だと思うのですが、どうも先が見えてこない。その辺5カ年の中でやっていくわけですから、その辺を最終的なKPIの目標としては数値は出ているけれども、実際のところのイメージが全然湧いてこないのです。その辺を説明していただければと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○環境課長（山本 憲君） お答えいたします。

ごみの収集でございますけれども、ふれあい収集はステーションで収集するのではなくて、戸別に自宅に町でごみの回収ボックスを設置させていただいて、自宅に回収に伺うという事業でございます、燃えるごみから資源ごみ全てを自宅に収集に伺うというような事業でございます。

それと、将来的に戸別収集するののかという問題ですけれども、現在もステーション収集していますので、戸別収集するということになると相当な財政的な部分だとか必要になってまいりますので、それは今後検討したいなというふうに思っております。

以上です。

○企画振興課長（長瀬賢一君） それから、1点目について雇用の関係のお答えですけれ

ども、この事業は高齢者ですとか要介護者のみで構成される世帯に対する事業でして、声かけによる安否確認もやるということですので、まずは行政が主体となって事業実施していくということでございますけれども、この事業をやっていく中で評価を当然していくと思います。その部分で雇用の創出が生まれる余地が出てくる可能性もございますので、そういった場合には民間のほうにシフトしていくことも想定されるということでございます。

それから、委託料の関係なのでございますけれども、500万高額だということで、何をやるかというような部分ですけれども、この事業については、町の単費の事業であればこのような形で委託かけるということはなかなか難しいことなのではないかと思っておりますけれども、今回交付される加速化交付金につきましては原則ソフト事業が対象となっておりまして、ハード分というのが総事業費の50%を超えてはだめだということになっております。そのことから、ソフト分としてごみ箱の分の200万円、それから調査業務委託料500万円で700万円ということで、ハード分のダンプの購入費ということで691万を上回るような予算組みとなっております。交付金を活用した事業ですので、より細かい調査業務委託料ということで計上しているところでございます。

以上でございます。

○商工労働観光課参事（横山崇裕君） お答えいたします。

資料ナンバー72の左側の上から2つ目に森町に必要なものということで整理をしておりますけれども、森町の魅力を最大限生かして、観光商品の企画や提供、観光消費額の増加といった一連の流れ、これをしっかりコーディネートできる人は今まだ森町にはいないというふうに認識をしております。また、（2）番目に、観光案内、申し込み、受け付け、サービスの提供といったようなことをサポーターと呼んでいる方々と連携しながらワンストップ的に実施できる機能を備えた十分な組織体制には現在の森観光協会もまだなっていないのではないかという認識でございます。それで、この森町観光地域づくりプラットフォーム整備事業につきましては、森観光協会の機能強化も念頭に置いた事業として平成28年度は進めたいと考えておりまして、まずは町が中心となって事業を進めていながら、事業を実施しながら途中の状況をきちんと検証しながら将来的な方向性も検討してまいりたいと考えております。

○14番（松田兼宗君） まず最初に、商工観光のほう、今の話からなのですが、当面は役場の商工観光が窓口になるのだというふうな理解でよろしいですか。というのは、新幹線26日に来るのです。そういう中で、これからつくろうということ自体全然話にならない状態で、今観光協会そういう体制にないという話を言うわけですから、実際問題としていろんな問い合わせというのは町のほうに来ているのがほとんどだと思うのです。とすれば、それをいずれまた別な組織をつくって、それを変えていくのだという話で受け取れるのだけれども、当面は役場の中でその機能を果たしていくのだという考えでいいのですよね。それで、実際に対応しているというところでちょっと疑問もあるので、その確認をお願い

します。

それと、ごみ収集の問題なのですが、まずこの委託料のアンケートに500万かけるというのはちょっと納得できない。ごみ出しに関するアンケートですよね。とすれば、先ほど言ったように今のごみの収集の問題があるからこういう問題出るのでしょうか。お年寄りの大変だからというのをアンケート調査するだけの調査で500万なんて考えられない話です。その調査やるのだったら、コンサルに出すのではなくて、この500万を町内会とか、前はいろんな独居老人について社協でやってもらっていますよね。森の町に落ちる形にしてくれるほうがずっといいと思うのです。それこそふるさと創生になるのではないですかと思うのですけれども、どうもその辺の考えがわからないのだけれども、実際にそういうアンケートの中身とかも検討しているのですか。当然ごみの収集になると、全体のごみの収集どう考えているのかというアンケート調査にならざるを得ないわけですね。その辺どう考えているかということと、車を買ってまでやるというのは当然維持管理の問題今後かかってくるわけですが、今回のばかりではなくて。どんどんそういう対象になる人が今後増えていく一方で、減っていくということは考えづらい。だから、先ほども言ったように選別せざるを得ない状況に、100という数字出しているわけですから。実際に不燃のあれを収集しているのは87という実績書いているわけです。もしこれをやろうとすれば100以上の数値というのは可能なのではないかと思うのですけれども、その辺どう考えているのか。そして、具体的に実際に収集するかどうかというのは、ごみ出るか出ないかというのがありますよね。出ないところに行く必要ないわけだから、その辺の仕組みまで考えているのか、実際に。100件のためにこれだけのお金をかけるわけです。ちょっとそれも考えづらいなと思って、こういう事業ってあり得るのかなと。問題は、最初に言ったようにこういうことをやると町内会の人間同士の関係が悪化するのです。その危険がある。その人のうちに収集来てくれるわけですから。そのほかの人は全部ステーションまで持っていくのです。それをどう考えているのか聞いて終わりますけれども。

○副町長（片野 滋君） 私のほうから回答させていただきます。

まず、ソフト事業の部分の委託料の500万円ですけれども、今想定しているのはどこかコンサルにお願いしようという考えでございましたけれども、今議員のおっしゃるとおり、例えば町内会等でそれらのことができるのかということも検討しながら、この計画の策定については考えてまいりたいと、このように考えております。

それから、車の維持管理だとかそういうものもおっしゃられましたけれども、今想定しているのが今の段階で100件という想定で進めております。ただ、先ほど来ずっと申し上げているとおり、いわゆるK P I、これから事業の評価をして、対応がもっともっと求めている人間が多いのだと、対象者が多いと。それは、対象者を選別するというか、決めるそのラインを決定する時点で大きな利用に差が出ると思いますけれども、それらも検討しながら、もしこれが年度途中であっても対象者が多いのだということであればその辺は検討できる問題だと私は考えております。仮に倍の200件になっても対応可能だと思います。

それで、そのごみステーションの管理といわゆる町内会におけるいろいろな問題もご指摘ございましたけれども、私はそこはあくまでも今のこの事業というのはそういうごみをステーションに持ち込むことができない、いわゆる福祉サイド的な面からの事業と捉えております。ですから、それを行うことによって町内会の中でそのような問題が出るのだというご指摘でございますけれども、そこは通常のごみの収集、ステーションに対するごみ出し、それらをもっと環境課のほうからも指導してまいりますけれども、今後もまた町内会のいろいろな面でのご協力をいただきながらごみに関しては進めてまいりたい。今の事業については、あくまでもそういうごみを出す時点で不自由をなさっている方に対する事業という捉え方で進めてまいりたい、このように思っております。

○商工労働観光課参事（横山崇裕君） お答えいたします。

森町観光地域づくりプラットホーム整備事業につきましては、森観光協会の機能強化も念頭に置きながら、当面は役場が中心となって進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 今副町長のあれで、人数の問題なのですが、実際不自由している人というのは現実にはほとんどいないという認識持っているのです。なぜかという、ほとんど介護度3以上はヘルパーが入っているはずなのです。ヘルパーがやっているのです、実際は。だから、本人なんてやっているはずがないのです。そこからすると、やっぱりおかしいと思うのですけれども。

○副町長（片野 滋君） お答えします。

要介護者については、今ご指摘のとおり、ヘルパーさんが対応する部分あると思うのです。ただ、そこに至らない方でもごみステーションまで持ち込むことがかなり困難な方というのは私はたくさんいると思います。それから、ヘルパーにお願いしている場合も、それは例えば1週間のごみ収集のカレンダーがあって、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみございますので、もしそれを毎日頼むようなことになると、また私は大変ヘルパーさんのほうにお願いするのも大きな問題になろうかと思っております。要するに今計画しているのは、そういう困難な方に対して家庭にボックスを置いていただいて、そこに燃えるごみから資源ごみから燃えないごみから全て保管していただくと。それを収集して分別をするという業務を考えておりますので、そういう面では非常にいい事業になるのではなかろうかと、私はそう考えております。

○15番（宮本秀逸君） ちょっと議長、休憩してもらってよろしいですか。休憩の中のほうが……

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時57分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○7番（河野文彦君） ふれあい収集のほうで質問したいと思います。

需用費の収集用のごみかご、45リッターのごみ袋3個以上で2分別、6個となると相当なサイズになると思うのです。これは屋内用ではなくて屋外用かなというふうに私はイメージしたのですが、屋外にかごを置いて、お年寄りの方がそこまで出す、それを収集に行く、これだと触れ合いがどこに生まれるのかなというふうに疑問に思いました。これであれば現在家の中でごみを置くスペースというのは納戸か裏玄関かわからないですが、そこはそこで今までどおりやってもらって、収集に行った方が玄関ピンポンして、おじいちゃん、ごみとりに来たよ、そういった形のほうがいいと思うのですが、このごみかごを設置するに至った経緯というところをお願いいたします。

○環境課長（山本 憲君） 答えいたします。

ごみ箱の大きさなのですが、プラスチック製でふたのついたごみ袋3個程度入る程度の大きさのものを考えてございます。それで、触れ合いということですが、収集に伺ったときに声をかけると、元気ですかというようなことでご自宅のほうに声をかけさせていただいて安否を確認すると。例えば返事がないとか連絡とれない場合は、事前に登録していただいた立会人だとか緊急連絡先のほうに連絡を差し上げて、再度安否確認をするというような内容にしようかなというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（山田 誠君） 今いろいろお聞きしましてもさっぱり進むような話でない。それで、副町長が先ほど言っていましたけれども、一応これでスタートをして、ぐあいが悪いところは是正して、このふれあい収集事業を推進すべきだと、そういうふうに思いますので、あとはすぐ町内連合会の会長さんとかいろいろ集めてこの内容等々説明して、それで実施すべきだと私は思うのだけれども、その手続きがちょっと欠けている。そういうことをきちっと踏まえた上で事業の執行を行っていただきたい。そうでないと、今話いろいろ出ているように、あれもだめだ、これもだめだ、そうすればだめだというのが出てくるので、町内会がいいと言ったら町が執行すればいいと思うのだけれども、担当者いかがですか。

○環境課長（山本 憲君） 答えいたします。

今山田議員がおっしゃるように、町内会連合会等々に説明をしまして、今後そのように取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第38号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第38号 平成27年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第38号について説明いたします。

本案は、平成27年度森町国民健康保険特別会計補正予算の4回目となるものです。

歳入歳出1,258万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ33億3,231万2,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。初めに、歳出から説明いたします。6ページをお開き願います。款9諸支出金、項1償還金及び還付金1,258万9,000円は、平成26年度国民健康保険療養給付費等負担金等交付額が確定し、返還を要する額の通知がありましたので、補正をするものです。

また、そのことに伴いまして款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費の財源内訳を変更するものです。

歳入についてご説明いたします。4ページにお戻り願います。款8繰入金、項1一般会計繰入金の補正は、歳出で説明いたしました財源について議案第37号で議決いただきました一般会計繰入金によりまして対応しようとするものです。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第38号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第6、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第7、意見書案第1号 児童虐待防止策の抜本強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第7、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第8、意見書案第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第8、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 意見書案第 3 号

○議長（野村 洋君） 日程第 9、意見書案第 3 号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書を議題といたします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 3 号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第 3 号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第 9、意見書案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 意見書案第 4 号

○議長（野村 洋君） 日程第 10、意見書案第 4 号 「医療・介護総合法」を見直し、誰もが安心して介護が受けられる財政・制度改革を求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 4 号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第 4 号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第 10、意見書案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 意見書案第 5 号

○議長（野村 洋君） 日程第 11、意見書案第 5 号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 5 号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第11、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第12、意見書案第6号 消費税10%増税(平成29年4月)中止を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第6号に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(野村 洋君) 起立少数であります。

よって、日程第12、意見書案第6号は、否決されました。

◎日程第13 議員の派遣について

○議長(野村 洋君) 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第14 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第14、休会中の所管事務調査等の申し出を議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本3月会議に付議されました案件の審議は全て終了しました。

平成28年第1回森町議会3月会議を終了いたします。

長時間にわたりご審議いただき、どうもご苦労さまでございました。

休会 午後 2時19分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成28年3月15日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員